

長和町地域防災計画

令和6年3月

長 和 町

目 次

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第1編 総則 | 1 |
| 第1節 計画作成の趣旨..... | 3 |
| 第2節 防災の基本理念及び施策の概要..... | 4 |
| 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱..... | 7 |
| 第4節 防災面からみた長和町の概況..... | 13 |
| 第5節 地震被害想定..... | 19 |
| | |
| 第2編 風水害対策編 | 27 |
| 第1章 災害予防計画 | 29 |
| 第1節 風水害に強いまちづくり..... | 29 |
| 第2節 災害発生直前対策..... | 34 |
| 第3節 情報の収集・連絡体制計画..... | 36 |
| 第4節 活動体制計画..... | 38 |
| 第5節 広域相互応援計画..... | 41 |
| 第6節 救助・救急・医療計画..... | 43 |
| 第7節 消防・水防活動計画..... | 46 |
| 第8節 要配慮者支援計画..... | 50 |
| 第9節 緊急輸送計画..... | 61 |
| 第10節 障害物の処理計画..... | 64 |
| 第11節 避難の受入活動計画..... | 65 |
| 第12節 孤立防止対策..... | 75 |
| 第13節 食料品等の備蓄・調達計画..... | 78 |
| 第14節 給水計画..... | 80 |
| 第15節 生活必需品の備蓄・調達計画..... | 82 |
| 第16節 危険物施設等災害予防計画..... | 84 |
| 第17節 ライフライン施設災害予防計画..... | 86 |
| 第18節 通信・放送施設災害予防計画..... | 89 |
| 第19節 災害広報計画..... | 91 |
| 第20節 土砂災害等の災害予防計画..... | 93 |
| 第21節 防災都市計画..... | 97 |
| 第22節 建築物災害予防計画..... | 99 |
| 第23節 道路及び橋梁災害予防計画..... | 101 |
| 第24節 河川施設災害予防計画..... | 103 |
| 第25節 ため池災害予防計画..... | 105 |
| 第26節 農林水産物災害予防計画..... | 106 |
| 第27節 二次災害の予防計画..... | 108 |
| 第28節 防災知識普及計画..... | 110 |
| 第29節 防災訓練計画..... | 116 |
| 第30節 災害復旧・復興への備え..... | 119 |
| 第31節 地区防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画..... | 121 |

| | | |
|--------------|-----------------------|------------|
| 第 32 節 | 企業防災に関する計画 | 123 |
| 第 33 節 | ボランティア活動の環境整備 | 125 |
| 第 34 節 | 災害対策基金等積立て及び運用計画 | 127 |
| 第 35 節 | 風水害対策に関する調査研究及び観測 | 128 |
| 第 36 節 | 観光地の災害予防計画 | 129 |
| 第 37 節 | 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 130 |
| 第 2 章 | 災害応急対策計画 | 131 |
| 第 1 節 | 災害直前活動 | 131 |
| 第 2 節 | 災害情報の収集・連絡活動 | 150 |
| 第 3 節 | 非常参集職員の活動 | 161 |
| 第 4 節 | 広域相互応援活動 | 172 |
| 第 5 節 | ヘリコプターの運用計画 | 178 |
| 第 6 節 | 自衛隊の災害派遣 | 182 |
| 第 7 節 | 救助・救急・医療活動 | 186 |
| 第 8 節 | 消防・水防活動 | 189 |
| 第 9 節 | 要配慮者に対する応急活動 | 192 |
| 第 10 節 | 緊急輸送活動 | 195 |
| 第 11 節 | 障害物の処理活動 | 198 |
| 第 12 節 | 避難受入れ及び情報提供活動 | 200 |
| 第 13 節 | 孤立地域対策活動 | 215 |
| 第 14 節 | 食料品等の調達供給活動 | 218 |
| 第 15 節 | 飲料水の調達供給活動 | 222 |
| 第 16 節 | 生活必需品の調達供給活動 | 224 |
| 第 17 節 | 保健衛生・感染症予防活動 | 225 |
| 第 18 節 | 遺体の捜索及び処置等の活動 | 228 |
| 第 19 節 | 廃棄物の処理活動 | 229 |
| 第 20 節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 | 231 |
| 第 21 節 | 危険物施設等応急活動 | 233 |
| 第 22 節 | ライフライン施設応急活動 | 237 |
| 第 23 節 | 通信・放送施設応急活動 | 240 |
| 第 24 節 | 災害広報活動 | 242 |
| 第 25 節 | 土砂災害等応急対策 | 244 |
| 第 26 節 | 建築物災害応急活動 | 246 |
| 第 27 節 | 道路及び橋梁応急活動 | 248 |
| 第 28 節 | 河川施設等応急活動 | 250 |
| 第 29 節 | 災害の拡大防止と二次災害防止活動 | 251 |
| 第 30 節 | ため池災害応急活動 | 255 |
| 第 31 節 | 農林水産物災害応急活動 | 256 |
| 第 32 節 | 文教活動 | 259 |
| 第 33 節 | 飼養動物の保護対策 | 262 |
| 第 34 節 | ボランティアの受入体制 | 263 |
| 第 35 節 | 義援物資及び義援金の受入体制 | 265 |
| 第 36 節 | 災害救助法の適用 | 267 |

| | | |
|--------------|--------------------------|------------|
| 第 37 節 | 観光地の災害応急対策 | 269 |
| 第 3 章 | 災害復旧計画 | 270 |
| 第 1 節 | 復旧・復興の基本方針の決定 | 270 |
| 第 2 節 | 迅速な原状復旧の進め方 | 271 |
| 第 3 節 | 計画的な復興 | 273 |
| 第 4 節 | 資金計画 | 276 |
| 第 5 節 | 被災者等の生活再建等の支援 | 277 |
| 第 6 節 | 被災中小企業等の復興 | 281 |
| 第 7 節 | 被災した観光地の復興 | 283 |
| 第 3 編 | 震災対策編 | 285 |
| 第 1 章 | 災害予防計画 | 287 |
| 第 1 節 | 地震に強いまちづくり | 287 |
| 第 2 節 | 情報の収集・連絡体制計画 | 290 |
| 第 3 節 | 活動体制計画 | 292 |
| 第 4 節 | 広域相互応援計画 | 293 |
| 第 5 節 | 救助・救急・医療計画 | 294 |
| 第 6 節 | 消防・水防活動計画 | 295 |
| 第 7 節 | 要配慮者支援計画 | 296 |
| 第 8 節 | 緊急輸送計画 | 297 |
| 第 9 節 | 障害物の処理計画 | 298 |
| 第 10 節 | 避難の受入活動計画 | 299 |
| 第 11 節 | 孤立防止対策 | 300 |
| 第 12 節 | 食料品等の備蓄・調達計画 | 301 |
| 第 13 節 | 給水計画 | 302 |
| 第 14 節 | 生活必需品の備蓄・調達計画 | 303 |
| 第 15 節 | 危険物施設等災害予防計画 | 304 |
| 第 16 節 | ライフライン施設災害予防計画 | 305 |
| 第 17 節 | 通信・放送施設災害予防計画 | 308 |
| 第 18 節 | 災害広報計画 | 309 |
| 第 19 節 | 土砂災害等の災害予防計画 | 310 |
| 第 20 節 | 防災都市計画 | 311 |
| 第 21 節 | 建築物災害予防計画 | 312 |
| 第 22 節 | 道路及び橋梁災害予防計画 | 315 |
| 第 23 節 | 河川施設災害予防計画 | 316 |
| 第 24 節 | ため池災害予防計画 | 317 |
| 第 25 節 | 農林水産物災害予防計画 | 318 |
| 第 26 節 | 積雪期の地震災害予防計画 | 320 |
| 第 27 節 | 二次災害の予防計画 | 324 |
| 第 28 節 | 防災知識普及計画 | 326 |
| 第 29 節 | 防災訓練計画 | 331 |
| 第 30 節 | 災害復旧・復興への備え | 332 |
| 第 31 節 | 地区防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画 | 333 |
| 第 32 節 | 企業防災に関する計画 | 334 |

| | | |
|--------------|-----------------------|------------|
| 第 33 節 | ボランティア活動の環境整備 | 336 |
| 第 34 節 | 災害対策基金等積立て及び運用計画 | 337 |
| 第 35 節 | 震災対策に関する調査研究及び観測 | 338 |
| 第 36 節 | 観光地の災害予防計画 | 339 |
| 第 37 節 | 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 | 340 |
| 第 2 章 | 災害応急対策計画 | 341 |
| 第 1 節 | 災害情報の収集・連絡活動 | 341 |
| 第 2 節 | 非常参集職員の活動 | 343 |
| 第 3 節 | 広域相互応援活動 | 347 |
| 第 4 節 | ヘリコプターの運用計画 | 349 |
| 第 5 節 | 自衛隊の災害派遣 | 350 |
| 第 6 節 | 救助・救急・医療活動 | 351 |
| 第 7 節 | 消防・水防活動 | 352 |
| 第 8 節 | 要配慮者に対する応急活動 | 353 |
| 第 9 節 | 緊急輸送活動 | 354 |
| 第 10 節 | 障害物の処理活動 | 355 |
| 第 11 節 | 避難受入れ及び情報提供活動 | 356 |
| 第 12 節 | 孤立地域対策活動 | 357 |
| 第 13 節 | 食料品等の調達供給活動 | 358 |
| 第 14 節 | 飲料水の調達供給活動 | 359 |
| 第 15 節 | 生活必需品の調達供給活動 | 360 |
| 第 16 節 | 保健衛生・感染症予防活動 | 361 |
| 第 17 節 | 遺体の捜索及び処置等の活動 | 362 |
| 第 18 節 | 廃棄物の処理活動 | 363 |
| 第 19 節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 | 364 |
| 第 20 節 | 危険物施設等応急活動 | 365 |
| 第 21 節 | ライフライン施設応急活動 | 366 |
| 第 22 節 | 通信・放送施設応急活動 | 367 |
| 第 23 節 | 災害広報活動 | 368 |
| 第 24 節 | 土砂災害等応急対策 | 369 |
| 第 25 節 | 建築物災害応急活動 | 370 |
| 第 26 節 | 道路及び橋梁応急活動 | 372 |
| 第 27 節 | 河川施設等応急活動 | 373 |
| 第 28 節 | 二次災害防止活動 | 374 |
| 第 29 節 | ため池災害応急活動 | 378 |
| 第 30 節 | 農林水産物災害応急活動 | 379 |
| 第 31 節 | 文教活動 | 381 |
| 第 32 節 | 飼養動物の保護対策 | 384 |
| 第 33 節 | ボランティアの受入体制 | 385 |
| 第 34 節 | 義援物資及び義援金の受入体制 | 386 |
| 第 35 節 | 災害救助法の適用 | 387 |
| 第 36 節 | 観光地の災害応急対策 | 388 |
| 第 3 章 | 災害復旧計画 | 389 |

| | | |
|------------|------------------------------|------------|
| 第1節 | 復旧・復興の基本方針の決定 | 389 |
| 第2節 | 迅速な原状復旧の進め方 | 390 |
| 第3節 | 計画的な復興 | 391 |
| 第4節 | 資金計画 | 392 |
| 第5節 | 被災者等の生活再建等の支援 | 393 |
| 第6節 | 被災中小企業等の復興 | 394 |
| 第7節 | 被災した観光地の復興 | 395 |
| 第4編 | 原子力災害対策編 | 397 |
| 第1章 | 総則 | 399 |
| 第1節 | 計画作成の趣旨 | 399 |
| 第2節 | 防災の基本方針 | 400 |
| 第3節 | 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 | 400 |
| 第2章 | 災害に対する備え | 403 |
| 第3章 | 災害応急対策 | 404 |
| 第1節 | 基本方針 | 404 |
| 第2節 | 情報の収集・連絡活動 | 404 |
| 第3節 | 活動体制 | 405 |
| 第4節 | モニタリング等 | 405 |
| 第5節 | 健康被害防止対策 | 406 |
| 第6節 | 住民等への的確な情報伝達 | 406 |
| 第7節 | 屋内退避、避難誘導等の防護活動 | 407 |
| 第8節 | 緊急輸送活動 | 409 |
| 第9節 | 飲料水・飲食物の摂取制限等 | 409 |
| 第10節 | 県外からの避難者の受入活動 | 410 |
| 第4章 | 災害からの復旧・復興 | 411 |
| 第5章 | 核燃料物質等輸送事故災害への対応 | 412 |
| 第5編 | 雪害対策編 | 413 |
| 第1章 | 災害予防計画 | 415 |
| 第1節 | 雪害に強いまちづくり | 415 |
| 第2節 | 迅速かつ円滑な災害応急対策・復旧・復興への備え | 422 |
| 第3節 | 観測・予測体制の充実 | 423 |
| 第2章 | 災害応急対策計画 | 424 |
| 第1節 | 災害直前活動 | 424 |
| 第2節 | 除雪等の実施と災害の防止活動 | 425 |
| 第3節 | 避難受入活動に当たっての災害等に対する配慮 | 429 |
| 第6編 | その他災害対策編 | 431 |
| 第1章 | 航空災害対策 | 433 |
| 第1節 | 災害予防計画 | 433 |
| 第2節 | 災害応急対策計画 | 435 |
| 第2章 | 道路災害対策 | 440 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 第1節 災害予防計画 | 440 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 443 |
| 第3章 危険物等災害対策 | 448 |
| 第1節 災害予防計画 | 448 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 451 |
| 第4章 大規模な火事災害対策 | 457 |
| 第1節 災害予防計画 | 457 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 462 |
| 第3節 災害復旧・復興計画 | 465 |
| 第5章 林野火災対策 | 467 |
| 第1節 災害予防計画 | 467 |
| 第2節 災害応急対策計画 | 471 |
| 第3節 災害復旧計画 | 474 |

※本計画の以下の用語表記については、国土交通省通知〔令和5年11月10日付通知「土砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについて（国水砂第208号）」〕により、令和6年度からの取扱いに留意する。

- ・令和6年度より、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」、「急傾斜地崩壊危険箇所」及びこれらの総称としての「土砂災害危険箇所」を使用せず、それぞれの内容に応じ「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域等」と読み替えるものとする。
- ・令和6年度以降、土砂災害警戒区域（土石流）より上流の渓流を「土石流危険渓流」と呼ぶものとする。

第 1 編 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な災害に備え、対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ長和町、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、長和町防災会議が作成する「長和町地域防災計画」として、大規模な災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 長和町国土強靱化地域計画の基本目標、推進方針を踏まえた防災計画の作成等

長和町国土強靱化地域計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を克服し、事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本町における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13条に基づき策定されている。このため、町は、本町の国土強靱化に関する部分については、長和町国土強靱化地域計画の基本目標「町民の生命を守ること」「町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること」「被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること」を基本とし、国土強靱化の推進方針である

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 5 流通・経済活動を停滞させないこと
- 6 二次的な被害を発生させないこと
- 7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることを

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

5 長和町受援計画を踏まえた防災計画の作成等

この計画は、大規模災害時において、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすために、受援体制、受援窓口・関係機関連絡先、防災拠点等受援に必要な情報を整理した「長和町受援計画」とともに防災対応を実施するものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本町は、三方を山で囲まれ、狭隘で急峻な地形のため、急勾配の河川と土石流危険渓流（地区）、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区等を有するという自然的条件と、要配慮者の増加等という社会的条件をあわせもつため、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。

- 1 防災対策を行うに当たっては、次の事項を基本とし、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

（1）周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト対策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路等の整備等、地震に強い都市構造の形成、学校や医療施設等の公共施設、住宅等の建築物の安全化及び代替施設の整備等によるライフライン施設の機能の確保策を講ずる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、地区防災会議、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。
- (オ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練を実施する。

第1編 総則

- (カ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。
 - (キ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。
- (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
- ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
 - (イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍住民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
 - イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
 - (ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
 - (イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握をそれぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
 - (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
 - (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
 - (オ) 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難受入活動を行う。
 - (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
 - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
 - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。

第1編 総則

- (ケ) 感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
 - (ク) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
 - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
 - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - (ウ) 災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に適切な廃棄物を処理する。
 - (エ) 再度災害の防止により快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
 - ウ 町、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。
- 2 町、県、防災関係機関は、緊密な連携の下に、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
- (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、長和町防災会議（以下「町防災会議」という。）の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 住民は、「自分の命は自分で守る。」との認識の下に、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために消防機関、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、町、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|---------------------------------------|
| 1 | 長和町防災会議、町災害対策本部に関すること |
| 2 | 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること |
| 3 | 水防その他の応急措置に関すること |
| 4 | 町地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること |
| 5 | 被災者に対する救助及び救護措置に関すること |
| 6 | 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること |
| 7 | 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること |
| 8 | その他町の所掌事務についての防災対策に関すること |
| 9 | 町内における公共的団体、地区防災会議及び自主防災組織の育成指導に関すること |
| 10 | その他防災に関すること |

第1編 総則

2 県

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|--------------------------------------------|
| 1 | 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること |
| 2 | 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること |
| 3 | 水防その他の応急措置に関すること |
| 4 | 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること |
| 5 | 被災者に対する救助及び救護措置に関すること |
| 6 | 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること |
| 7 | その他県の所掌事務についての防災対策に関すること |
| 8 | 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること |
| 9 | 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること |

3 上田地域広域連合消防本部

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|--------------------------|
| 1 | 消防力の整備に関すること |
| 2 | 防災のための調査に関すること |
| 3 | 災害の予防、警戒、防ぎよ及び鎮圧に関すること |
| 4 | 被災者の避難、救助・救急及び救護措置に関すること |
| 5 | 防災に関する訓練の実施及び教育に関すること |
| 6 | その他災害対策に関すること |

4 上田警察署

| 処理すべき事務又は業務の大綱 | |
|----------------|--------------------------------|
| 1 | 災害関連情報の収集及び伝達に関すること |
| 2 | 被災者の救出及び避難誘導に関すること |
| 3 | 交通規制及び警戒区域の設定に関すること |
| 4 | 避難路及び緊急輸送路の確保に関すること |
| 5 | 行方不明者の調査又は遺体の検視に関すること |
| 6 | 犯罪の予防、取締りその他社会秩序の維持に関すること |
| 7 | 危険物の取締りに関すること |
| 8 | 被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関すること |

5 指定地方行政機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東農政局 (長野県拠点) | 1 災害予防対策 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩落防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (3) 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関するこ |

第1編 総則

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>と</p> <p>(3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</p> <p>(4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</p> <p>(5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること</p> <p>(6) 災害時における食料の供給等に関すること</p> <p>3 復旧対策</p> <p>(1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</p> <p>(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること</p> |
| 中部森林管理局 (東信森林管理署) | <p>1 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること</p> <p>2 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること</p> <p>3 災害応急対策用材の供給に関すること</p> |
| 東京管区気象台 (長野地方気象台) | <p>1 気象等の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>2 気象等の予報・警報、地震情報等の発表、伝達及び解説</p> <p>3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発</p> <p>6 地震防災知識の普及に関すること</p> <p>7 地震災害防止のための統計調査に関すること</p> |
| 長野労働局 (上田労働基準監督署) | <p>1 事業場における産業災害の防止に関すること</p> <p>2 事業場における自主的防災体制の確立に関すること</p> <p>3 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること</p> <p>4 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること</p> |
| 関東地方整備局 (長野国道事務所) | <p>1 災害予防</p> <p>(1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進</p> <p>(2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施</p> <p>(3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定</p> <p>(4) 所管施設の耐震性の確保</p> <p>(5) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定</p> <p>2 応急・復旧</p> <p>(1) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施</p> <p>(2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施</p> <p>(3) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保</p> <p>(4) 所管施設の緊急点検の実施</p> <p>(5) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施</p> |

第1編 総則

6 自衛隊

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊 第13普通科連隊 | 1 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること 2 災害時における応急復旧活動に関すること |

7 指定公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 日本郵便(株)信越支社 (長門郵便局、長門古町郵便局、大門郵便局、小県和田郵便局) | 1 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること 2 災害時における窓口業務の確保に関すること |
| JR会社(東日本旅客鉄道(株)長野支社) | 1 鉄道施設の防災に関すること 2 災害時における避難者の輸送に関すること |
| 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店) | 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること |
| 電気通信事業者 (東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)) | 1 電気通信設備の保全に関すること 2 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること |
| 日本銀行 (松本支店) | 1 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること 2 損傷通貨の引換えに関すること |
| 日本赤十字社 (長野県支部・長和町分 区) | 1 医療、助産等救助、救護に関すること 2 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること 3 義援金の募集に関すること |
| 国立病院機構 (関東信越ブロック) | 医療、助産等救助、救護に関すること |
| 日本放送協会 (長野放送局) | 災害情報等広報に関すること |
| 日本通運(株) (長野支店) | 災害時における、貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること |
| 電力会社 (中部電力パワーグリッド(株)(上田支社)) | 1 電力施設の保全、保安に関すること 2 電力の供給に関すること |
| 東日本高速道路(株) (長野管理事務所) | 上信越自動車道の防災に関すること |

8 指定地方公共機関

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| ガス会社 (帝石パイプライン(株)) | 1 ガス施設の保全、保安に関すること 2 ガスの供給に関すること |
| 鉄道会社 | 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること |

第1編 総則

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 路線バス会社等 (JRバス関東(株)、 (公社)長野県バス協 会) | 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関するこ と |
| 貨物自動車運送事業者 (公社)長野県トラック協 会) | 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関 すること |
| 放送事業者 (信越放送(株)、(株)長野放 送、(株)テレビ信州、長野 朝日放送(株)、長野エフエ ム放送(株)、(株)エフエムと うみ) | 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること |
| 長野県情報 ネットワーク協会 | 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること |
| 医師会、歯科医師会、看 護協会 (小県医師会・上田小県 歯科医師会、長野県看護 協会上田支部) | 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること |
| 薬剤師会 (上田薬剤師会) | 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること |
| (一社)長野県LPガス協 会 | 液化石油ガスの安全に関すること |
| (一社)長野県建設業協会 | 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること |
| (社福)長野県社会福祉協 議会 | 1 災害ボランティアに関すること 2 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること |

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農業協同組合 (信州うえだ農業協同組 合(よだくぼ南部支所)) | 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関するこ と 5 農産物の需給調整に関すること |
| 森林組合(信州上小森林 組合依田窪支所) | 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること 3 木材の供給と物資のあっせんに関すること |
| 漁業協同組合 (上小漁業協同組合) | 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること |
| 商工会、商工会議所等 商工業関係団体 (長和町商工会) | 1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること 2 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること 3 災害時における物価安定の協力に関すること 4 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること |

第1編 総則

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 病院等医療施設の管理者 (国保依田窪病院(老人保健施設「いこい」含む)、国保依田窪病院附属和田診療所、和田歯科診療所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 2 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事 3 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関する事 |
| 社会福祉施設の管理者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 2 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関する事 |
| 金融機関 | 被災事業者等に対する資金融資に関する事 |
| 危険物施設及び 高圧ガス施設の管理者 | <ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底に関する事 2 防護施設の整備に関する事 |
| 自治会長会、区長会等 | 町が行う災害応急対策の協力に関する事 |
| 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者 (スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等) | 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関する事 |

10 住民

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-------|-----------------------------------|
| 住民 | 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関する事 |

第4節 防災面からみた長和町の概況

第1 自然的条件

1 町域

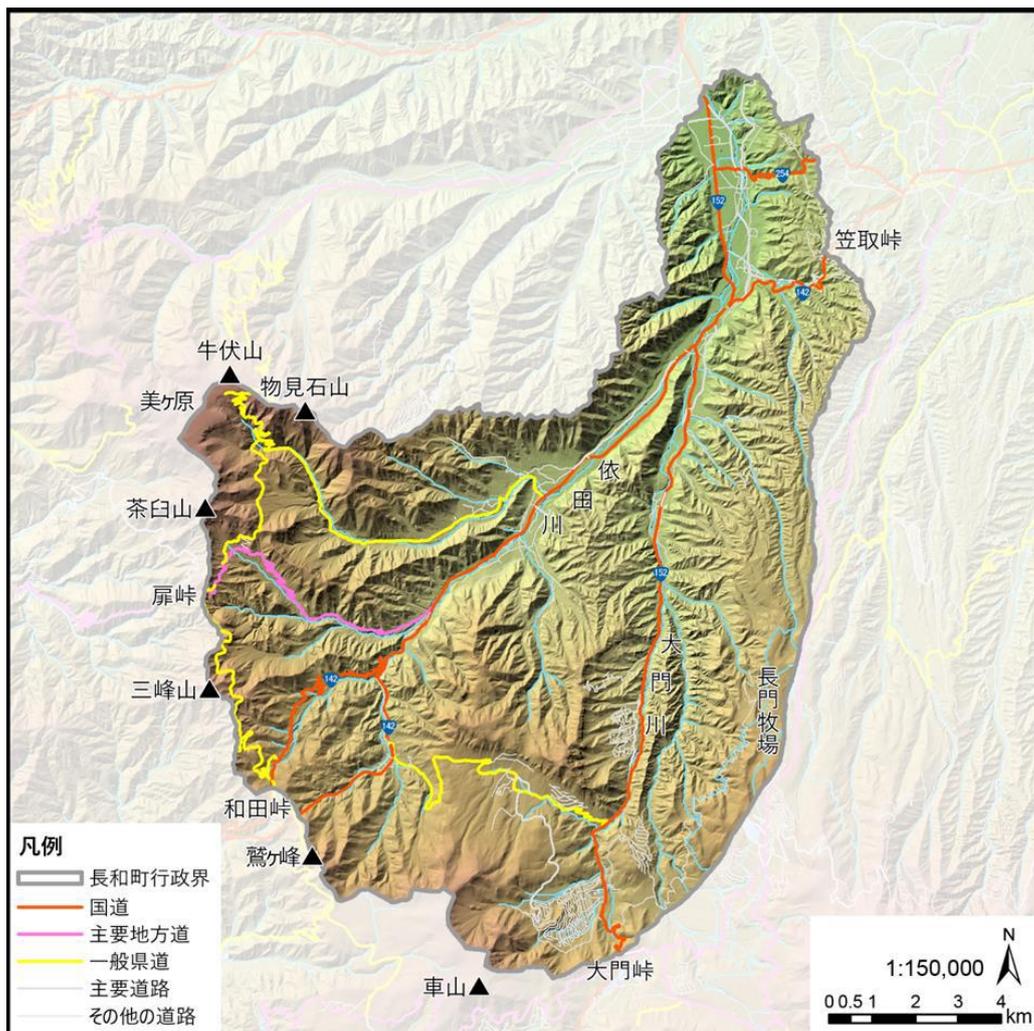
長和町は、長野県のほぼ中央東寄り、小県郡の南部に位置し、広さは東西 16.39 km、南北 21.50 km、周囲 68.50 km で、総面積は 183.86 km² であり、東は蓼科山系の山脈を境として立科町に接し、南は中信高原の霧ヶ峰山塊を境として茅野市、諏訪市に接し、西は美ヶ原高原があり下諏訪町、松本市に接し、北は上田市と接している。

2 地勢

長和町は、三方を山で囲まれ、狭隘で急峻な地形であり、千曲川水系の依田川源流部を抱え、急流河川の沢筋に集落や農地が拓かれた山間地域である。

総面積の約 86% (158.46 km²) を山林が占め、標高は、立岩の 590m を最低として、茶臼山の 2,006m を最高とする標高差 (1,426m) の大きい立地にある。

■ 長和町の地勢



〔出典：国土数値情報〕

3 地質

地質は、新第三紀の中新世に属する内村累層と鮮新世に属する小諸層群との接触点に当たり、さらに南方は蓼科火山岩に被われた地帯で、和田地域の鷲ヶ峰、男女倉方面を除く山野の大部分が、緑色凝灰岩である。

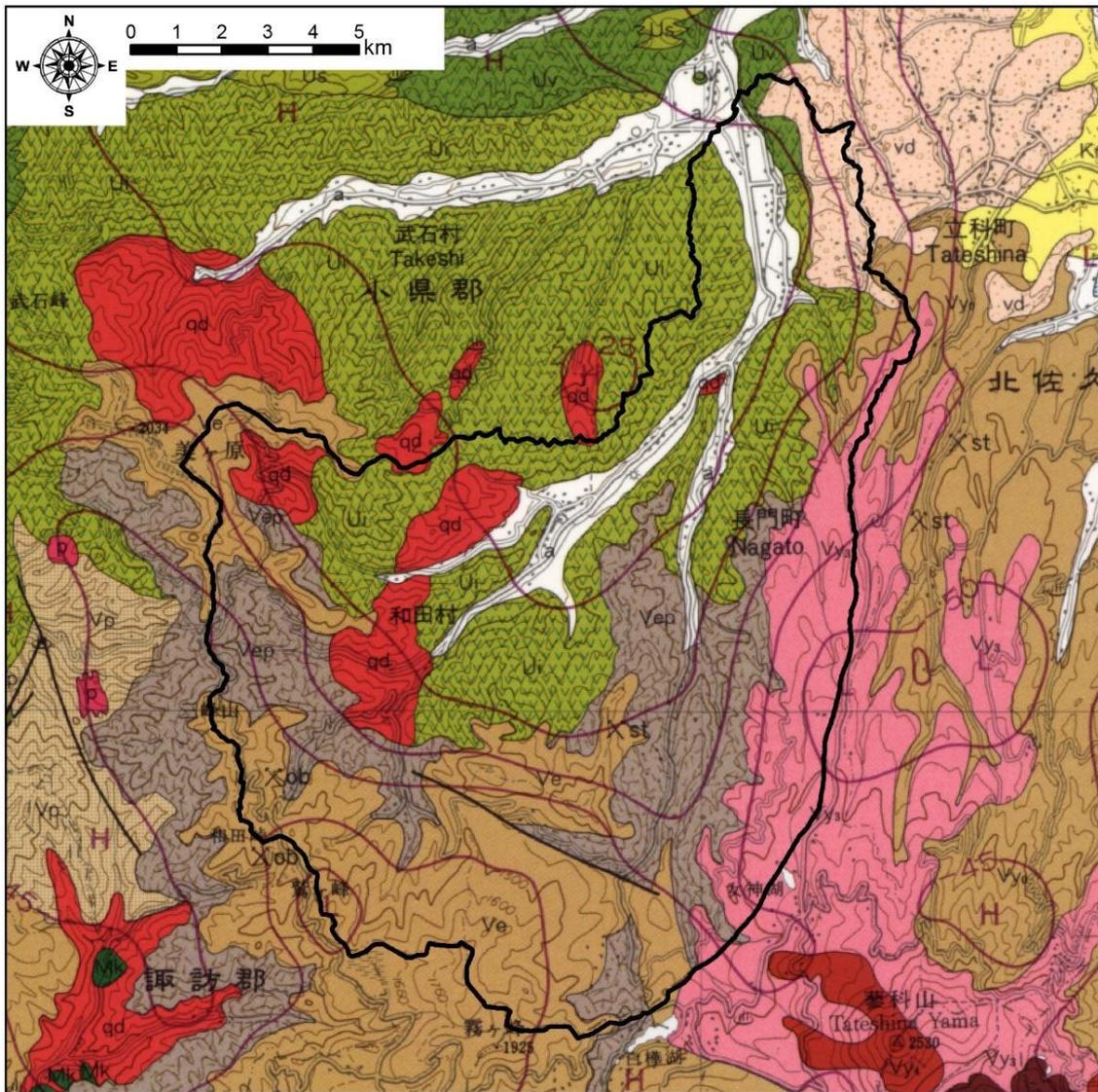
内村累層は古い海底火山の堆積物であり、緑色の硬い岩石であって依田川の西部、東部地籍に断続的に細長く連なり、北の鳥羽山から南は入大門に及んでいる。

また、海底で噴出した岩石が後に隆起する活動でできたのが武石層といい、今松沢山の奥から中組までの和田川右岸の山々と、久保から青原までの北辺の山々はこの武石層で、岩質か又は、その碎屑岩である。

4 地盤

長和町内の地盤は内村累層と小諸層群の接触点に当たり、地層全体を総合的に見れば、良い地盤又は、基盤そのものに近い岩盤と判断される。ただし、長久保深山から滝ノ沢の付近より東側には、河床堆積物からなるやや悪い地盤がある。

■ 長和町の地質図

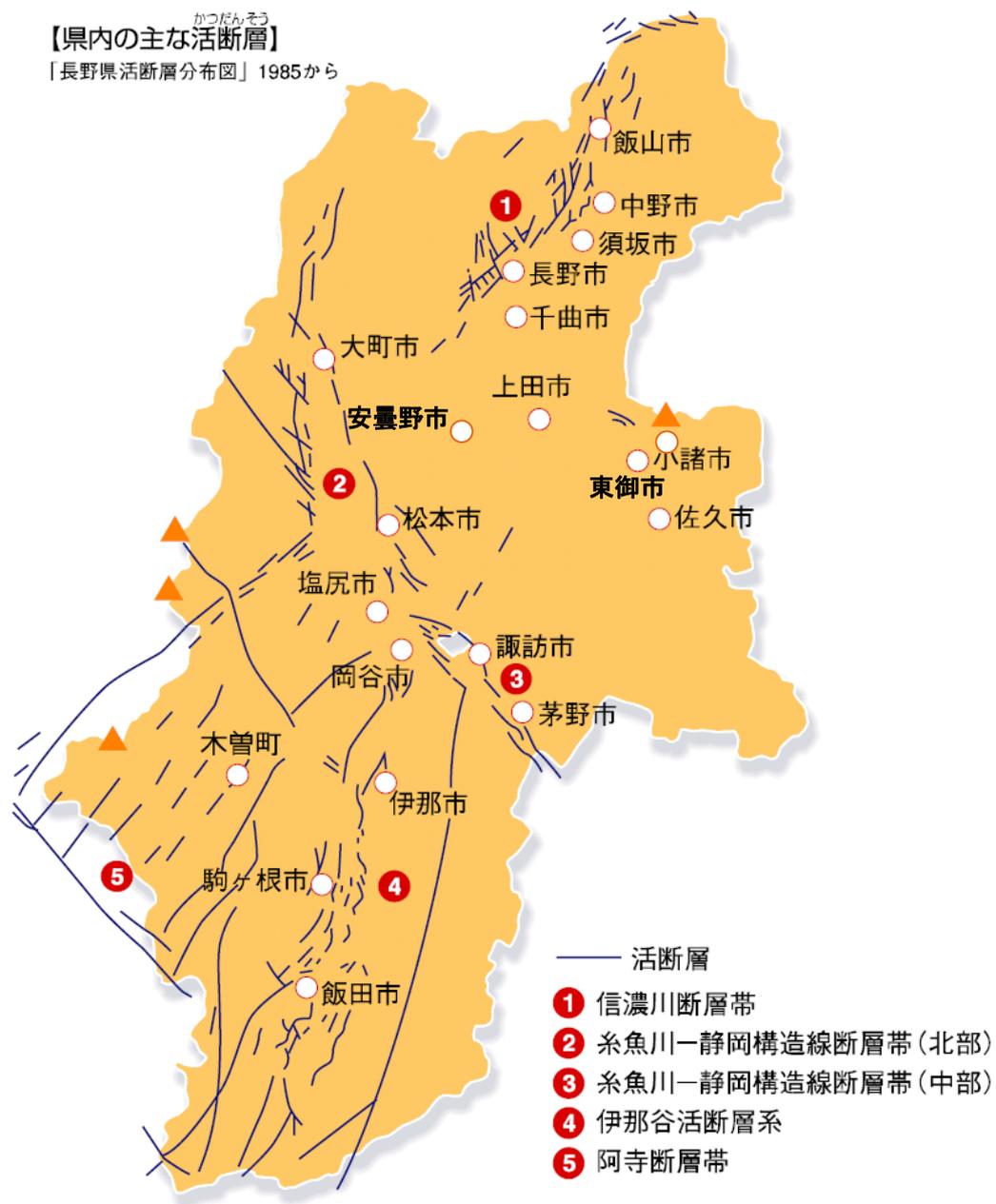


〔出典：「1/20万地質図」（産業技術総合研究所）〕

5 活断層

長野県内には長野盆地西縁活断層系をはじめとして、数多くの活断層密集地域が存在している。県内の活断層の分布状況については、次のとおりである。

■ 県内の主な活断層



6 自然条件にみる災害の要因

本町のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存している。

(1) 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 急勾配の河川

本流、支流とも30分の1以上の急流が随所があり、極めて急勾配になっているため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

(3) 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

(4) 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で地すべりが発生する可能性が高い。

(5) 前線の影響による大雨

梅雨期や秋雨期には、前線上を東進する低気圧や台風の北上に伴い、南の海上から流入する温暖気流によって、前線活動が活発となり大雨を降らせることがあり水害の直接の原因となる。特に梅雨末期には集中豪雨となりやすく警戒を要する。

(6) 台風の進路による影響

ア 県を縦断して北上する場合

全県が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生する。特に東部・北部一帯は、風・雨ともに強く、台風通過後の吹き返しの風による災害をもたらす。

イ 県の東側に接近して北上する場合

県の東部山沿いで風・雨ともに強く、台風の吹き返しによる風が被害を大きくする。

ウ 県の南側に接近して東進する場合

南部や東部に大雨が降る典型的な雨台風で、これらの地域に水害をもたらす。

エ 県の西側に接近して北東進する場合

県全域が暴風域に入り、全県的に風害や水害が発生し、特に南部と西部の山沿いは局地的な大雨となる。

(7) 地震災害発生の可能性については、火山帯に加え、フォッサマグナ（糸魚川－静岡構造線断層帯）、信濃川姫川両地震帯や活断層が密集する地域が数多く存在する長野県内に位置していることから、その可能性は大きいといえる。

第2 社会的条件

1 人口

町の人口は、令和5年10月1日現在5,634人（2,617世帯）〔住民基本台帳〕で、平成元年4月1日時点の8,200人（2,411世帯）と比較するとかなり過疎化が進んでいることを示している。

このことから、町では長和町土地開発公社を通じて、町内外者を対象とした住宅団地の造成や子育て世帯向けマンション等、町の人口減少対策として様々な人口増加施策を長期に渡

って推進している。

しかし、その一方で少子高齢化が急速に進行しており、核家族化の進行と相まって高齢者一人暮らし世帯や高齢者のみ世帯が年を追って増加している状況である。

2 産業

(1) 農業

町の基幹作物は、水稲・小麦・大豆・そばである。また、ブロッコリー・ミニトマト・アスパラの生産が増加しており、冷涼な気候を生かした高原野菜とグラジオラスを中心とした花卉栽培も行われている。果樹農家は少ないものの大規模農家によるぶどう、りんご生産が行われている。

施設型農業では、エノキタケの生産があげられるが、他産地の培養センター方式等による大規模施設での大量生産により、市場価格は大幅に低下し、町内エノキタケ栽培農家は厳しい経営を余儀なくされている。

畜産業では、飼料価格の高騰・光熱費等の急激な上昇により、厳しい経営が続いている。

いずれにしても、中山間地域を多く抱える町で、農業従事者の他産業への流出による農業労働力の減少、高齢化・後継者不足、長期にわたる農産物の価格低迷、また山間傾斜地はもちろんのこと、機械作業の可能な平坦地においても遊休荒廃農地が増加し、さらに鹿・イノシシ等による農作物への被害、兼業・小規模農家が大多数を占める本町の農業情勢は大変厳しくなってきている。

(2) 林業

町の山林面積は 15,846ha であり、町の総面積の 86.1%を占め、その内訳は、国有林 8,239ha (51%)、県及び公社林 117ha (1%)、町有林 1,323ha (8%)、財産区有林 1,667ha (10%)、私有林 4,500ha (28%) となっている。

私有林の保有規模が 5 ha 以下の零細な林家が大半を占めている一方、林家の高齢化、材価の低迷等により森林及び林業に対する関心が薄れ、森林施業の遅れが目立ってきている。

林業従事者の高齢化及び人員不足は、年々深刻の度を増しており、林業後継者の育成・確保が急務である。

獣害対策については、猟友会により有害鳥獣駆除に取り組んでおり、被害が減少傾向にあるが、会員の高齢化と会員数の減少が問題となっている。

(3) 商工業

町の商業は、日用品等の販売を中心とした小規模零細な商店がほとんどであるが、車社会の中、多くの住民は近隣市町村の大型店を利用しているため、経営は年々厳しさを増している。

工業は一部の自社ブランド、自社生産企業を除き下請加工企業が多く、景気の影響を受けやすいため、これらの商工業者のバックアップの強化に取り組んでいる。

同時に、労働力不足、従業者の高齢化が深刻な問題となっている。

(4) 交通

国道 152 号が町内を南北に縦貫しており、これと交差、併走する形で国道 142 号及び国道 254 号が走っている。

県内の高速道路網整備や有料道路の無料化に伴い、これら高速道路網上の諸都市間を結ぶ短絡ルートとして、これらの国道の交通量は年々増加の一途を辿っている。

3 防災をめぐる社会構造の変化と対応

近年の高齢化、国際化、情報化等社会構造の変化により、災害脆弱性の高まりがみられ、これらの変化に十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るよう努めるべきである。

- (1) 要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、要配慮者支援制度の推進、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開に当たっては、要配慮者への配慮に留意するよう努める。
- (2) ライフライン、コンピューター、情報ネットワーク等への依存度が増大し、災害発生時にこれらが被災すると、日常生活、産業活動に深刻な影響が及ぶことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (3) 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助精神の低下がみられる。このため、コミュニティ、地区防災会議、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等に努める。

第5節 地震被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震には、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震対策基礎調査の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震等の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

第2 想定地震

1 想定地震の諸元

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点での科学的知見を踏まえ、県内の主要都市で被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

■ 想定地震の諸元

| 種類 | 地震名 | | 参考モデル | 長さ L | マグニ チュード | | 備考 |
|---------------------|-------------------------|-------------------|----------------------------|---------|-------------|------|--------------|
| | | | | (km) | Mj | Mw | |
| 内陸型 (活断層型) 地震 | 長野盆地西縁断層帯の地震 | | 地震調査委員会 (2009) | 58 | 7.8 | 7.1 | 4ケース |
| | 糸魚川－静岡 構造線断層帯 の地震 | 全体 | 文部科学省 研究開発局 ほか(2010) | 150 | 8.5 | 7.64 | 1ケース |
| | | 北側 | | 84 | 8.0 | 7.14 | |
| | | 南側 | | 66 | 7.9 | 7.23 | |
| | 伊那谷断層帯（主部）の地震 | | 地震調査委員会 (2009) | 79 | 8.0 | 7.3 | 4ケース |
| | 阿寺断層帯（主部南部）の地震 | | 地震調査委員会 (2009) | 60 | 7.8 | 7.2 | 2ケース |
| | 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 | | 地震調査委員会 (2009) | 40 | 7.5 | 6.9 | 2ケース |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震 | | 地震調査委員会 (2009) | 47 | 7.6 | 7.0 | 4ケース | |
| 海溝型 地震 | 想定東海地震 | | 中央防災会議 (2001) | | 8.0 | 8.0 | 1ケース |
| | 南海トラフ巨大地震 | | 内閣府(2012) | | 9.0 | 9.0 | 基本、陸側 ケース |

2 想定するシーン

地震被害を想定するシーンは以下の3つとする。

■ 想定するシーン

| 季節・時刻 | 想定される被害の特徴 |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 冬／深夜 | ・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 |
| 夏／昼12時 | ・自宅外で被災するケースが多い。 ・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は「冬・深夜」と比較して少ない。 |
| 冬／夕18時 | ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。 |

3 地震別ケース別の想定最大震度

町における地震別ケース別の想定最大震度は以下のとおりである。

■ 地震別ケース別の想定最大震度

| 想定地震 | 想定最大震度 | |
|---------------------------------|----------|----|
| 長野盆地西縁断層帯の地震 | ケース1 | 5弱 |
| | ケース2 | 5弱 |
| | ケース3 | 5強 |
| | ケース4 | 5強 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震 | 全体 Mj8.5 | 7 |
| | 北側 Mj8.0 | 6強 |
| | 南側 Mj7.9 | 6弱 |
| 伊那谷断層帯（主部）の地震 | ケース1 | 5強 |
| | ケース2 | 5強 |
| | ケース3 | 5強 |
| | ケース4 | 5強 |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地震 | ケース1 | 4 |
| | ケース2 | 4 |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北部）の地震 | ケース1 | 5強 |
| | ケース2 | 5弱 |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の地震 | ケース1 | 5弱 |
| | ケース2 | 5弱 |
| | ケース3 | 5弱 |
| | ケース4 | 5弱 |
| 全ての主要活断層帯のケースによる地震の地表震度分布の重ね合わせ | 7 | |
| 想定東海地震 | 5強 | |
| 南海トラフ巨大地震 | 基本ケース | 5強 |
| | 陸側ケース | 5強 |

4 地震別ケース別の被害想定

町における地震別ケース別の被害想定は以下のとおりである。

■ 建物 最大被害想定

| 想定地震 | 建物被害（棟）【冬18時、強風時】 | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------|----|-----|-----|----------|------|----|----|-----------|-----|
| | 液状化 | | 揺れ | | 断層 変位 | 土砂災害 | | 火災 | 合計 | |
| | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 全壊 | 半壊 | 焼失 | 全壊・ 焼失 | 半壊 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体) | * | * | 120 | 470 | 0 | 10 | 40 | 0 | 130 | 500 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3) | 0 | 0 | 0 | * | 0 | * | * | 0 | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケース) | 0 | 0 | 0 | 0 | — | * | * | 0 | * | * |

*：わずか

第1編 総則

■ 死者 最大被害想定

| 想定地震 | 人的被害（人）【冬深夜、強風時】 | | | | | |
|------------------------------|------------------|---------------|----------|----|------------|----|
| | 死者数 | | | | | |
| | 建物倒壊 | (うち) 屋内収容物 | 土砂 災害 | 火災 | ブロック 塀等 | 合計 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の 地震(全体) | 10 | * | * | 0 | * | 10 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3) | * | * | * | 0 | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震 (ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース) | * | * | * | 0 | 0 | * |

*：わずか

■ 負傷者 最大被害想定

| 想定地震 | 人的被害（人）【冬深夜、強風時】 | | | | | |
|------------------------------|------------------|---------------|----------|----|------------|----|
| | 負傷者数 | | | | | |
| | 建物倒壊 | (うち) 屋内収容物 | 土砂 災害 | 火災 | ブロック 塀等 | 合計 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | * | * | 0 | 0 | * | * |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の 地震(全体) | 70 | 10 | * | 0 | * | 70 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3) | * | * | * | 0 | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震 (ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース) | * | * | * | 0 | 0 | * |

*：わずか

■ 重症者 最大被害想定

| 想定地震 | 人的被害（人）【冬深夜、強風時】 | | | | | |
|------------------------------|------------------|---------------|----------|----|------------|----|
| | 重症者数 | | | | | |
| | 建物倒壊 | (うち) 屋内収容物 | 土砂 災害 | 火災 | ブロック 塀等 | 合計 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | * | * | 0 | 0 | * | * |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の 地震(全体) | 40 | * | * | 0 | * | 40 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3) | * | * | * | 0 | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震 (ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地 震(ケース1) | * | * | 0 | 0 | 0 | * |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース) | * | * | * | 0 | 0 | * |

*：わずか

第1編 総則

■ 避難者 最大被害想定

| 想定地震 | 避難者（人）【冬18時、強風時】 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------------------|-----|------|-------|-----|------|--------|-----|------|--------|-----|------|
| | 被災1日後 | | | 被災2日後 | | | 被災1週間後 | | | 被災1ヶ月後 | | |
| | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 | 合計 | 避難所 | 避難所外 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震(ケース3) | 0 | 0 | 0 | * | * | * | * | * | * | 0 | 0 | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯の地震(全体) | 170 | 100 | 70 | 860 | 430 | 430 | 570 | 290 | 290 | 390 | 120 | 270 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震(ケース3) | * | * | * | 10 | * | * | * | * | * | * | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | * | * | * | * | * | * | 0 | 0 | 0 |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | 0 | * | * | * | * | * | * | 0 | 0 | 0 |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケース) | * | * | * | 20 | 10 | 10 | 10 | * | * | * | * | * |

*：わずか

第1編 総則

■ 自力脱出困難者・要配慮者避難者 最大被害想定

| 想定地震 | 人的被害（人） | 要配慮者（人）【冬18時、強風時】 | | | |
|------------------------------|---------|-------------------|-----|------|------|
| | 自力脱出 | 避難所避難者における要配慮者数 | | | |
| | 困難者数 | 1日後 | 2日後 | 1週間後 | 1ヶ月後 |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | 0 | 0 | * | * | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震(全体) | 10 | 20 | 90 | 60 | 20 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3) | 0 | * | * | * | * |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地震 (ケース1) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1) | 0 | 0 | * | * | 0 |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の 地震(ケース1) | 0 | 0 | * | * | 0 |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース) | 0 | * | * | * | * |

*：わずか

■ ライフライン 最大被害想定

| 想定地震 | ライフライン（被災直後） | | |
|------------------------------|--------------|---------|---------|
| | 上水道 | 下水道 | 電力 |
| | 断水人口（人） | 支障人数（人） | 停電件数（軒） |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 (ケース3) | 170 | 510 | 90 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震(全体) | 5,490 | 5,430 | 2,660 |
| 伊那谷断層帯(主部)の地震 (ケース3) | 310 | 610 | 150 |
| 阿寺断層帯(主部南部)の地 震(ケース1) | 0 | 370 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯(主部北 部)の地震(ケース1) | * | 370 | * |
| 境峠・神谷断層帯(主部)の 地震(ケース1) | 20 | 380 | 10 |
| 想定東海地震(最大被害) | 0 | 370 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震(陸側ケ ース) | 900 | 1,120 | 460 |

*：わずか

第1編 総則

■ 物資不足 最大被害想定

| 想定地震 | 物資不足（1日後）【冬18時、強風時】 | | |
|------------------------------|---------------------|---------|---------|
| | 食料 | 飲料水 | 毛布 |
| | 過不足量（食） | 過不足量（ℓ） | 過不足量（枚） |
| 長野盆地西縁断層帯の地震 （ケース3） | 140 | 130 | 0 |
| 糸魚川－静岡構造線断層帯 の地震（全体） | △210 | △10,050 | △200 |
| 伊那谷断層帯（主部）の地震 （ケース3） | 140 | 40 | * |
| 阿寺断層帯（主部南部）の地 震（ケース1） | 140 | 180 | 0 |
| 木曾山脈西縁断層帯（主部北 部）の地震（ケース1） | 140 | 180 | * |
| 境峠・神谷断層帯（主部）の 地震（ケース1） | 140 | 170 | 0 |
| 想定東海地震（最大被害） | 140 | 180 | 0 |
| 南海トラフ巨大地震（陸側ケ ース） | 140 | △130 | * |

*：わずか

第 2 編 風水害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

第1 基本方針

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、地域の特性に配慮しつつ風水害に強いまちづくりを行うものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組みだけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（町・県・国・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 風水害に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

町内は、急峻な地形、急勾配の河川、地すべり地帯等を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合的・広域的計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

ウ 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。

エ 風水害に強い町土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。

(ア) 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を進める。

(イ) 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進す

るとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。

(ウ) 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

(エ) 治山、治水、急傾斜地崩落対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。

オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成を進め、その適切な維持管理に努める。

カ 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

ライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要になっている。

(2) 実施計画

ア 風水害に強いまちの形成

(ア) 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

(イ) 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

(ウ) 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講ずるよう努める。

(エ) 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

(オ) 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に

努める。

- (カ) 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。
- (キ) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (ク) 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - a 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - b 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - c 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - d 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - e 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
 - f 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものについて、これらの施設の名称及び所在地について、本計画に定める
 - g 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
 - h 洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる
 - i 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備促進
 - j 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
 - k 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

落防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施

- l 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- m 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- n 山地災害危険地区等における治山施設等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

- o 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池等の補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
- p 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

イ 風水害に対する建築物等の安全性

- (ア) 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
- (イ) 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。
- (ウ) 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (エ) 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
- (オ) 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
- (イ) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

- (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 災害応急対策への備え

- (ア) 次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。
- (ウ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (エ) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (オ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。
また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。
- (カ) 民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (キ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (ク) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。
- (ケ) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (コ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導體制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「第4 7 警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関（資料1-1参照）は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 避難誘導體制の整備

- (1) 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。
また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (4) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める（本章第11節「避難の受入活動計画」参照）。
- (6) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

- (7) 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。
- (8) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難指示等を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。
- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者＝町長）
 - オ せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての町との連携体制の整備
- (3) 水防管理者（町長）は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 町は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 町は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県や防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。

イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

ウ 公共施設（役場庁舎及び支所、情報館、老人福祉センター、学校、町民センター、コミュニティセンター、基幹集落センター、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。

エ 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

オ 防災テレメータ情報の活用を図る。

カ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

キ 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ク 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種ハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周

知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難又は不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

現在の庁舎には、非常用発電機を設置している。また、サーバー保管してある長和町情報館にもUPS（無停電電源装置）が設置されている。

(2) 実施計画

ア 整備されている防災行政無線（同報系及び移動系）について、有効な情報通信手段として活用できる運用体制を整備し、老朽化した設備については更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置する。

ウ 町内のアマチュア無線局を把握し、災害時において協力を得られる体制を構築するよう努める。

エ 風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

オ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

カ 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、非常用発電機等の設置により、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

イ 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行う。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする（詳細は本編第2章第3節「非常参集職員の活動」に掲載）。

ウ 災害発生時に構ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

エ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

オ 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備と

ともに組織間の応援協力体制が重要となる。

長和町防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

災害対策基本法第16条及び長和町防災会議条例に基づき長和町防災会議を設置し、町の災害特性及び地域特性に応じた地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

防災会議は町長を会長とし、防災関係機関の長又は町職員の内から町長により任命された委員をもって組織する。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保に努める必要がある。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、災害時の拠点となる庁舎の点検、補強等を実施するほか、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 役場庁舎の点検を実施し、危険箇所を把握し補強等を実施する。

イ 役場庁舎被災時において、和田支所等を応急対策拠点として活用するため、防災関係機能の強化を検討する。

ウ 役場庁舎被災時の他の町施設等を利用した防災中枢機能確保体制を検討する。

エ 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請する体制を整備する。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

応力の強化を図る必要があることから、長和町業務継続計画を活用し、業務継続性の確保を図る。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた計画の改訂等を行う。

第5節 広域相互応援計画

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取り組み

- 1 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 県と県内全市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 4 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 県内全市町村間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

県内 77 市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。

今後は、この協定に基づき平常時から連携強化を図り、県内市町村間の相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図る。

イ 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

ウ 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

2 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」により、それぞれの消防力を活用して相互の応援を行い、被害を最小限に防止する体制の確立を図る。また、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、災害が発生した市町村の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できない場合に、消防組織法に基づく「緊急消防援助隊」が被災地の消防の応援等を行う体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。

イ 消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ

円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図ることに協力する。

ウ 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

3 県と県内市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と県内市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と県内市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

4 防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

大規模災害時において、県及び他市町村等から広域的な人的、物的支援を円滑に受入れ、被災地、指定避難所等に迅速かつ確実に送り届けるため、長和町受援計画を策定し、受援体制、受援窓口・関係機関連絡先、防災拠点を定めている。

この受援計画は、周辺地域の情勢の変化や、防災拠点の整備状況の変化等を踏まえ、継続的に更新していく。

(2) 実施計画

関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材・医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、上小地域では、地域災害拠点病院として独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定されており、災害時に町の医療活動の拠点となる国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所を含めた災害医療体制の整備を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 国保依田窪病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

現在、長和町には、上田地域広域連合消防本部の依田窪南部消防署が設置されており、長和町及び上田市の一部（旧武石村）を管轄している。

救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、消防団、地区防災会議、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

ウ 消防団詰所、公民館等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、地区防災会議、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を

図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の整備

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療医薬品等 43 品目が県下 13 箇所に、衛生材料 24 品目が県下 6 箇所に常時備蓄されているほか、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄が行われ災害時に備えられている。

また、血清、ワクチン等についても関係機関に常時保管されており、輸血用血液についても、県下 2 箇所の血液センターに常時備蓄されている。

町においてもこれらの備蓄、調達計画の樹立に努める中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

イ 医薬品は必要に応じ、町内薬局、薬店における医薬品の在庫により、災害時の迅速な供給に努める。

ウ 国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所等における医薬品等の備蓄を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として患者受入れのためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話や簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院として、上小地域では独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定されている。

また、長和町には、依田窪医療福祉事務組合立の「国民健康保険 依田窪病院」があることから、これを国保依田窪病院附属和田診療所と併せ、町の災害時拠点医療機関と定め、これら災害時拠点医療機関を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。

(2) 実施計画

ア 地域災害拠点病院(独立行政法人国立病院機構信州上田医療センター)を中心に、市町村の枠を越えた後方医療体制について、あらかじめ近隣の市町村と調整を行う。

イ 災害の状況等に応じて、国保依田窪病院及び国保依田窪病院附属和田診療所に医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供について要請する。

ウ 医師、看護師、保健師、町及び病院職員等関係者で編成した医療班を、救護所等へ派遣できる体制の整備を図る。

【国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所】

ア 町から、医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供について要請があった場合は、災害の状況等に応じて、医療・救護活動を行う。

イ 医師、看護師、保健師、町及び病院職員等関係者で編成した医療班を、救護所等へ派遣できる体制の整備について配慮する。

4 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後さらに高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、上田地域広域連合消防本部との連携強化を図る。

イ 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

ウ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

エ 上田地域広域連合消防本部と連携し、関係機関の協力を得て、防災訓練を毎年1回以上実施する。

第7節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防活動

(1) 現状及び課題

長和町における消防力の整備指針及び消防水利の基準に対する充足率は、十分な状況であるとはいえない（令和5年4月1日現在の長和町消防団員数は、条例定数 250 名に対し実団員数 226 名）。

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、上田地域広域連合消防本部と連携した取組みが必要である。

(2) 実施計画

上田地域広域連合消防本部と連携し、風水害等大規模災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、消防団組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

なお、次に掲げる事項に重点的に取り組む。

ア 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に発災初期において地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・設備、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。

また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

イ 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態及び防火水槽が損壊する事態が予想されることから、防火貯水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

エ 消防機関及び地区防災会議、自主防災組織の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、地区住民等により組織されている地区防災会議、自主防災組織による活動及び消防団による活動が重要になることから、地区防災会議、自主防災組織の防災体制のより一層の充実強化を推進し、消防団については、防災訓練等を通じて、きめ細かな活動のできる体制づくりを図る。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団、消防署、地区防災会議、自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時等において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

オ 上田地域広域連合消防本部と連携した火災予防

(ア) 防火思想・知識の普及

災害時の火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報「ながわ」、CATV、音声告知端末等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱方法等、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及・啓発を図る。

(イ) 防火管理者制度の効果的な運用

消防本部は、消防法第8条に規定する防火管理者選任の指導、消防法第4条に規定する予防査察について実施し、町はこれに協力する。

(ウ) 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により次に掲げるような混触発火が生じないよう管理の徹底に努めるよう指導する。

- a 可燃物と酸化剤の混合による発火
- b 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- c 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

カ 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

(ア) 動員

消防団員の動員は消防団長が行う。

警戒宣言が発令された場合、全団員が団長の命令により警戒体制に入るとともに、

班長以上は各詰所において警戒体制をとるものとする。

(イ) 警戒体制

a 出火防止広報

防災行政無線（同報系）、CATV、広報車等を利用して火の始末、火気使用制限等出火防止広報を行う。

b 情報収集・連絡

(a) 団員の参集状況及び配置状況

(b) 管内道路状況の把握

(c) 避難状況及び避難者の動向

(ウ) 出動体制

消防団の出動は、消防団本部の通報を受け、又は火災等を覚知したとき次により出動する。

| | |
|------|---------------------------------------|
| 第1出動 | 当該分団は全出動。(火災規模による) 他の分団は普通積載車のみ出動。 |
| 第2出動 | 全普通積載車、全軽積載車、全団員の出動。 |

キ 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

【住民及び地区防災会議、自主防災組織】

ア 住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平常時から火災予防に努め、さらに、消火器具の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。

イ 地区防災会議、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防活動

(1) 現状及び課題

本町の河川は、山間地を流下する天然河岸が多く、また幹線部分は築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。

現在、防災テレメータの整備が行われており（資料4-1参照）、降雨量や水位等を役場関係庁舎において観測・監視する体制をとっているが、今後もより迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を整えていく必要がある。

(2) 実施計画

町は、水防管理団体として次に掲げる事項を実施する。

ア 水防組織、水防団、消防団の確立・整備

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

水防活動を実施するに当たっては、長和町消防団をもってこれに充てる。

イ 水防倉庫（資料4-2参照）の整備及び水防用応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項

(ア) 重要水防区域（資料4-5参照）周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

(イ) 緊急時に使用できる民家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備

ウ 通信連絡系統の整備、警報等の住民への連絡体制の整備

エ 平常時における河川等水防対象箇所への巡視（資料4-4参照）

オ 河川ごとの水防工法の検討

カ 居住者への立退きの指示体制の整備

キ 洪水時等における水防活動体制の整備

ク 他の水防管理団体との相互応援協定の締結

ケ 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

コ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の公表と洪水予報等の伝達体制の整備

サ 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する助言・勧告

【要配慮者利用施設の所有者又は管理者】

ア 浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施するものとする。

イ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

第8節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、町、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等のより一層の充実、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

(1) 現状及び課題

災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者に関する名簿を作成し、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平常時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(7) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する次のいずれかに該当する者で、その支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意した者とする。

- a 85歳以上の高齢者のうち独居及び高齢者のみ世帯者
- b 介護保険法（平成9年法律第123号）による要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている者
- c 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳1級、2級又は3級所持者
- d 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）による療育手帳所持者
- e 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- f 外国人のみの世帯
- g その他支援が必要とされる者で町長が認める者

(4) 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

- a 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (a) 行政区
 - (b) 氏名
 - (c) 生年月日
 - (d) 年齢
 - (e) 性別
 - (f) 避難支援を必要とする事由
 - (g) 世帯主名
 - (h) 住所又は居所
 - (i) 電話番号
 - (j) 緊急時連絡先の氏名及び電話番号
 - (k) 避難行動要支援者と普段から交流があつて、災害時において情報の伝達、安否の確認、避難の誘導等の支援を行う者（以下「地域支援者」という。）
 - (1) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- b 町長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報の提供を、その保有に当たって特定された利用

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- c 町長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
- d 町長は、避難行動要支援者名簿について、毎月確認し変更のある場合は修正をしなければならない。

(ウ) 名簿情報の利用及び提供

- a 町長は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- b 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者が属する地域の自主防災組織（自主防災組織が組織されていない場合は、行政区）、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、上田警察署、上田地域広域連合消防本部、消防団、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、名簿情報に提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。
- c 町長は災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。
- d 名簿情報の提供は、年1回、12月に提供する。

(エ) 登録手続

- a 避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿に自己の情報を登録し、避難支援等関係者に対し名簿情報を提供することについて同意をする場合は、長和町避難行動要支援者名簿登録届出書兼同意書（以下「届出書兼同意書」という。）を町長に提出するものとする。この場合において、避難行動要支援者は、地域支援者の記載に当たって、あらかじめその者の同意を得なければならない。
- b 避難行動要支援者は、身体の状態等により届出書兼同意書の記載及び提出が困難な場合は、家族等の者にこれを記載させ、及び提出させることができる。
- c 町長は、民生委員・児童委員の協力を得て、避難行動要支援者の把握及び登録のために必要な調査を行うことができる。
- d 避難行動要支援者は、前項の調査の際、民生委員・児童委員等を通じて、届出書兼同意書を町長に提出することができる。
- e 町長は、届出書兼同意書の提出を受けたときは、当該届出書兼同意書に記載された情報を避難行動要支援者名簿に登録する。

(オ) 登録情報の変更

- a 避難行動要支援者名簿に登録を行った避難行動要支援者（以下「登録者」という。）は、当該登録時に自ら提供した情報について変更が生じた場合は、長和町避難行動要支援者名簿登録内容変更届出書（以下「変更届出書」という。）により、速やかに町長に提出するものとする。
- b 上記(エ) bは、上記 aによる届出について準用する。

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

- c 町長は、変更届出書の提出を受けたときは、速やかに当該避難行動要支援者に係る名簿情報を変更するものとする。
 - d 町長は、名簿情報に変更があることを知り得た場合において、登録者又は家族等の者から変更届出書の提出がなされないときは、職権により当該登録者に関する名簿情報を変更することができる。
- (カ) 登録の抹消
- a 登録者は、避難行動要支援者名簿からの登録の抹消を求める場合には、長和町避難行動要支援者名簿登録抹消届（以下「登録抹消届」という。）を町長に提出するものとする。
 - b 町長は、上記 a により登録抹消届の提出を受けたときは、速やかに避難行動要支援者名簿から登録を抹消するものとする。
 - c 町長は、登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、避難行動要支援者名簿から登録を抹消するものとする。
 - (a) 登録者が名簿情報の抹消を希望したとき。
 - (b) 登録者が死亡したとき。
 - (c) 登録者が町外に転出したとき。
 - (d) 登録者が入院、入所等により自宅に戻れる見通しが立たないとき。
 - (e) 避難行動要支援者名簿に記載する者のいずれにも該当しなくなったとき。
 - (f) 所在が不明なとき。
- (キ) 避難支援等関係者による支援
- 避難支援等関係者は、受領した名簿情報を活用して避難行動要支援者に対し次に掲げる支援を行うよう努めるものとする。
- a 災害時における避難支援等を行うための個別計画（避難行動要支援者等から得た情報を利用して、災害時において避難行動要支援者に必要な支援を行うための計画をいう。）の作成
 - b 避難支援等を容易にするために日常生活において行う声かけ及び相談
 - c その他避難支援等に必要な事項
- (ク) 秘密保持義務
- a 避難支援等関係者若しくは名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な利用がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - b 避難支援等関係者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で名簿情報を利用してはならない。
 - c 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失しないように適切に保管するとともに、その内容を他の者に知られることのないよう適切に管理しなければならない。
 - d 避難支援等関係者は、その任を後任の者に引き継ぐ場合は、適切に名簿情報を引き継がなければならない。
 - e 避難支援等関係者は、名簿情報を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。
 - f 避難支援等関係者は、次に掲げる場合においては、名簿情報を速やかに返却しなければならない。

- (a) 新しい名簿情報が提供された場合
- (b) その他町長が必要と認める場合

(ケ) 町の責務

町は、避難行動要支援者登録制度の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- a 支援が必要な避難行動要支援者からの登録を促進するため、地域との連携等による避難行動要支援者登録制度の普及啓発を実施すること。
- b 避難行動要支援者に対する地域の支援組織の構築を行う者に対し、指導、助言等必要な支援を実施すること。
- c 法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報を発したとき、又は気象庁その他の機関若しくは知事から災害に関する予報若しくは通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る次項を住民、関係機関及び関係団体に伝達すること。
- d 前号の規定による伝達に当たっては、要配慮者が避難指示等を受けた場合に円滑に避難を行うことができるよう特に配慮すること。
- e 法令又は地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する場合は、従事する者の安全の確保に十分に配慮すること。

ウ 個別避難計画作成の努力義務

町は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成に当たっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

(ア) 個別避難計画の作成

- a 個別避難計画は、避難行動要支援者が避難することについて支援するために必要な次に掲げる事項を定める。
 - (a) 避難支援者の住所、氏名、性別、生年月日、連絡先等
 - (b) 避難行動要支援者の区分
 - (c) 世帯状況等
 - (d) 避難行動要支援者の状態
 - (e) 避難支援に関する事項
 - (f) 緊急時連絡先
 - (g) 避難方法
 - (h) 地域支援者等
 - (i) その他の特記事項等
 - (j) その他町長が必要と認める事項
- b 個別避難計画の対象者は、避難行動要支援者であって避難支援を受けるために必要な個人情報を事前に避難支援者等へ提供することに同意しているものとする。

ｃ 個別避難計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の意思を尊重しなければならない。ただし、避難行動要支援者が意思表示できないときは、その家族の意思を尊重しなければならない。

(イ) 個別避難計画の作成及び運用に関わる者は、長和町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月16日条例第22号）及び長和町個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和4年12月16日規則第16号）を遵守しなければならない。

エ 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

オ 避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をとる。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護、救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難施設の整備

町は、災害時において避難施設となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

ウ 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

エ 避難所における要配慮者支援体制の整備

町は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣に備え、保健医療関係者

との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

オ 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

町は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会・区、NPO、ボランティア、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

カ 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

キ 支援協力体制の整備

町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO、ボランティア等との連携の下に、災害時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討する必要がある。

(2) 実施計画

ア 非常災害時の整備

町は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

イ 防災設備等の整備

町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

ウ 組織体制の整備

町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

エ 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者利用施設の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自

らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

オ 応援体制及び受援体制の整備

(ア) 町は要配慮者利用施設の管理者に対し、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請のある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付き車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

(イ) 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的な応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

カ 町は、国保依田窪病院に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

キ 町は、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師・看護師等の確保、医薬品・医療用資機材等の補給等応援要請のある場合に備え国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所・和田歯科診療所に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

ク 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

ケ ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

【要配慮者利用施設】

ア 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、町の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

イ 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、町の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うものとする。

ウ 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、町の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

エ 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、町及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものと

する。

オ 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、町の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設もしくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

カ 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

キ 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

ク 医療機関においては、町及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動に困難が生じるおそれがある。

このため外国籍住民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、長和町の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と協力し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民等に対する防災知識の普及を図る。

エ 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間に避難支援計画等に関する協定を締結するよう働きかける。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

オ 観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する（観光客安全対策推進会議の事業を推進する）。

カ 外国籍住民等の状況把握及び支援体制の整備

長和町における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

キ 観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

長和町は、三方を山で囲まれ、狭隘で急峻な地形であり、千曲川水系の依田川源流部を抱え、急流河川の沢筋に集落や農地が拓かれた山間地域である。

要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について指導する。

イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとと

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

もに、要配慮者利用施設、地区防災会議、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

ウ 浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、町は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

【要配慮者利用施設の管理者】

ア 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。町はこれに協力する。

イ 土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、本計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施するものとする。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努めるものとする。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告するものとする。

第9節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模災害が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 現状及び課題

本町は、3本の国道・4本の県道により周辺の市町村と連絡しているが、いずれのルートも市町村境は橋梁もしくは峠が介在している。現道路の防災対策を促進するとともに、災害発生時は適切な交通規制によって、効率的な運用を図らなければならない。また、緊急車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両の移動等を速やかに行うよう体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

町は、上田警察署と協議の上、町の実情にあった区域内の交通確保計画を策定するものとする。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との間の交通確保について特に配慮する。

ア 道路調査

災害が発生し道路に被害がでた場合、建設水道課長は速やかに地域の道路・橋梁の決壊、その他の交通支障の調査を行う。

イ 交通障害場所の交通規制

規制の実施は、次の区分により行われる。

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 |
|-------|--------------------|--------------------------------------|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 知事 町長 | 1 道路の破損、決壊その他の理由により、交通が危険であると認められる場合 |
| | | 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認める場合 |

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 |
|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察 | 公安委員会 警察署長 警察官 | 1 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路上において交通の危険が生じ、又はそのおそれのある場合 |

※ただし、道路管理者及び警察関係機関は密接な連絡を取り、適切な措置がとられるよう配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点確保計画

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあつては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施することが重要である。

(2) 実施計画

- ア 町は、災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点（資料8-1参照）を確保、指定する。このヘリポートは、避難施設と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となり得る場所を選定する。
- イ 自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなり得る「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。
- ウ 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備計画

(1) 現況及び課題

大規模な風水害が発生したときには、物資輸送拠点までの幹線輸送と、輸送拠点から各避難所等への末端部の輸送を円滑に実施しなければならないが、この場合、陸上における輸送手段を迅速に確保して輸送システムを早期に確立するとともに、道路交通網の寸断を予想して、ヘリコプターを活用した空からの輸送についても整備しておくことが必要である。

(2) 実施計画

- ア JRバス小諸支店長久保営業所及び町内の企業と連絡を密にし、発災時の協力体制を確保しておく。
- イ 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。
この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。
- ウ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に

係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

4 緊急通行車両の事前確認事務

(1) 現状及び課題

被災地及びその周辺においては、救急救助、消火、緊急物資の輸送、応急復旧対策等に従事する車両の通行を最優先で確保しなければならない。

一般車両を制限する交通規制が円滑、迅速に実施され、応急対策車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両等の事前届出の確認を済ませておく。

(2) 実施計画

発災時の円滑な交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行の確保のため、災害時における緊急通行車両の確認又は緊急輸送車両確認事務処理要領により緊急通行車両の事前届出を行っておく。

第10節 障害物の処理計画

第1 基本方針

災害の発生により、一般の交通が不能あるいは困難となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

放置車両や立ち往生車両を含む障害物の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなどが必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

また、緊急輸送路として確保すべき基幹農道について、事前に障害物除去体制の整備を図る。

2 実施計画

- (1) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備し応急対策に備える。
- (2) 長和町建設振興協議会と連絡を密にし、あらかじめ体制を整備し応急対策に備える。
- (3) 緊急輸送路とされている道路について、速やかな障害物除去体制の整備を図る。

第11節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所へ避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

| | |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難施設 | 緊急避難場所、避難所、福祉避難所の総称 |
| 緊急避難場所 | 災害時の危険を回避するために緊急的・一時的に避難する場所（隣組程度が避難できる規模の空地など：自治会が開設・管理） |
| 指定緊急避難場所 | 緊急避難場所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの（公園、グラウンド、学校校庭等） |
| 避難所 | 災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等（自治会単位で避難ができる施設：公民館・集会所など：地区防災会議、自主防災組織が開設・管理） |
| 指定避難所 | 避難所のうち、災害対策基本法の基準に適合するもの（ある一定期間の避難生活ができる施設：町が開設・管理） |
| 福祉避難所 | 高齢者等の要配慮者で、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受入れる避難所 |

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 町及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

ウ 町及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。

エ 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

オ 町は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報紙等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供する。

カ 自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努める。

キ 指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

(ア) 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

(イ) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

ク 避難計画の作成

町は県と協力しながら、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、地区防災会議、自主防災組織の充実強化、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等が発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(ア) 避難指示、緊急安全確保の具体的な発令基準及び伝達方法

(イ) 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

(避難指示、高齢者等避難、緊急安全確保については、本編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」を参照)

- (ウ) 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- (エ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- (オ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (カ) 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - a 給食措置
 - b 給水措置
 - c 毛布、寝具等の支給
 - d 衣料、日用品の支給
 - e 負傷者に対する救急救護
- (キ) 指定避難所の管理に関する事項
 - a 避難受入中の秩序保持
 - b 避難住民に対する災害情報の伝達
 - c 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - d 避難住民に対する各種相談業務
- (ク) 避難の心得、知識の普及・啓発に関する事項
 - a 平常時における広報
 - (a) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (b) 住民に対する巡回指導
 - (c) 防災訓練等
 - b 災害時における広報
 - (a) 防災行政無線（同報系）、広報車による周知
 - (b) 避難誘導員による現地広報
 - (c) 住民組織を通じた広報

なお、町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難指示等」という。）を行う際に、県又は国に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

ケ 避難行動要支援者対策

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について留意する。

- (ア) 所在、援護の要否等の状況把握
- (イ) 配慮すべき個々の態様
- (ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備
- (エ) 災害発生時の安否の確認
- (オ) 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画

- (カ) 情報提供手段
 - (キ) 配慮すべき救護・救援対策
 - (ク) 地域の支え合いによる支援協力体制
- コ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【関係機関】

- ア それぞれの施設管理者は、避難計画を町及び県の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。
- イ 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。
- ウ 要配慮者利用施設の管理者は、町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

【住民】

- ア 家族があわてずに行動できるよう、次のことを話し合い、家族の役割分担を決めておくものとする。
 - (ア) 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難（災害リスクのある場所にいる方が、そこには命が脅かされるおそれがあることから、その場を離れ安全な場所に移動すること）
 - b 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等へ移動すること）
 - (イ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか（テレビ、ラジオ、インターネット等）
 - (ウ) 家の中でどこが一番安全か。
 - (エ) 救急医薬品や火気等の点検
 - (オ) 幼児や高齢者の避難は誰が責任を持つか。
 - (カ) 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - (キ) 避難するとき、誰が何をもち出すか。非常持ち出し袋はどこに置くか。
 - (ク) 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - (ケ) 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- イ 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- ウ 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等を何時でも持ち出せるように備えておくものとする。

【企業等】

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努める。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

緊急避難場所については資料7-2及び7-5のとおりであるが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時のヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び要配慮者に配慮し、緊急避難場所及び避難路を事前に確保する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

イ 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）等の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ウ 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

エ 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。

オ 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

【関係機関】

ア 管理施設についての緊急避難場所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

避難所については資料7-2、7-3及び7-4のとおりであるが、災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平常時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

イ 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

ウ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

エ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

オ 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

カ 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

キ 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係者や地域住民等と調整を図る。

ク 町は、全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。

ケ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

コ 避難所の感染症対策については、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、関係課が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

サ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

シ テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。

ス 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。

セ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

ソ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

タ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

チ 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和4年3月改定）、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

ツ マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及・啓発に努める。

テ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ト 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受入れることができるよう配慮する。

ナ 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

ニ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

ヌ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

【関係機関】

ア 管理施設についての避難所の指定に協力する。

イ 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため町は県と相互に連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。

カ 周辺市町村が被災した場合には、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

5 学校等における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、保育園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）においては、園児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、保育園長、学校長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

ア 防災計画

(ア) 学校長等は、災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他関係機関と十分協議する。

(イ) 学校長等は、防災計画を作成し又は変更したときは、速やかに、町教育委員会（以下「町教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

(ウ) 防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。

- a 災害対策に係る防災組織の編成
- b 災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- c 町教委、町、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- d 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- e 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- f 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- g 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- h 児童生徒等が登退園及び登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
- i 児童生徒等の救護方法
- j 初期消火と重要物品の搬出方法
- k 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
- l 避難施設の開設への協力（施設・設備の開放等）
- m 防災訓練の回数、時期、方法
- n 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- o 災害時における応急教育に関する事項
- p その他、学校長等が必要とする事項

イ 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- (ア) 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が災害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- (イ) 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当が点検する。
- (ウ) 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

ウ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- (ア) 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- (イ) 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

エ 避難誘導

- (ア) 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- (イ) 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
 - a 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教職員の対処、行動を明確にする。
 - b 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - c 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - d 登退園及び登下校時、在宅時における災害発生の場合にも対応できるものとする。

6 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第12節 孤立防止対策

第1 基本方針

長和町は、三方を山で囲まれ、狭隘で急峻な地形であり、千曲川水系の依田川源流部を抱え、急流河川の沢筋に集落や農地が拓かれた山間地域である。

山林面積は総面積の約86%（158.64km²）に当たる。

また、町内には学者村や姫木平、美ヶ原高原郷等複数の別荘地が開発されており、ペンション経営者の家族や定年後の終の棲家を長和町に定めた高齢者等が多数居住している。

こうした地勢及び居住形態の状況は、災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を進める。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

通信手段は防災行政無線（同報系）及び有線回線（NTT、音声告知端末、CATV）により確保されているが、今後、携帯電話、衛星携帯電話の活用についても検討を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 防災行政無線の整備等、災害時の通信手段の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。

イ 町内のアマチュア無線局を把握し、災害時において協力を得られる体制を構築するよう努める。

ウ 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図る。

エ 災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

本町の地勢上、急峻な地形を切り開いて建設されている道路も多いことから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

したがって、主要路線優先の対策推進と複線化の推進を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア 町は、町道の災害予防対策を推進する。

イ 住民は、道路に面した工作物・立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

大規模な風水害が発生すれば、交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要のある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

(2) 実施計画

ア 道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。

イ 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。

ウ 観光開発地域が孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

【住民】

住民は、自分の住む自治会、区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 地区防災会議、自主防災組織の充実強化の推進

(1) 現状及び課題

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場に到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は、一刻を争うものであり、地区防災会議、自主防災組織を主体とした住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア 地区防災会議、自主防災組織の充実強化を推進する。

イ 災害発生時の活動要領について教育指導を行う。

ウ 活動用資機材の整備充実を行う。

【住民】

孤立が予想される地域の住民は、地区防災会議・自主防災組織に積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域ごとに、避難所となり得る施設は整備されているが、災害による被害を受けないよう、立地条件や点検整備にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、必要に応じて点検整備及び更新等について地区を指導する。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時には、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実を鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

町は、食料品等の分散配置に配慮する。

【住民】

ア 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行う。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 4 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。

一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。

食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する町は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。

方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

- ア 平成 25、26 年度に実施した県地震対策基礎調査の結果とその後の社会情勢等を考慮し、想定被災者の 20%・対応日数 3 日分程度を目安とし、地形、気象条件等地域の特性を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新する。
- イ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- ウ 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- エ 備蓄品目及び数量について、県と情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- オ 住民、企業等に対して食料備蓄の重要性についての啓発を、防災訓練等の機会を通じて行うとともに、自治会長会、区長会、日赤奉仕団役員会等の機会を通じて住民間の協力体制の醸成を図る。
- カ 県と同様に食料品等の調達体制の整備を図る。

【住民】

- ア 自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも 3 日分、可能な限り 1 週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。
- イ 高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。

【企業】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、調達した食料を避難所等の住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

- ア 町内飯米保有農家からの調達食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備する。
- イ 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（味噌、塩）等についても整備するよう努める。

第14節 給水計画

第1 基本計画

飲料水の備蓄は、止水弁の閉鎖により確保された配水池の貯留水及びボトルウォーターとし、調達体制は町内各所に湧出する地下水の内から、定期的に行っている水質検査の結果から飲用に適しているとされている湧水をもって充てる。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、町は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び湧水周辺の環境整備、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲用水等の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

現在、町内の水道は9系統に分かれており、30の配水池があり、内1箇所は緊急遮断弁が設置済みである。

配水池への緊急遮断弁の設置、飲用適格湧水の保全及び水辺環境の整備等を行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。

イ 飲用適格湧水の水質保全及び水辺環境の整備を進める。

ウ 住民が実施する事項への支援を行う。

エ 予備水源、予備電源の確保を行う。

オ プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

【住民】

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

町には、給水タンク（1,000ℓ）1個、ポリタンク約50個が整備されている。緊急時には、

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

これらの器具により供給を行う。また、町だけでは供給が困難となった場合は、災害相互応援により他の市町村の応援を受ける。

しかし、大規模災害等により被災が広範囲にわたった場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

- ア 給水車の整備と運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- ウ 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具 (タオルケット・毛布等)
- 衣類 (下着・靴下・作業着等)
- 炊事道具 (なべ・包丁・卓上コンロ等)
- 身の回り品 (タオル・生理用品・紙オムツ等)
- 食器類 (はし・茶碗・ほ乳瓶等)
- 日用品 (石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等)
- 光熱材料 (マッチ・ガスボンベ・ストーブ・灯油等)

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

町は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必需品については、緊急用品として準備するよう、普及・啓発に努めるとともに、町においても必要最低限の生活必需品については、備蓄を図る必要がある。

また、生活必需品の調達に対し、流通業者等に協力を要請するとともに、調達可能な物資の量の把握に努め、調達体制の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、社会福祉協議会などの協力により生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。

イ 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

【住民】

災害に備えて、本節第1の基本方針に掲げた生活必需品のほか、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備を行うものとする。

2 生活必需品の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生後、町は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等について関係機関と調整し、あらかじめ定めておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- イ 輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するよう努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

災害により危険物、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

町内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所（資料6-1及び6-2参照）がある。いずれも比較的小規模な施設であるが、これらの施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 規制及び指導の強化

- (ア) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。
- (イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移設等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

イ 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

ウ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

エ 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

オ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

販売業者に対する災害対策の指導及び災害時の消費者の適切な処置等の啓発を図る必要がある。

(2) 実施計画

販売業者及び消費者に対し災害対策又は発生時の処置について、広報活動等を実施する。

3 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

毒物・劇物貯蔵保管施設については、実態を十分に把握して、災害対策の指導を図る。

(2) 実施計画

保管貯蔵施設の実態を把握するとともに、一般家庭での農薬の安全管理及び災害対策について指導を行う。

4 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、災害時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散するおそれがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

建築物所有者に対し、自己所有の建築物における石綿の使用状況の把握、石綿の飛散・暴露による健康への危険性、建築物除去時における留意事項等について、広報活動等を実施する。

5 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置をとり、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。また、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

県が実施する、事業場への立ち入り等による、事業者に対する災害時の緊急体制等の整備についての指導に、町は協力する。

第17節 ライフライン施設災害予防計画

第1 基本方針

上下水道及び電気等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、町は、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

また、電力事業者との連携を図る。

第2 主な取組み

- 1 通常のメンテナンス体制の充実、老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

- ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路図等の整備を行う。

2 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

(1) 現状及び課題

風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。

この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。

(2) 実施計画

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。

3 緊急連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制について、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用、復旧用資機材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実に迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また台帳のデータベース化が図られているため、被災時には、確実に迅速にデータの調査、検索ができる体制を整備する。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災を受けた場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めるこ

とが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

7 電力事業者等との連携

(1) 現状及び課題

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、平常時より電力会社と連携を図り、災害時における復旧体制の整備を図る

イ 町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、関係機関相互の連携の拡大に努める。

第18節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するため、電気通信事業者及び放送機関等は予防対策を講じているが、町においても、防災行政無線、CATV、音声告知端末等、通信・放送手段の防災対策を講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 町は、緊急時における通信・放送手段の確保、整備を図る。
- 2 町は、通信・放送施設の風水害対策、災害に強い通信・放送手段の整備を図る。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

町は、音声告知端末・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておく。

2 町防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

町と住民及び防災関係機関への災害時における情報収集・伝達手段として町防災行政無線を整備しており、次の災害予防対策を行っている。

ア 予備電源装置として発動発電機を設置している。

イ 空中線については、風速60mに耐えられるよう設置を行っている。

(2) 実施計画

自治会・区、地区防災会議、自主防災組織などで相互間通信を行える地域防災系の防災行政無線の整備を図る。また、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。

3 町通信・放送施設（情報館）災害予防

(1) 現状及び課題

町では、平成9年に開設された町通信・放送施設（情報館）において、音声告知端末、CATV、インターネット等の通信・放送サービスを提供しており、住民の情報源及び通

信手段として大きな役割を果たしてきている。

そのため、機器の故障等に迅速な対応ができる体制の整備が必要となることから、関係機関等との連携を強化し、情報化社会に即し、また、高齢者等要配慮者に配慮した通信及び情報伝達手段の確立を目標に、通信・放送施設の整備を進める必要がある。

(2) 実施計画

高齢者等要配慮者に配慮し、かつ災害に強い情報通信網の構築を図る。

4 電気通信施設の災害予防

(1) 現状及び課題

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

町は、電気通信事業者との連携を図る。

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

災害に強い通信サービスの実現に向けて、県及び町防災機関等との情報連絡の強化、さらに、通信システムの高信頼化を図る。

5 放送施設の災害予防

(1) 現場及び課題

日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)は、災害時マニュアルを策定し、日頃から放送設備等の被害を予防する処置を行っている。

(2) 実施計画

日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)は、平常時から災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止対策、無線通信機器の増強、非常電源設備の更新、浸水対策としての排水設備の充実を推進する。

第19節 災害広報計画

第1 基本方針

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

(1) 現状及び課題

災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・町及び報道機関は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上で重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する対応に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図ることが必要である。

(2) 実施計画

ア 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAX・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図る。

イ 防災行政無線（同報系）、CATV、音声告知端末、広報車等により、町固有の情報をリアルタイムで住民に提供することができるよう体制の整備を図る。

ウ Lアラート（災害情報共有システム）、町のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できるよう情報館を中心とした体制の整備を検討する。

エ 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。

オ エのほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及・啓発に努める。

カ 電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービス等の仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法について確認しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行う。

第20節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本町は、その地形から土砂災害が発生する危険がある場所を抱えており、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に、近年、要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本町の地すべり危険箇所は、資料3-2のとおりである。町は、警報の伝達方法等を含め、緊急時に際しては適切な措置がとれるよう警戒避難体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物等を配布しその他必要な措置をとる。

ウ 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、又は避

避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

【住民】

防災ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

本町の山地災害危険箇所は、資料3-3、3-4及び3-5のとおりである。町は、警報の伝達方法等を定め、緊急時に際しては適切な措置がとれるよう警戒避難体制の整備を図る。

(2) 実施計画

県と連携を図り、対策を要する箇所について、長野県強靱化計画の「地域との協働で行う事前防災治山計画」の内容を踏まえ、治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

本町の土石流危険渓流は、資料3-8のとおりである。町は、警報の伝達方法等を定め、緊急時に際しては適切な措置がとれるよう警戒避難体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物等を配布しその他必要な措置をとる。

ウ 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

【住民】

防災ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

本町の急傾斜地に関する危険箇所は、資料3-7のとおりである。町は、警報の伝達方法等を定め、緊急時に際しては適切な措置がとれるよう警戒避難体制の整備を図る。

(2) 実施計画

ア 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。

イ 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物等を配布しその他必要な措置をとる。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に

周知する。

ウ 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

エ 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

【住民】

防災ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

町内の要配慮者利用施設が所在する地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア 町は、防災ハザードマップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知を図る。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について定める。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

土砂災害警戒区域内の住民等への情報の提供体制及び警戒避難体制の整備、あるいは開発行為等に対する適切な指導等に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

イ 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア) 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

ウ 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

(ア) 土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

a 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

c 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

d 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

e 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

f 救助に関する事項

g その他警戒避難に関する事項

(イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。

エ やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

【住民】

ア 住民は、平常時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町、消防署、警察署等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日頃から土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

イ 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について町、県に助言を求めものとする。

第21節 防災都市計画

第1 基本方針

集落ごとの住宅の集中化等により、住宅地における災害の危険性は増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、住宅地の防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 住宅地における火災を予防するため、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、避難施設の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 各種整備事業等を積極的に推進することにより、健全な住宅地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の推進

(1) 現状及び課題

住宅地には建築物が密集しており、火災被害の発生及び延焼拡大のおそれ大きい。

土地の高度利用を図る地域、避難路となる幹線道路沿い等については、建築物の不燃化を促進し、安全な住宅地の形成を図る必要がある。

(2) 実施計画

建築物の密度が高く、火災危険度の高い住宅地において、建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。

2 防災空間の整備拡大

(1) 現状及び課題

集落ごとの住宅の集中化等により、住宅地におけるオープンスペースが急激に減少しており、災害時における危険性が増大している。

これらの整備に当たっては、以下の点について併せて留意する必要がある。

ア 住宅地の安全性の確保

イ 食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、非常用発電機、放送施設等の災害応急施設を備えた防災公園の整備

ウ 要配慮者に対する安全性確保

エ 幹線道路の多重化によるバックアップ機能の確保等を考慮した道路網の形成

(2) 実施計画

ア 防災対策に資する効果的な公園緑地等の配置計画を検討し、積極的な整備に努める。

イ 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路として必要な道路整備に努める。

3 健全な住宅地の整備

(1) 現状及び課題

道路、公園等の公共施設の整備の立ち遅れた災害危険度の高い木造密集地は、本町にも存在している。

先の阪神・淡路大震災においても、著しい被害を受けた地域は、木造老朽家屋が密集した地区などに集中している。

これらの地域については、道路、公園等の公共施設を整備、改善することによりオープンスペースを確保するとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、土地区画整備事業などの面的な整備事業を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、各種整備事業等を積極的に推進する。

第22節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

強風又は出水等による建物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物・転落物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

(1) 現状及び課題

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転落防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- オ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及・啓発を図る。

【建物等の所有者等】

- ア 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。
- イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

2 建築物の水害対策

(1) 現状及び課題

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じて盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。

(2) 実施計画

- ア 出水による崖地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- イ 崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

ウ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及・啓発を図る。

【建物等の所有者等】

ア 出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況に応じ盛り土等の必要な処置を講ずるものとする。

イ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法及び文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代へ継承していくことが必要である。

本町における国・県・町指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

町教委は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

【所有者】

ア 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

イ 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第23節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な障害が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援体制の強化を図る。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急稼働及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の風水害に対する整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について、風水害に対する安全性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

町は、施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行う。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、町は建設振興協議会等関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、関係機関との協力体制を整備し連携の強化に努める。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

ア 道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。

また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。

ウ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第24節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 4 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害の実績や堤防の状況等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や住民への注意を促すための対策を講じている。

(2) 実施計画

施設整備計画により河川管理施設の整備を図る。

2 浸水想定区域内の災害予防

(1) 現状及び課題

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。町は浸水想定区域内の要配慮者利用施設の防災体制の確立を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

イ 要配慮者利用施設、地区防災会議、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

【浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等】

ア 浸水想定区域内にある地下街等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

の確立を図るものとする。

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとし、町はこれに協力する。

第25節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制について管理団体を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

ため池が、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

※防災重点農業用ため池：「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第4条第1項により、県知事が、農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、農業用ため池であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

老朽化の甚だしいものは、豪雨による洪水等により決壊し、下流の農地をはじめ人家、公共施設にまで被害を及ぼすおそれがあるため、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する必要がある。

町内のため池一覧については、資料4-3参照のこと。

(2) 実施計画

ア ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。

イ 管理団体等との緊急連絡網を作成する。

ウ 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。

エ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

【関係機関】

ア 管理団体は、非常事態が発生した場合、直ちに町に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ ため池サポートセンターは、管理団体と連携し、定期的に点検を実施するとともに、町に点検結果を報告するものとする。

第26節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、野菜、水稲、果樹等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、キノコ栽培施設、畜舎、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、流失、農産物集出荷貯蔵施設等の倒壊が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜、水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、上田農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、上田農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

(2) 実施計画

ア 上田農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し次の予防技術等について周知徹底を図る。

イ 正確な情報を迅速に農業者等に伝達するため、農業情報等ネットワーク機能を強化する。

ウ 周知すべき作目別の主な予防技術対策

(ア) 野菜及び花き

a 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により被害の未然防止に努める。

b ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

c 風速 30m/秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

d 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(イ) 水稲

a 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

b 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(ウ) 果樹

- a 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- b 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- c 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(エ) 畜産

- a 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。
- b 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。
- c 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

(オ) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

【関係機関】

町と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

【住民】

町、県、農業団体等から情報に基づき災害予防対策を実施するものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 長和町森林整備計画に基づき健全な森林の整備を図る。

イ 県と連携をとって林産物の生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

【関係機関】

ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進するものとする。

イ 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

ウ 関係業界は、町、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

【住民】

町等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

第27節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講ずる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害危険箇所等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構築物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

林道は、避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

町は、基本計画等に定めるところにより整備を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 危険物関係

消防法に定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

イ 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

ウ 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要で

ある。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 防災応急対策用資機材の整備についての指導

(イ) 自衛消防組織の強化についての指導

(ウ) 近隣の危険物取扱所との協定の締結の促進等の指導

イ その他

液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、上田地域広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 倒木の流出対策

(1) 現状及び課題

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もある。

(2) 実施計画

災害に強い森林づくり等、総合的な対策を検討するとともに、流木除去体制に努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所等）をあらかじめ把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 情報収集体制の整備

イ 警戒避難体制の整備

第28節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は自分で守る」が防災の基本であり、町による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び地区防災会議、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、町は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対して実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町関係職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 地区防災会議、自主防災組織の育成を図る。
- 6 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練等の取組みや広報活動がなされているが、今後は、防災ハザードマップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等のより実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

- 等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- (イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
 - (ウ) 警報等や、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）の意味や内容
 - (エ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
 - (オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- ※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり、「自分だけは大丈夫だろう」と過小評価してしまう傾向のこと。災害時には避難行動の遅れにつながる可能性がある。
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - (コ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - (サ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）災害時にとるべき行動に関する知識
 - (ス) 正確な情報入手の方法
 - (セ) 要配慮者に対する配慮
 - (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (チ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (ツ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識
 - (テ) 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - (ト) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - (ナ) 避難生活に関する知識
 - (ニ) 平常時から住民が実施しうる最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (ヌ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - (ネ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (ハ) 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- イ 防災ハザードマップ、地区防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- (ア) 浸水想定区域については、次の事項を記載した防災ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - a 避難の確保を図るための必要な事項
 - b 要配慮者利用施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- (イ) 土砂災害警戒区域については、次の事項を記載した防災ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。
 - a 土砂災害に関する情報の伝達方法
 - b 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
 - c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- (ウ) 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。
- ウ 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組みを推進する。
- エ 地区防災会議、自主防災組織等における、防災ハザードマップ、地区防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- オ 上記の防災ハザードマップ、地区防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- カ 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- キ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- ク 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。
- ケ 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続

時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及・啓発を図る。

- コ 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- サ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- シ 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ス 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

【地区防災会議、自主防災組織等】

地区防災カルテ等は、地区防災会議、自主防災組織等が作成に参加することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な対応といった点からも望ましく、地区防災会議、自主防災組織等においても、地区防災カルテの作成に参画するものとする。

【住民等】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - a 指定緊急避難場所への立退き避難
 - b 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 - c 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- (ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- (エ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認
- (オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (カ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (キ) 備蓄食料の試食及び更新
- (ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止策
- (ケ) 地域の防災ハザードマップの作成
- (コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

【企業等】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ペンション・ホテル等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 町が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

【防災上重要な施設の管理者等】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動がとれるよう各種防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

学校等において児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校等においては、大規模災害にも対処できるように、町及び防災機関等と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても、次の事項について防災の知識の普及、防災意識の高揚を図る。

ア 自然災害に関する一般的な知識

イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

ウ 職員等が果たすべき役割

エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

【住民】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第29節 防災訓練計画

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における適切な行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町及び防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

現在、県において、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。

また、町においても、上田地域広域消防本部等の協力の下に、総合防災訓練を実施しており、各企業等においても適宜訓練を実施している。

今後も、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 総合防災訓練

町は、防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

(ア) 実施時期

消防署等関係機関と調整し決定する。

(イ) 実施場所

消防署等関係機関と調整し決定する。

(ウ) 実施方法

町、消防関係機関、訓練実施施設の職員及び収容者、地元住民が参加してウの(ア)～(オ)及び(ク)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

イ 地震総合防災訓練

町及び防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、県の実施する南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練に参加・協力

する。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも、必要に応じて関係機関と連携して別途実施する。

(ア) 水防訓練

水防管理者は、消防団、関係機関等の協力を得て、町域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練・水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

(ウ) 災害救助訓練

町及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護、人命救助、炊き出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

町及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるようあらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(オ) 避難訓練

町及び避難訓練実施機関は、災害時における避難指示等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民、病院及び老人保健施設等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上で抜き打ち的实施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

町は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ク) 広域防災訓練

町は、広域応援協定をより実効性のあるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結市町村間等の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(ケ) 複合災害を想定した訓練

町は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

エ 町は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

【住民】

住民は、町、県等が実施する訓練に積極的に参加するものとする。

【企業等】

- ア 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。
- イ 本計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫するとともに次回以降の訓練の参考とするために訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア 実践的な訓練の実施

- (ア) 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れるなど、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。
また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (イ) 学校等、地区防災会議、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練となるよう努める。
- (ウ) 避難行動要配慮者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。
- (エ) 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

イ 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第30節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、平常時から復興時の参考になるデータを保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、長和町災害廃棄物処理計画の実行体制を整備する。
- (3) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

- (1) 現状及び課題
災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。
これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。
- (2) 実施計画
町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
また、町において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給し、価格の安定を図る必要がある。
町は、関係団体と連携し、木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第31節 地区防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における地区防災会議、自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、地区防災会議、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、その組織体制は、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、より積極的に地区防災会議、自主防災組織の充実強化を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 平常時、災害時の地区防災会議、自主防災組織の活動体制を整備する。
- 2 自主防災組織の組織化を促進する。
- 3 地区防災会議、自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等、組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地区防災会議、自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日頃の備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の防災訓練の実施
- ウ 地域の安全点検に基づく防災マップ、地区防災計画の作成、配布
- エ 避難行動要支援者に関する情報の収集（プライバシーに関する配慮に留意）
- オ 防災資機材の備蓄及び整備・点検

(2) 災害時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出・救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

2 活動環境の整備

(1) 現状及び課題

地区防災会議、自主防災組織がより有効な活動をするためには、活動環境の整備の推進を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

町は、各種補助事業等を活用し、地区防災会議、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、地区防災会議、自主防災組織が活動する場所を確保するため、既存の施設（老人福祉センター等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

3 組織の活性化

(1) 現況及び課題

災害時に活発な行動ができる地区防災会議、自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダーに対する教育、研修を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 地区防災会議、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

イ 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進める。

ウ 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府 2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

4 各防災組織相互の協調

(1) 現状及び課題

災害時に連携のとれた活動を行えるように、日頃から防災組織相互の連絡応援体制を確立しておく必要がある。

また、地区防災会議、自主防災組織の活動実態を把握するとともに、地域コミュニティの防災体制についても充実する必要がある。

(2) 実施計画

ア 地区防災会議、自主防災組織間及び事業所等の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。

イ 地域の地区防災会議、自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。

ウ 地区防災会議、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第32節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

（1）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（2）実施計画

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【企業】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

第2編 風水害対策編 第1章 災害予防計画

- イ 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- ウ 組織力を生かした地域活動への参加、地区防災会議、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。
- オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。
- カ 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第33節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動が行えるよう、町は環境整備を図っていく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会等において実施する。
- 2 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 3 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、ボランティア連絡協議会の設置を図る。
- 4 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

(1) 現状及び課題

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍住民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

(2) 実施計画

町社会福祉協議会が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

【町社会福祉協議会】

災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

2 ボランティア活動の環境整備

(1) 現状及び課題

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 平常時から、地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等体と協力して、発災時のボランティアとの連携について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 町社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

3 ボランティア団体間の連携

(1) 現状及び課題

現在、町内にはあゆみ会、日赤奉仕団等のボランティア団体が、それぞれの団体の設立目的等に沿ってボランティア活動を行っている。

災害時においては、広範なボランティア活動が必要になることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう団体間の連絡の強化を図っていくことが必要である。

(2) 実施計画

町は、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡協議会の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

(1) 現状及び課題

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。

こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成されるよう努めていかなければならない。

(2) 実施計画

県、町、社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力して本県におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第34節 災害対策基金等積立て及び運用計画

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

1 基金の積立て

(1) 現状及び課題

町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、資金積立金条例（昭和56年条例第5号）を定めて財政調整基金を設置し、その運用に当たっている。

(2) 実施計画

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

■ 長和町財政調整基金

| 名 称 | 目 的 | 使 途 |
|-----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長和町財政調整基金 | 町財政の健全な運営を図る | 次に掲げる経費の財源に充てる 1 経済事情の著しい変動により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費 2 災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための経費 3 緊急に実施することが必要になった大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費 4 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費 5 償還期限を繰り上げて行う町債の償還の経費 |

第35節 風水害対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、時には大きな被害が発生している。

このことから町は、国、県が行う、観測施設の設置等に積極的に協力するとともに、防災テレメータ等による町内のデータの累積及び分析に努める。

第2 主な取組み

町・県・各機関が協力し、風水害に対する情報収集整理を行う。

第3 計画の内容

町は、国及び県と協力して以下のことを行う。

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国等が行う観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

第36節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による地区防災会議、自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 町は、県、関係機関、観光施設の管理者と連携し、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、緊急避難場所、避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

ア 観光地での災害時の町、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。

イ 町は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、地区防災会議、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。

ウ 町は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

【関係機関】

ア 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。

イ 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

ア 町は、災害時に外国人旅行者へ緊急避難場所、避難所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。

イ 町は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。

ウ 町は、観光地の観光案内所における災害時の外国人旅行者避難誘導體制の整備や非常用電源の確保を図る。

【関係機関】

ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。

イ 多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図るものとする。

第37節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により本計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

地区防災計画は、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、町が活動の中心となる本計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図るものである。

なお、地区防災計画は、「自助」・「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を促進し、各地区の特性に応じて、ボトムアップ型で地域における防災力を高めることを目的としており、地区居住者等がより主体的に、計画策定段階から積極的に参加することが求められる。

2 実施計画

本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【住民及び事業者】

地区内の住民及び事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できる対策を行うことが必要である。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

(1) 基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

(2) 実施計画

ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ）

県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署等に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

(ア) 町は、各関係機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

(イ) 町において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

【住民】

以下のような異常を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報するものとする。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど避難行動へつなげる。また、避難指示等の周知を図る。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

本町を流れる依田川は、水防法第13条第2項の規定による、知事が水位情報の通知を行う河川（水位周知河川）とされており、県より河川水位等の情報の提供を受けて、避難指示等の発令に資するものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 町は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水地域や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難指示等を行い、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、地区防災会議、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ 住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・

知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、防災ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

オ 町は、災害時又は災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

カ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ＣＡＴＶ、音声告知端末、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。

キ 情報の伝達、誘導避難の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。

ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害危険箇所及び土砂災害危険区域の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、町ホームページでの掲載など必要な措置をとる。

ケ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

コ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

サ 町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

シ 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ、告知放送、Ｎナビアプリ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

ス 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ、告知放送、Ｎナビアプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

【住民】

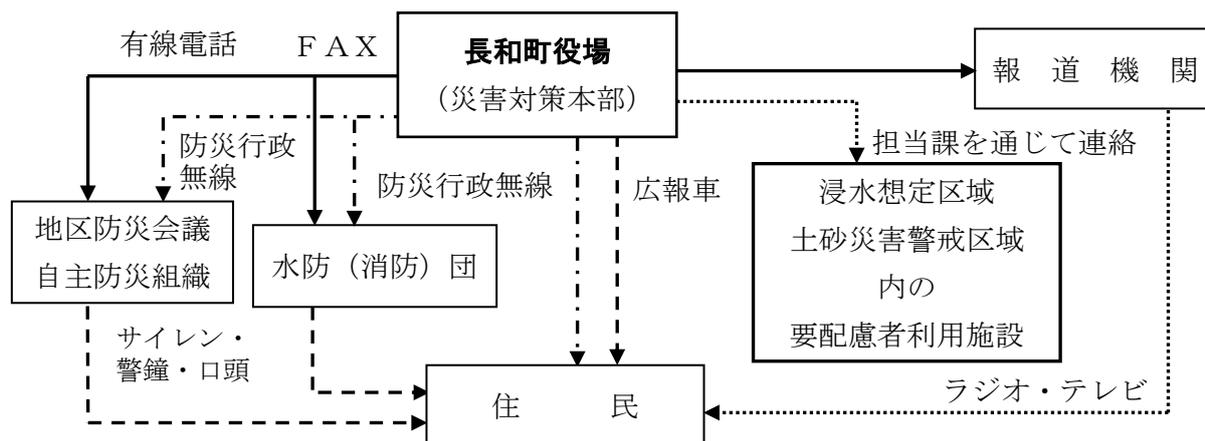
避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。また、隣近所で声を掛け合い、逃げ遅れたものがないかを確認する。

【要配慮者利用施設の管理者】

ア 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

イ 災害が発生するおそれのある場合は、町、地区防災会議、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

■ 町からの伝達系統（特別警報、土砂災害警戒情報、避難指示等）



3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれのある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

水防管理者（町長）は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として、水防活動を実施する。

【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

【道路管理者】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

【住民】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。

【水防団（消防団）及び消防機関】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、町と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

「避難情報に関するガイドライン」（内閣府（防災担当））では、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるとの方針が示され、この方針に沿って町

及び県や気象庁等から発表される防災情報を用いて住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくするよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報が提供されることとなっている。

住民は、町から警戒レベル4避難指示や警戒レベル3高齢者等避難が発令された際には速やかに避難行動をとるものとする。一方で、多くの場合、防災気象情報は町が発令する避難指示等よりも先に発表されるため、危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4や高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当する防災気象情報が発表された際には、避難指示等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をするものとする。

避難に当たっては、あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、川等から少しでも離れた、近くの頑丈な建物の上層階に避難するなど、自らの判断でその時点で最善の安全確保行動をとることが重要となる。

■ 防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

| 情報 | とるべき行動 | 警戒レベル |
|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 大雨特別警報 氾濫発生情報 危険度分布 「災害切迫」 (黒) | 地元の自治体が警戒レベル5緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。 何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保して下さい。 | 警戒レベル 5相当 |
| 土砂災害警戒情報 危険度分布 「危険」(紫) 氾濫危険情報 | 災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をして下さい。 | 警戒レベル 4相当 |
| 大雨警報 (土砂災害) 洪水警報 危険度分布 「警戒」(赤) 氾濫警戒情報 | 地元の自治体が警戒レベル3高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。 災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方もキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりして下さい。 | 警戒レベル 3相当 |
| 危険度分布 「注意」(黄) 氾濫注意情報 | 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。 | 警戒レベル 2相当 |
| 大雨注意報 洪水注意報 | 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。 ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認して下さい。 | 警戒レベル 2 |
| 早期注意情報 (警報級の可能性) 注：大雨に関して [高]又は[中]が予想されている場合 | 災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。 最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めて下さい。 | 警戒レベル 1 |

※キキクル：大雨による災害発生の危険度の高まりを地図上で確認できる「危険度分布」の愛称

【資料：気象庁ホームページを元に作成】

2 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報、警報、注意報等発表の細分区域

特別警報・警報・注意報の発表単位は市町村とする。なお、大雨などの特別警報・警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

■ 長和町の細分区域

| 県予報区 | 一次細分区域 | 市町村をまとめた地区 | 二次細分区域名（市町村） |
|------|--------|------------|--------------|
| 長野県 | 中部 | 上田地域 | 長和町 |

(2) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、長野地方気象台より市町村ごとに発表される。

■ 特別警報・警報・注意報の概要

| 種 類 | 概 要 |
|------|-------------------------------------------------------------|
| 特別警報 | 大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報 |
| 警報 | 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報 |
| 注意報 | 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報 |

■ 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概 要 |
|------------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特 別 警 報 | 大雨特別警報 | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 大雪特別警報 | 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 |
| | 暴風特別警報 | 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪特別警報 | 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 |

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警報 | 大雨警報 | 大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| | 洪水警報 | 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| | 大雪警報 | 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風警報 | 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 暴風雪警報 | 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。 |
| 注意報 | 大雨注意報 | 大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 洪水注意報 | 河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 |
| | 大雪注意報 | 大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 強風注意報 | 強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 風雪注意報 | 雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。 |
| | 濃霧注意報 | 濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| | 雷注意報 | 落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。 |
| | 乾燥注意報 | 空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。 |
| | なだれ注意報 | 「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 |
| 着氷注意報 | 著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 | |

| 特別警報・警報・注意報の種類 | | 概要 |
|----------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 注意報 | 着雪注意報 | 著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。 |
| | 融雪注意報 | 融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。 |
| | 霧注意報 | 霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。 |
| | 低温注意報 | 低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。 |

■ 特別警報発表基準

| 種類 | 基準 |
|-----|--------------------------------------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 |

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の a 又は b を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

a 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 30 個以上まとまって出現。

b 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km 格子が概ね 20 個以上まとまって出現。

(イ) 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる 1 km 格子が概ね 10 個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね 30mm 以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速 60m/s 以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

■ 雪に関する観測地点毎50年に一度の値（長和町周辺）（令和4年11月21日現在）

| 府県予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深(cm) | 既往最深積雪深(cm) |
|-------|-----|----------------|-------------|
| 長野県 | 松本 | 57 | 78 |
| 長野県 | 諏訪 | 58 | 69 |
| 長野県 | 軽井沢 | 77 | 99 |

注1) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

■ 警報・注意報 発表基準（令和5年6月8日現在）

| 種 類 | | 基 準 | | |
|------------|-----|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 警報 | 大雨 | (浸水害) | 表面雨量指数基準 | 8 |
| | | (土砂災害) | 土壌雨量指数基準 | 98 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 依田川流域=20.9, 五十鈴川流域=4.7, 大門川流域=13.8, 追川流域=7.3 |
| | | | 複合基準※ ¹ | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | — |
| | 暴風 | | 平均風速 | 17m/s |
| | 暴風雪 | | 平均風速 | 17m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 20cm |
| | 波浪 | | 有義浪高 | |
| | 高潮 | | 潮位 | |
| 注意報 | 大雨 | | 表面雨量指数基準 | 5 |
| | | | 土壌雨量指数基準 | 77 |
| | 洪水 | | 流域雨量指数基準 | 依田川流域=16.7, 五十鈴川流域=3.8, 大門川流域=11, 追川流域=5.8 |
| | | | 複合基準※ ¹ | — |
| | | | 指定河川洪水予報による基準 | — |
| | 強風 | | 平均風速 | 13m/s |
| | 風雪 | | 平均風速 | 13m/s 雪を伴う |
| | 大雪 | | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ 10cm |
| | 波浪 | | 有義浪高 | |
| | 高潮 | | 潮位 | |
| | 雷 | | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | 1. 積雪地域の日平均気温が 10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が 6℃以上で日降水量が 20mm 以上 | |
| | 濃霧 | | 視程 | 100m |
| | 乾燥 | | 最小湿度 20%で実効湿度 55%※ ² | |
| | なだれ | | 1. 表層なだれ：積雪が 50cm 以上あって、降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、又は積雪が 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 2. 全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より 5℃以上高い、又は日降水量が 15mm 以上 | |
| | 低温 | | 夏期：平均気温が平年より 4℃以上低く、かつ最低気温 15℃ 以下(高冷地で 13℃以下)が 2 日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下) | |
| | 霜 | | 早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下 | |
| 着氷 | | 著しい着氷が予想される場合 | | |
| 着雪 | | 著しい着雪が予想される場合 | | |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 | 100m | |

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

※2 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

府県版警報・注意報基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の見準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

- (1) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (2) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表1及び3の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

- (4) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、別表1及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)を参照のこと。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、別表2及び4の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、資料
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)を参照のこと。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

3 水防法に基づくもの

(1) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法第13条の規定に基づき、依田川(県が指定する水位周知河川)について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

■ 避難判断水位到達情報・氾濫危険水位到達情報

| 区 分 | 発 表 基 準 |
|------------|---------------------------|
| 避難判断水位到達情報 | 対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。 |
| 氾濫危険水位到達情報 | 対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 |

■ 水位到達情報の通知を行う河川名、区域、水位情報通知者

| 河川名 | 区 域 | | 水位情報通知者 |
|-----|---------------|-----------------|----------|
| | 自 | 至 | |
| 依田川 | 小県郡長和町和田(観音橋) | 小県郡長和町古町(上田市境界) | 上田建設事務所長 |

■ 水位到達情報の通知の対象となる水位観測所

| 河川名 | 対象水位観測所名 | 所在地 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|----------|-------|--------|--------|
| 依田川 | 立岩 | 長和町立岩 | 2.80 | 3.20 |

(2) 水防警報

水防法第16条の規定に基づき、依田川（県が指定する水防警報を行う河川）について、水防活動のために発表する警報をいう。

| 種類 | 段階 | 発表基準 |
|------|----|---------------------------------------------------------------------|
| 水防警報 | 準備 | 雨量、水位、流量その他の河川の状況により必要と認められるとき、又は、水位が水防団待機水位に達し、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。 |
| | 出動 | 水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要があるとき。 |
| | 状況 | 出動が長時間にわたる場合、あるいは気象条件、水防活動に変化等が生じたとき。 |
| | 解除 | 水位が氾濫注意水位を下回り、かつ、水防活動の必要がなくなったとき。 |

■ 水防警報を行う河川名、区域、水位情報通知者

| 河川名 | 区域 | | 水位情報通知者 |
|-----|---------------|-----------------|----------|
| | 自 | 至 | |
| 依田川 | 小県郡長和町和田(観音橋) | 小県郡長和町古町(上田市境界) | 上田建設事務所長 |

■ 水防警報の対象となる水位観測所

| 河川名 | 対象水位観測所名 | 所在地 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 |
|-----|----------|-------|---------|--------|
| 依田川 | 立岩 | 長和町立岩 | 2.10 | 2.40 |

4 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときに行う通報をいう。

| 区分 | 発表基準 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火災気象通報 | 気象の状況が次のいずれか1つの条件を満たしたときとする。 1 実効湿度が55%以下で、最小湿度が20%以下になる見込みのとき 2 実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下で、最大風速が7m/sを超える見込みのとき 3 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき (降雨、降雪のときには通報しないことがある。) |

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

| 区分 | 発表基準 |
|------|-----------------|
| 火災警報 | 前項(1)の発表基準に準ずる。 |

5 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

■ 警報の危険度分布（キキクル）等の概要

| 種 類 | 概 要 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布) | <p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布) | <p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「警戒」(赤)、「危険」(紫)：避難情報の発令の検討も必要。 |
| 洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | <p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の上流域での降雨による下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>水位周知河川やその他の河川(洪水予報河川を除く)においては、水防団待機水位(又は氾濫注意水位)を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準に達する場合は「高齢者等避難」、氾濫注意水位(又は避難判断水位)を超え、かつ、流域雨量指数の予測値が警戒基準を大きく超過する場合は「避難指示」を発令することが基本となる。</p> |

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(3) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1

時間である。

6 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

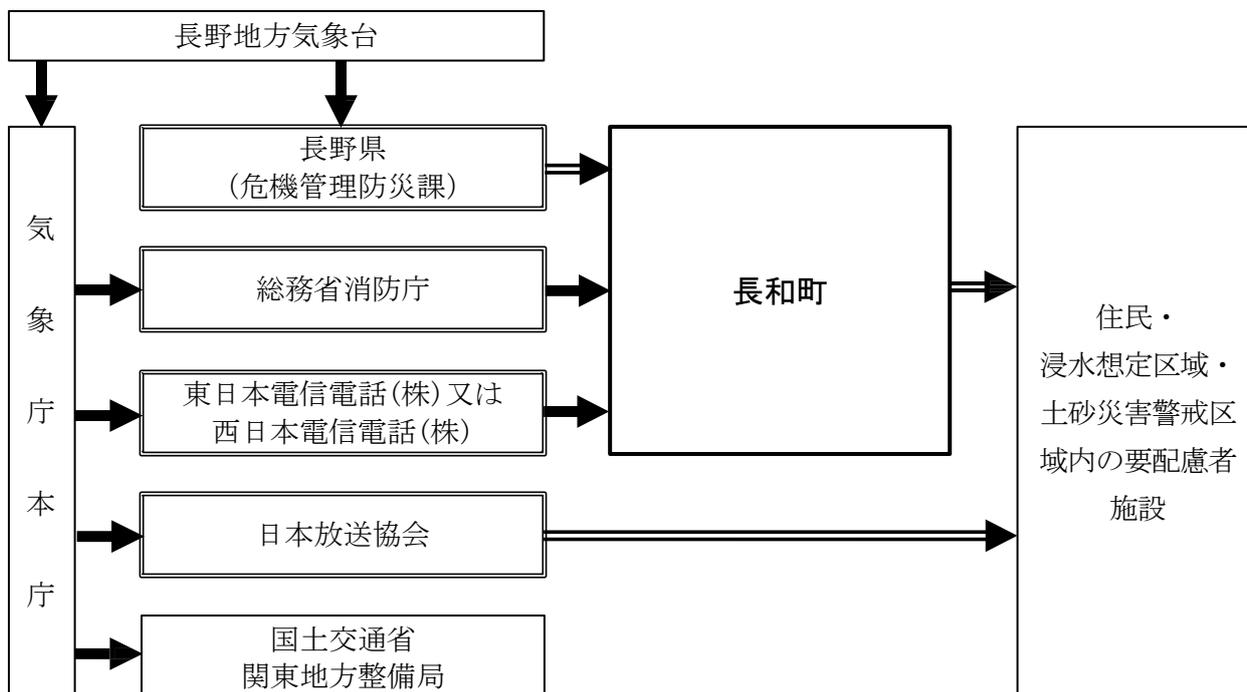
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的に切り替えられるものとする。

| 警報等の種類 | 発表機関名 | 対象区域 |
|---------------------------------|-----------------------|---------------------|
| 気象注意報 気象警報 | 長野地方気象台 | 県全域 |
| 水防警報 | 上田建設事務所 | 依田川 |
| 火災気象通報 | 長野地方気象台 | 県全域 |
| 火災警報 | 消防長 | 市町村域 |
| 避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報 | 上田建設事務所 | 依田川 |
| 土砂災害警戒情報 | 長野地方気象台 建設部砂防課 | 共同 県全域 |
| 記録的短時間大雨情報 | 気象庁 | |
| 竜巻注意情報 | 気象庁 | 県全域 |
| 全般気象情報 関東甲信地方気象情報 長野県気象情報 | 気象庁 気象庁 長野地方気象台 | 全国 関東甲信地方 長野県 |

7 警報等伝達系統図

(1) 注意報・警報及び情報

ア 系統図



注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

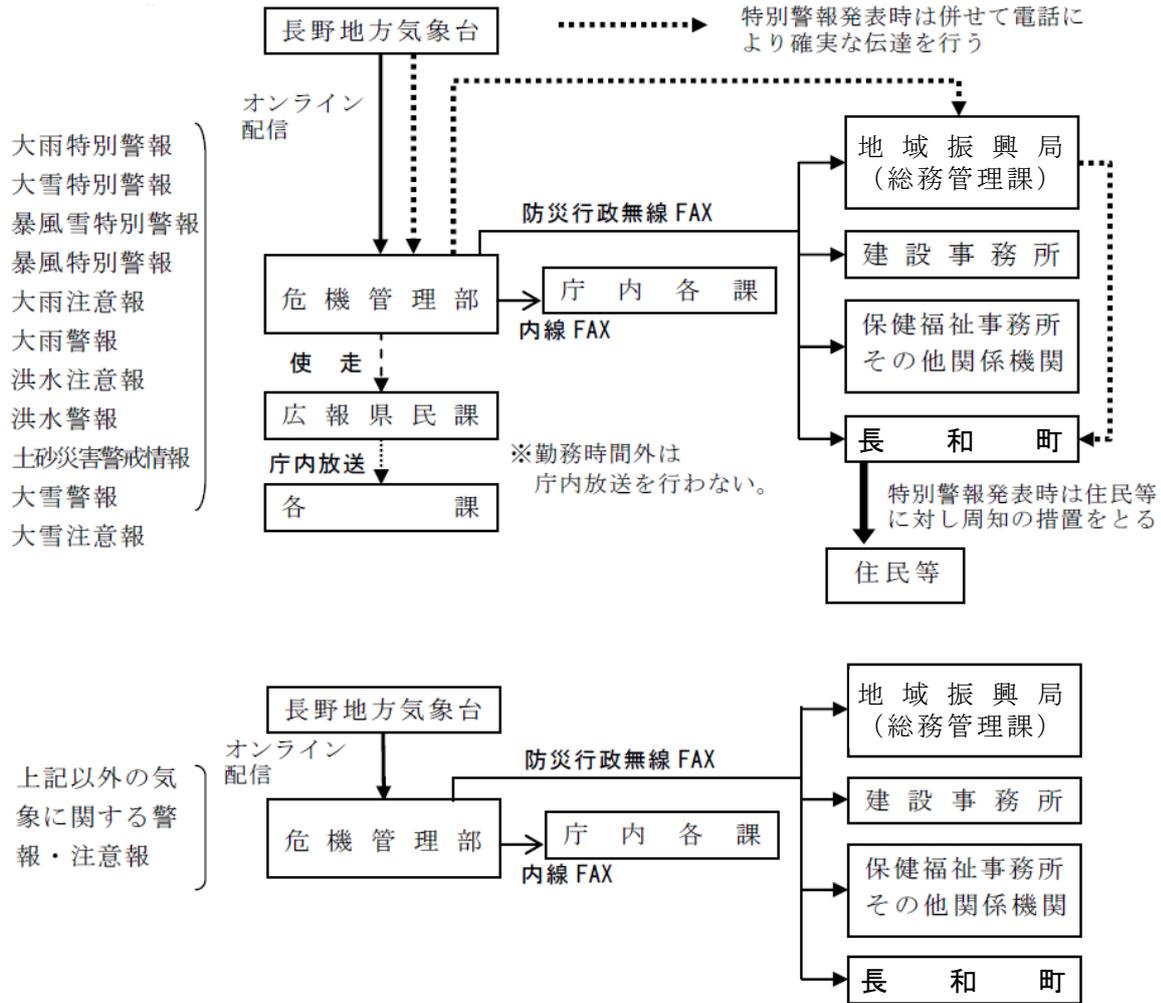
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

イ 通信途絶時の代替経路

| 機 関 名 | 長野県防災行政無線 | |
|------------|-----------|-----------------|
| 長野県（危機管理部） | 電 話 | 8-231-5208～5210 |
| | F A X | 8-231-8739 |
| NHK長野放送局 | 電 話 | 8-231-8840 |
| | F A X | 8-231-8841 |

| 機 関 名 | 加入電話 F A X |
|-------------|-------------------------------------|
| 東日本電信電話株式会社 | 電話番号：03-6713-3834 |
| | (平日 9:30-17:30) FAX 番号：03-6716-1041 |

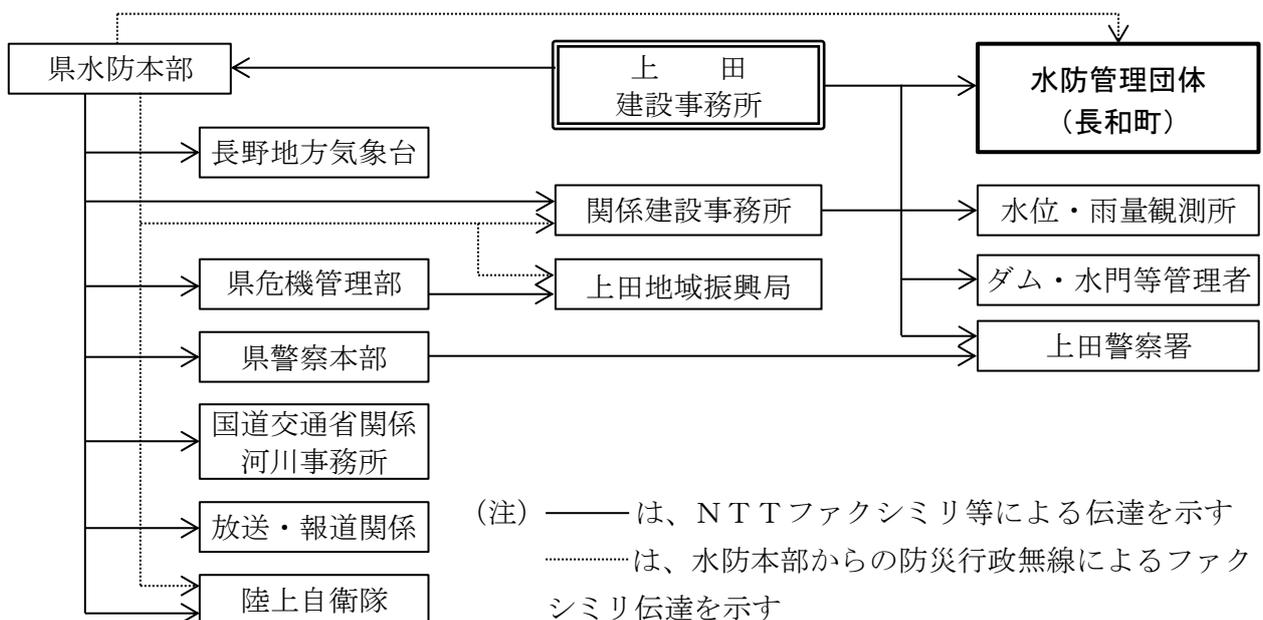
ウ 伝達系統図



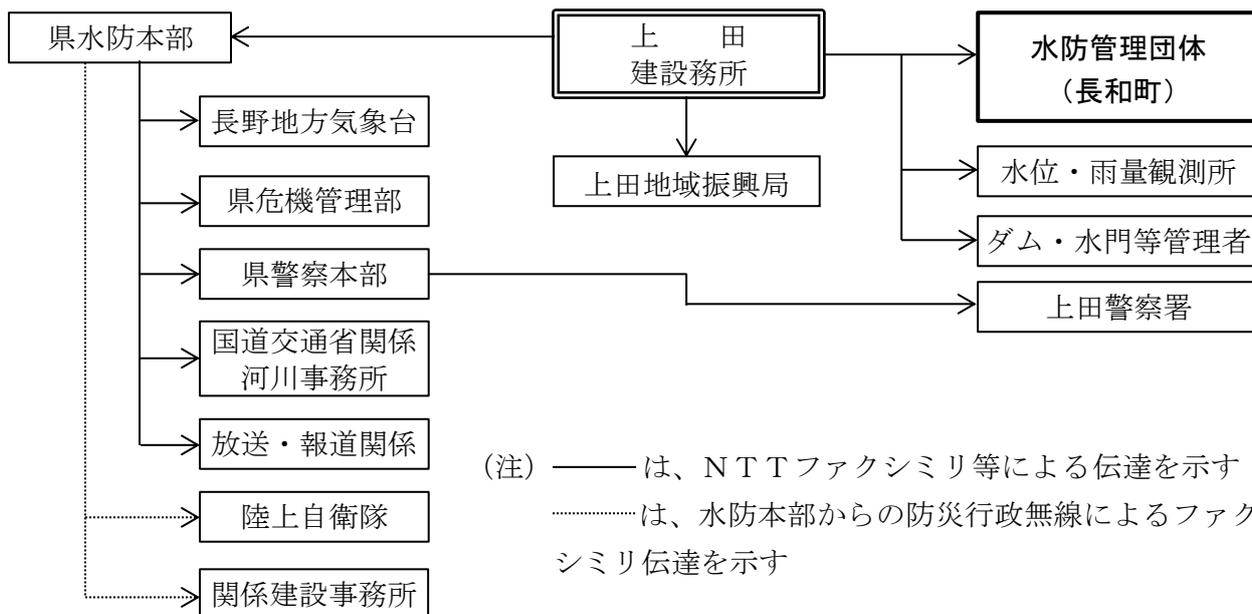
(2) 水防警報等

ア 伝達系統

(ア) 水防警報 (知事が行うもの)



(イ) 水位情報の通知（知事が行うもの）



第2節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更があった場合はそのつど変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

町は、被害が甚大である等、町単独では被害調査の実施が困難なときは、次表に掲げる県現地機関等に協力を求める。

また、町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

| 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 |
|-------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 概況速報 | 町（総務課） | 県関係現地機関 |
| 人的及び住家の被害 | 町（総務課） | 上田地域振興局 |
| 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難状況 | 町（総務課） | 上田地域振興局 |
| 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 上田保健福祉事務所 |
| 農・畜・養蚕・水産業被害 | 町（産業振興課） | 上田地域振興局 上田農業農村支援センター 佐久家畜保健衛生所 上田食肉衛生検査所 信州うえだ農協 信州上小森林組合 |
| 農地・農業用施設被害 | 町（産業振興課・建設水道課） | 上田地域振興局 |
| 林業関係被害 | 町（産業振興課） 上田地域振興局 東信森林管理署 | 信州上小森林組合 |
| 公共土木施設被害 | 町（建設水道課） 上田建設事務所 地方整備局関係機関 | |
| 土砂災害等による被害 | 町（建設水道課） 上田建設事務所 | |
| 都市施設被害（公共下水道等） | 町（建設水道課） | 上田建設事務所 |
| 水道施設被害 | 町（建設水道課） | 上田地域振興局 |
| 廃棄物処理施設被害 | 町（町民福祉課） | 上田地域振興局 |
| 感染症関係被害 | 町（こども・健康推進課） | 上田保健福祉事務所 |
| 医療施設関係被害 （国保診療施設除く） | 施設管理者 | 上田保健福祉事務所 |
| 商工関係被害 | 町（産業振興課） | 上田地域振興局 長和町商工会 |
| 観光施設被害 | 町（産業振興課） | 上田地域振興局 |
| 教育関係被害 | 町（教育委員会） | 東信教育事務所 |
| 町有財産被害 | 町（企画財政課） | |
| 公益事業関係被害 | 鉄道・通信・電力・ガス等 関係機関 | 上田地域振興局 |
| 警察調査被害 | 上田警察署 | 町（総務課） |
| 火災即報 | 町（総務課） | |
| 危険物等の事故による被害 | 町（町民福祉課） | 消防団・上田広域地域広域 連合消防本部 |
| 水害等速報 | 水防関係機関 | |

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

| 項目 | 認定基準 |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるものうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。 |
| 住家 | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住家全壊 (全焼、全流失) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 |
| 床下浸水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員とする。 |

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、資料12のとおりとする。

(2) 連絡系統

町機関等が収集した被害状況等の連絡系統は、本節第2-6「災害情報連絡系統図」にしたがって行うこととする。これらのうち、緊急を要する等の場合は、町は直接県関係課に報告し、その後において上田地域振興局等の機関に報告する。

(3) 被害報告等

町の実施事項は、次のとおりである。

ア あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、町が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、定められた様式及び連絡系統により県現地機関等に報告する。

イ 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上田地域振興局長に応援を求める。

ウ 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。この場合の対象となる災害は、次のとおりとする。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常のルートに戻るものとする。

(ア) 県において災害対策本部を設置した災害

(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害

エ 「長野県防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

5 通信手段の確保

町及び各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線機等の活用を図る。

(1) 町内無線局

長和町防災行政無線（同報系） 基地局 1基 移動局 一

(2) 携帯電話の利用

個人の携帯電話所持者による情報の提供も、エリア内の通信施設に被災がなければ十分活用できる通信手段であり、広く住民に周知し普及に努める。

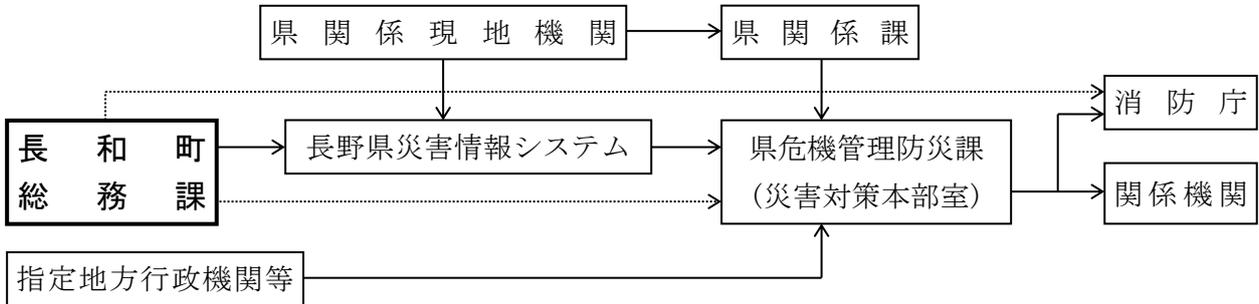
(3) 通信機器の貸出要請

必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

6 災害情報連絡系統図

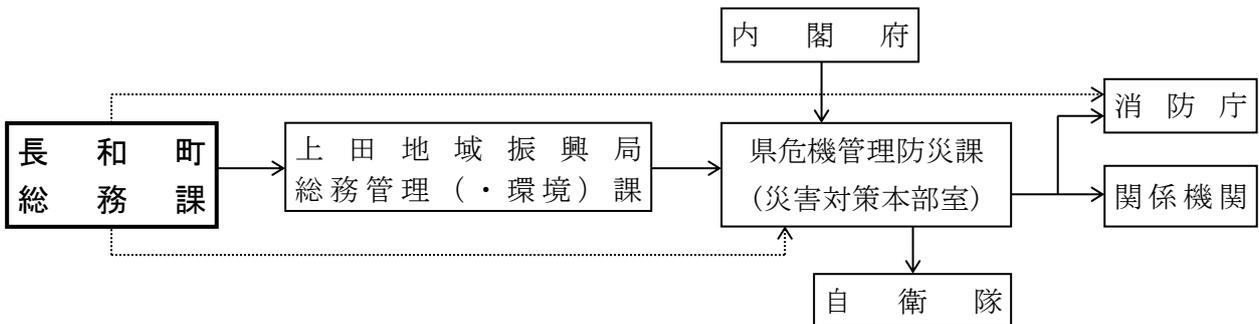
(1) 概況速報（長野県防災情報システム：クロノロジーを使用、消防庁への速報は様式第1号）

町は人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



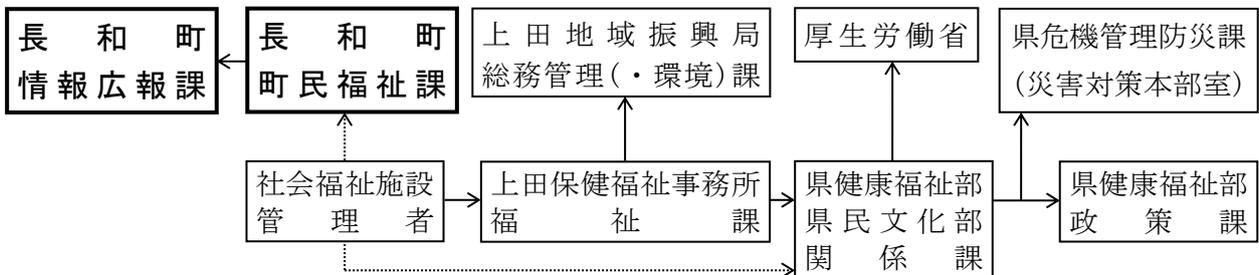
(2) 人的及び住家の被害状況報告（様式第2号）

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等避難状況報告（様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告）



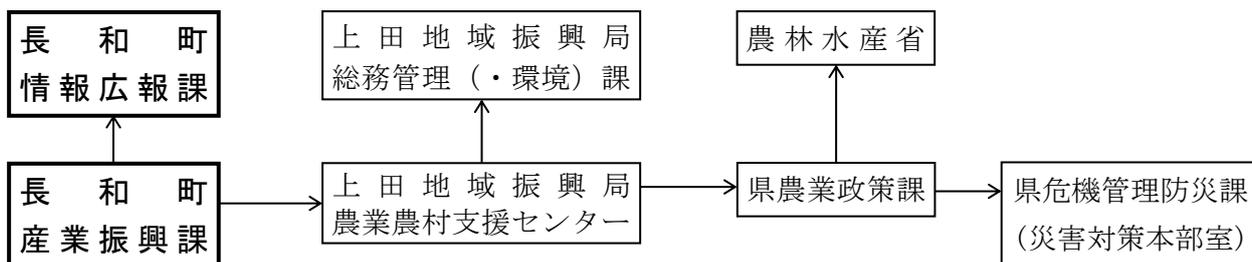
※ 行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設被害状況報告（様式第3号）

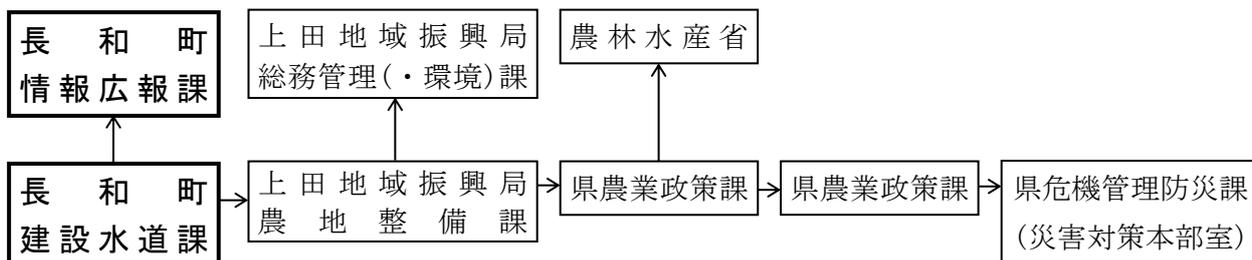


(4) 農業関係被害状況報告 (様式第5号)

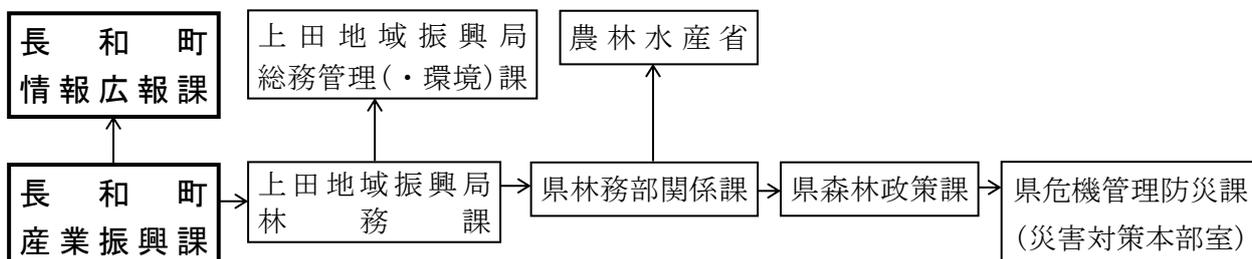
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告

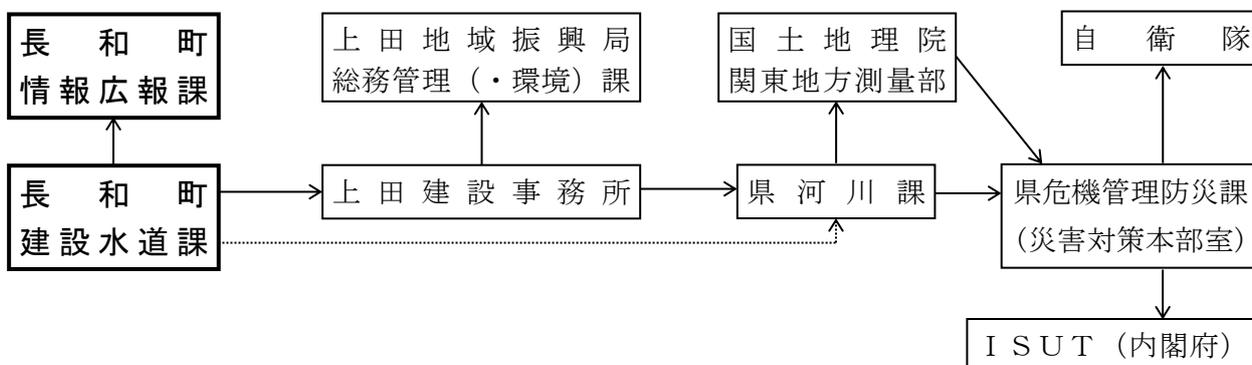


(5) 林業関係被害状況報告 (様式第6号)

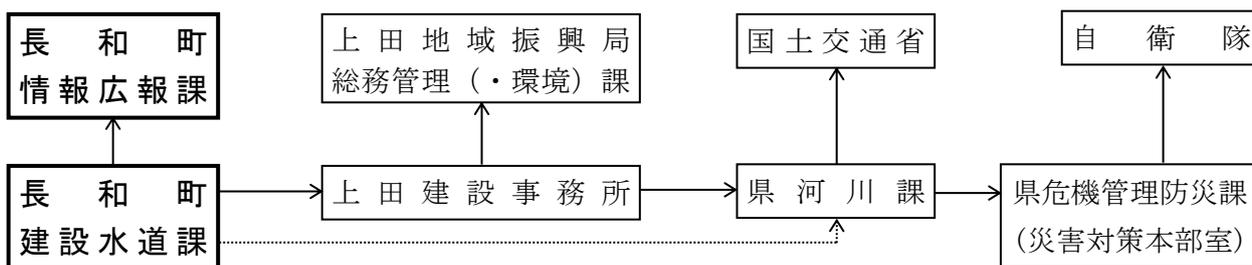


(6) 土木関係被害状況報告

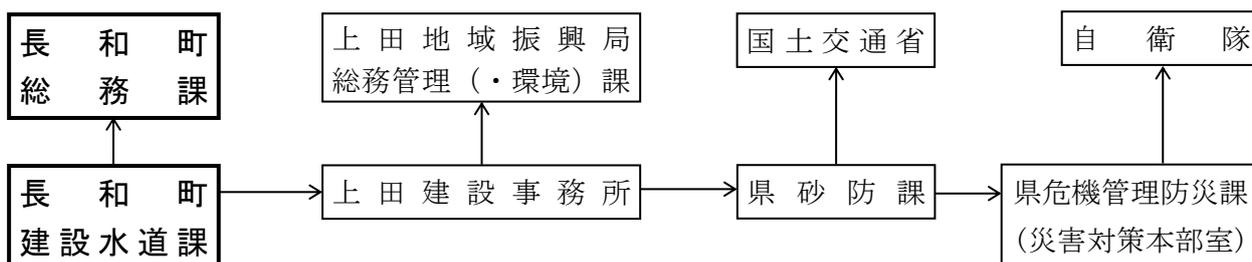
ア 県管理河川の氾濫箇所 (地図又はGISによる)



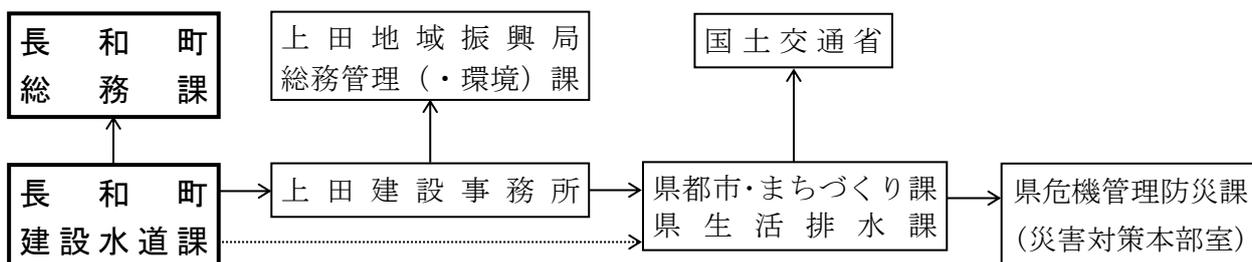
イ 公共土木施設被害状況報告等（様式第7号）



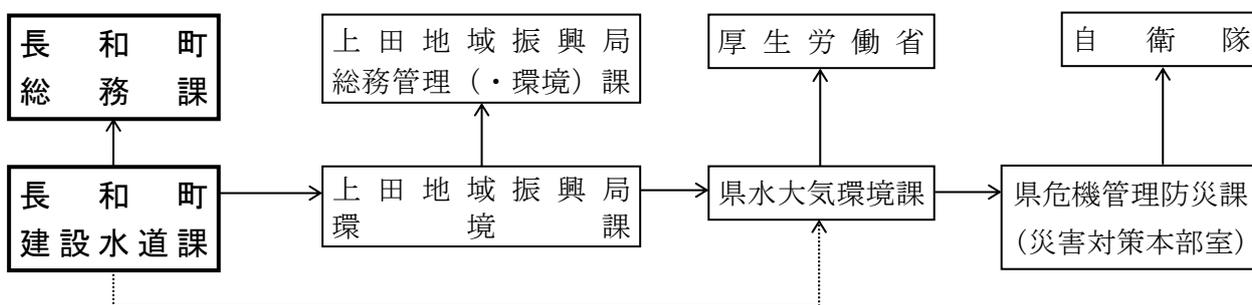
ウ 土砂災害等による被害報告（地図もしくはGIS又は様式第7号）



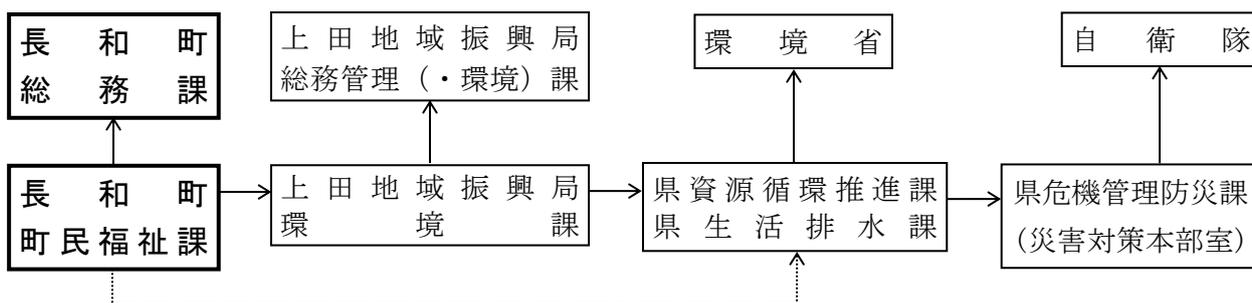
(7) 都市施設被害状況報告（様式第8号）



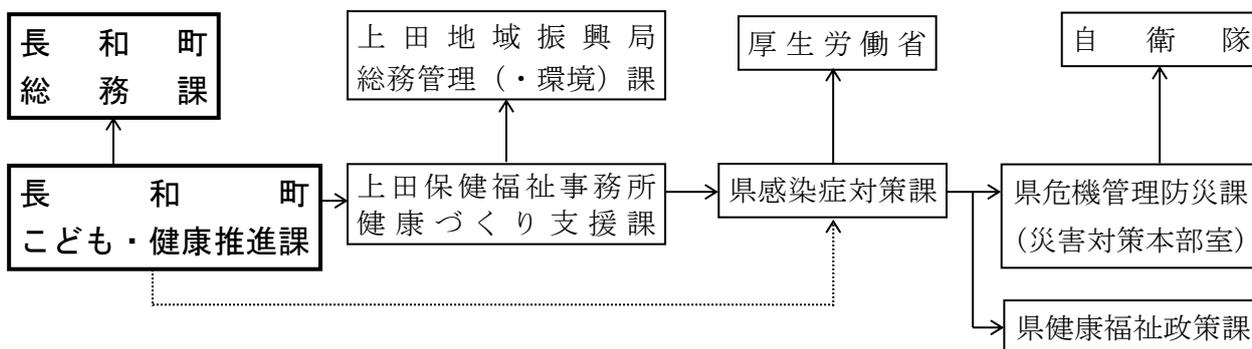
(8) 水道施設被害状況報告（様式第9号）



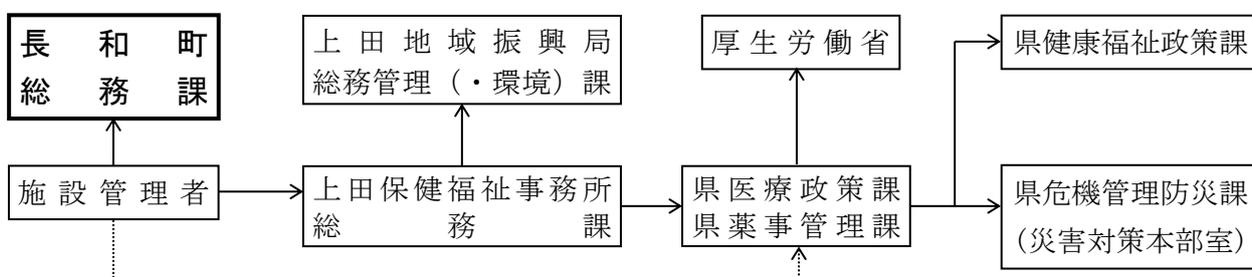
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 (様式第10号)



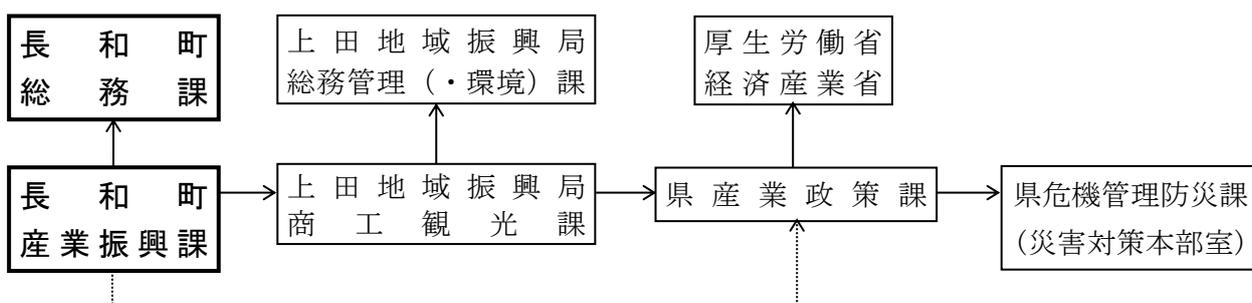
(10) 感染症関係報告 (様式第11号)



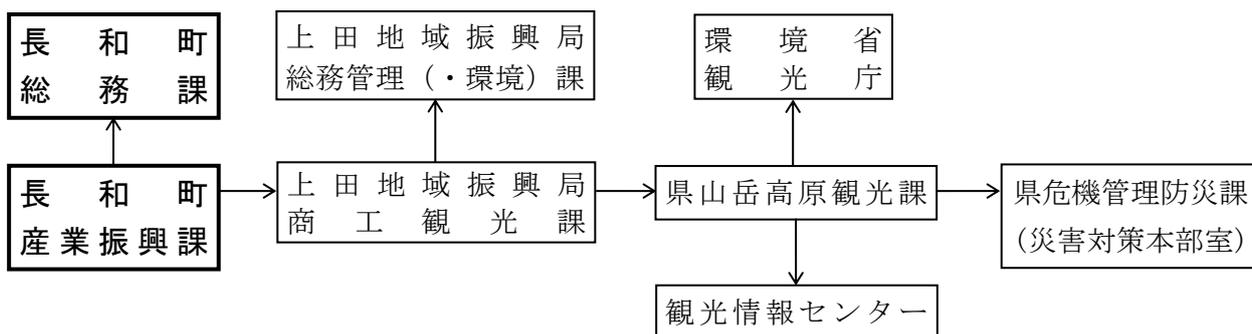
(11) 医療施設関係被害状況報告 (様式第12号)



(12) 商工関係被害状況報告 (様式第13号)

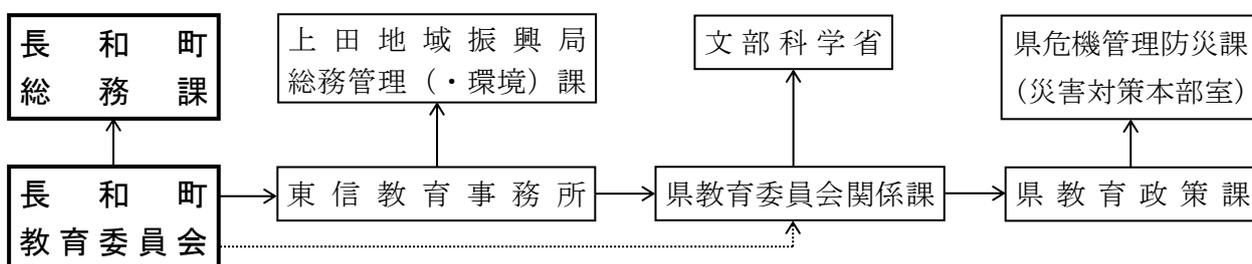


(13) 観光施設被害状況報告 (様式第14号)

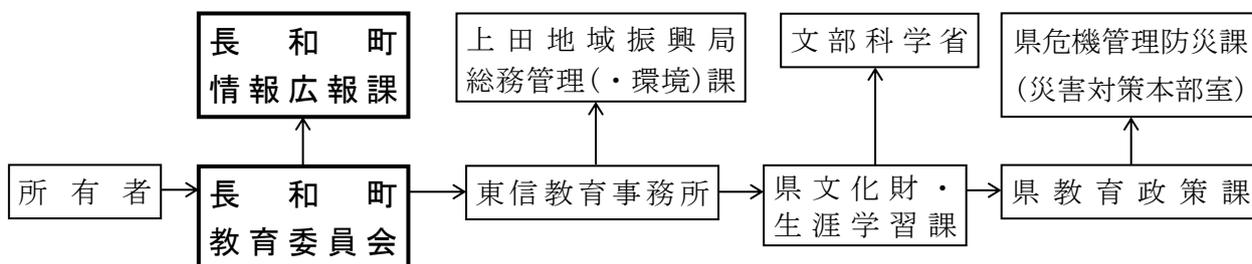


(14) 教育関係被害状況報告 (様式第15号)

ア 町施設



イ 文化財

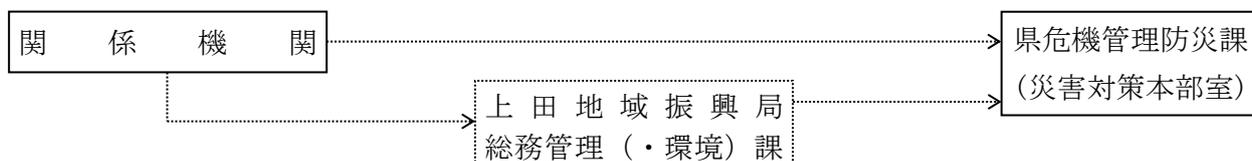


(15) 町有財産 (様式第17号)



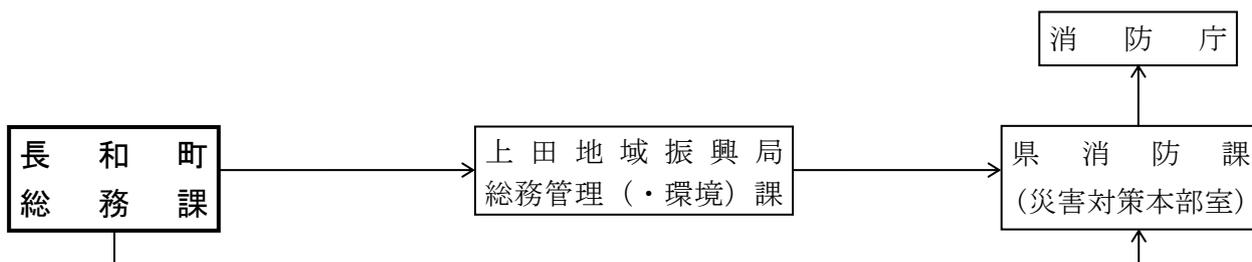
(注) : 他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害 (様式第18号)

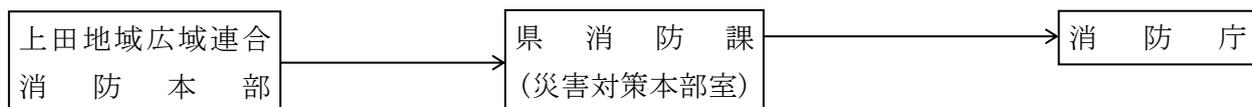


(注) : 破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

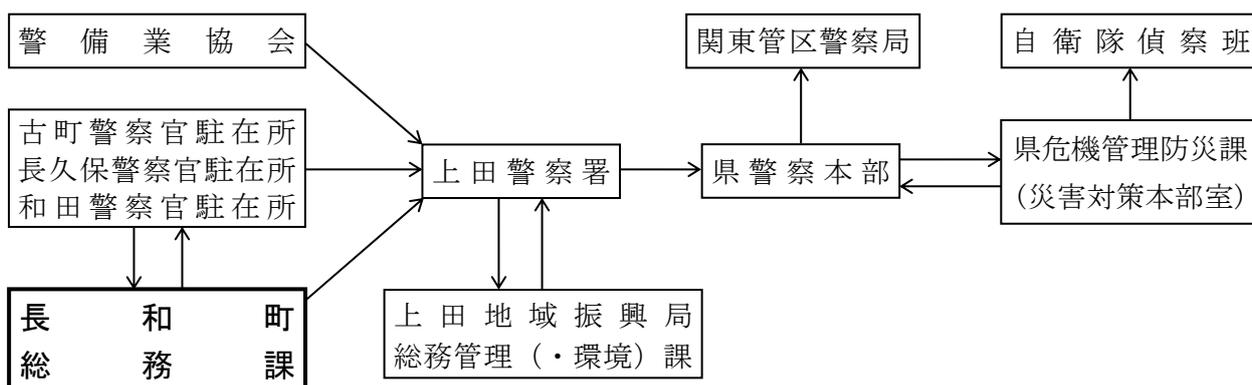
(17) 火災即報 (様式第19号)



(18) 火災等即報 (危険物に係る事故)

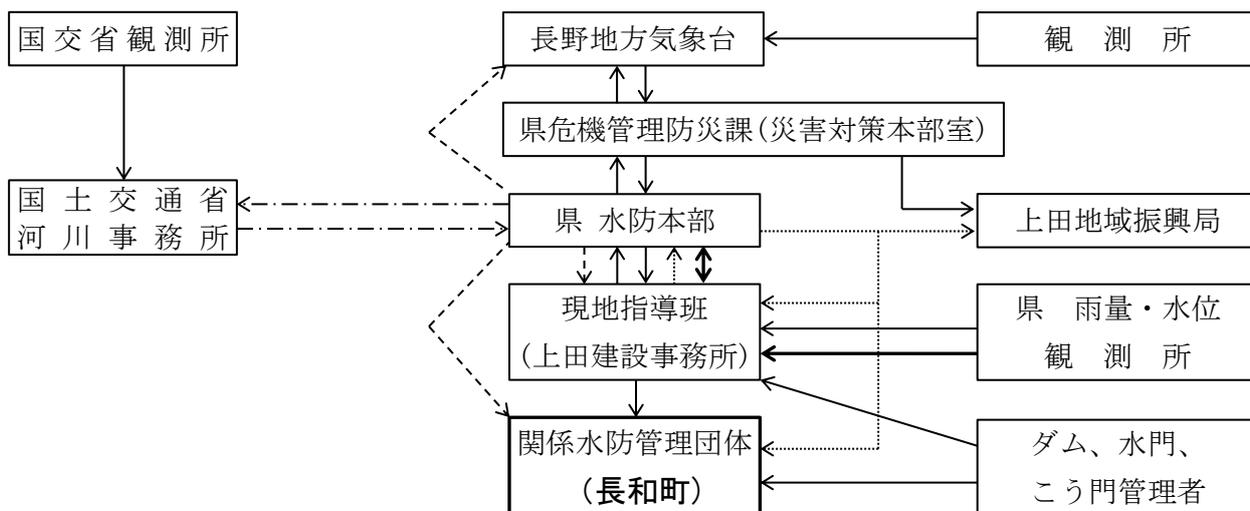


(19) 警察調査被害状況報告 (様式第20号)



(20) 水防情報

雨量・水位の通報



- > はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
--> はファクシミリによる伝達を示す。
- > は長野県水防情報システムを示す。
- .-.-.-> は統一河川情報システムを示す。
- > は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置を行う。

第3 活動の内容

1 責務

町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて以下の活動体制をとる。

| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒一次体制 | ○総務課職員により情報収集・伝達を行う（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○総務課長が必要と認めた場合、課内職員により増員を行う | 右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は総務課長が配備の必要がないと認めるとき及び他の体制に移行したときまで | (1) 降雨時、梅雨期等に長和町において大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、もしくは台風接近時に長和町が強風域に入る可能性があるときで、総務課長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、氾濫注意水位に達するおそれがあるとき |

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

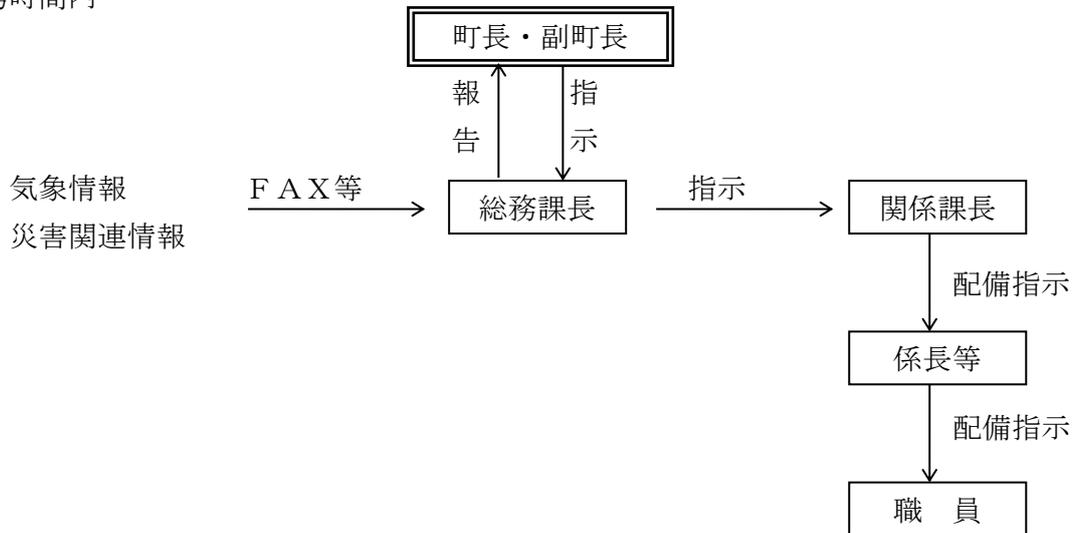
| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警戒二次体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生前の体制で、総務課職員は各部局連絡網の確認、情報収集等行う ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする | <p>右の基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、又は町長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 降雨時、梅雨期等に長和町において大雨警報又は洪水警報が発表されたとき、もしくは台風接近時に長和町が強風域に入る可能性があるときで、総務課長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、避難判断水位に達するおそれがあるとき (3) キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「警戒（赤色表示）」が表示されたとき (4) 高齢者等避難の発令（警戒レベル3）が検討される災害の発生が予想されるとき |
| 非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直前又は発生後の体制で、各課長は警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする | <p>右の基準に該当したときから、警報等が解除されたとき、又は町長が配備の必要がないと認めたとき及び他の体制に移行したときまで</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 降雨時、台風接近時等長和町において土砂災害警戒情報及び、特別警報が発表されたとき、もしくは被害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めるとき (2) 依田川の水位が、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき (3) キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「危険（紫色表示）」が表示されたとき (4) 避難指示の発令（警戒レベル4）が検討される災害の発生が予想されるとき |
| 全体体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○町の組織及び機能の全てを挙げて広域的又は大規模災害に対処する体制とし、災害対策本部は町の所要人員は各所属職員全員とする ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する | <p>右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで</p> | <ul style="list-style-type: none"> (1) 町内の複数又は全域で災害が発生したとき、もしくはさらに甚大な被害が発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めるとき (2) 依田川で、氾濫が発生するおそれがあるとき (3) キキクル（大雨警報（浸水害又は土砂災害）の危険度分布（気象庁 HP））により、町域内に「災害切迫（黒色表示）」が表示されたとき (4) 緊急安全確保の発令（警戒レベル5）が検討される災害の発生が予想されるとき |

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

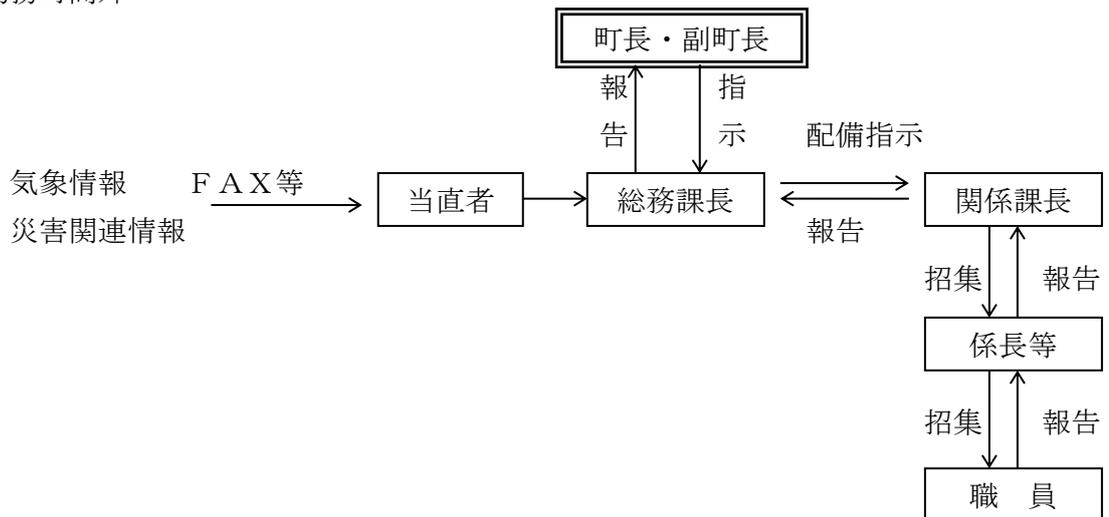
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

(ア) 本庁舎：庁内電話等により速やかに伝達する。

(イ) 和田支所及び出先：本庁舎関係課から電話、携帯電話等により速やかに行う。

イ 勤務時間外

防災行政無線（同報系）、音声告知端末による町内一斉放送、電話等のうち、最も速やかに行える方法により行う。

(3) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

(4) 自主参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラ

ジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

道路の寸断等により、登庁ができない場合は、その旨を連絡した上で指示を受けるものとする。

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、上記2「活動体制」における非常体制及び全体体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条及び長和町災害対策本部条例に基づき町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(2) 体制の種別

町長は、対策本部を設置したときは、上記2「活動体制」における非常体制又は全体体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

対策本部の組織等は、長和町災害対策本部条例に定めるところによる。（本節末「長和町災害対策本部組織編成図」「長和町災害対策本部組織及び事務分掌」参照）

(4) 災害対策本部の設置及び廃止の通知

町災害対策本部を設置し又は廃止した場合は、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

また、対策本部設置施設正面玄関に対策本部の標識（「長和町災害対策本部」）を掲示する。

| 通知及び公表先 | 通知及び公表の方法 | 担当班 |
|----------------|------------------------------------------|--------------|
| 上田地域振興局（総務管理課） | 電話、防災無線、長野県防災情報システム | 情報広報班 総務班 |
| 上田広域地域広域連合消防本部 | 電話、防災無線、長野県防災情報システム | 情報広報班 総務班 |
| 上田警察署 | 電話、防災無線、長野県防災情報システム | 情報広報班 総務班 |
| 近隣市町村 | 電話、防災無線、長野県防災情報システム | 情報広報班 総務班 |
| 報道機関 | 電話、FAX、口頭、Lアラート（災害情報共有システム） | 情報広報班 |
| 一般住民 | 防災行政無線（同報系）、CATV、音声告知端末、広報車、町ホームページ、報道機関 | 情報広報班 |

(5) 活動要領

ア 災害対策本部は原則として長和町役場本庁舎内に設置する。ただし、本庁舎が被災し、災害対策本部として使用不可の場合は、次の順位で使用可能な施設に災害対策本部を設置する。

(ア) 第1順位 和田支所

(イ) 第2順位 長門老人福祉センター

イ 各部長は、所属の職員の内から本部連絡員を指名し、本部室に派遣する。

ウ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに、本部連絡員を通じ本部室長に報告する。

エ 本部室長は、各対策部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。

オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。

カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

キ 本部長は、必要に応じ、町災害対策本部が設置されている以外の施設へ本部員を数名派遣し、情報の収集・伝達体制の強化に努め、必要に応じ、応急対策を遂行させる。

ク 上記キにより派遣された本部員は、情報の収集・伝達体制の強化に努め、必要に応じ、応急対策を遂行する。

(6) 本部員会議

ア 本部員会議は、本部長（町長）、副本部長（副町長、教育長、消防署長及び消防団長）及び本部員（各課長）をもって構成し、災害情報、被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針等、災害対策の基本的な事項について協議する。

イ 本部員は、本部員会議の招集を必要とするときは、本部室長に申し出るものとする。

(7) 本部長の職務代理者

町長が災害時に登庁困難な場合もしくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、登庁した者の中から次の順位で決定し、本部設置等必要な災害対策を行う。

ア 第1順位 副町長

イ 第2順位 教育長

(8) 現地災害対策本部の設置

ア 本部長は、現地の状況を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部は、本部の任務の内急を要する対策について現場での連絡、状況報告、要請等に基づいて適切な処置を講ずるものとする。

ウ 現地本部の職員配置については長和町災害対策本部条例によるものとする。

(9) 本部の廃止

本部長は、町の地域において災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策が概ね完了したと判断できるときは本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき

イ 指定避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等、当面の日常生活の場が確保されたとき

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき

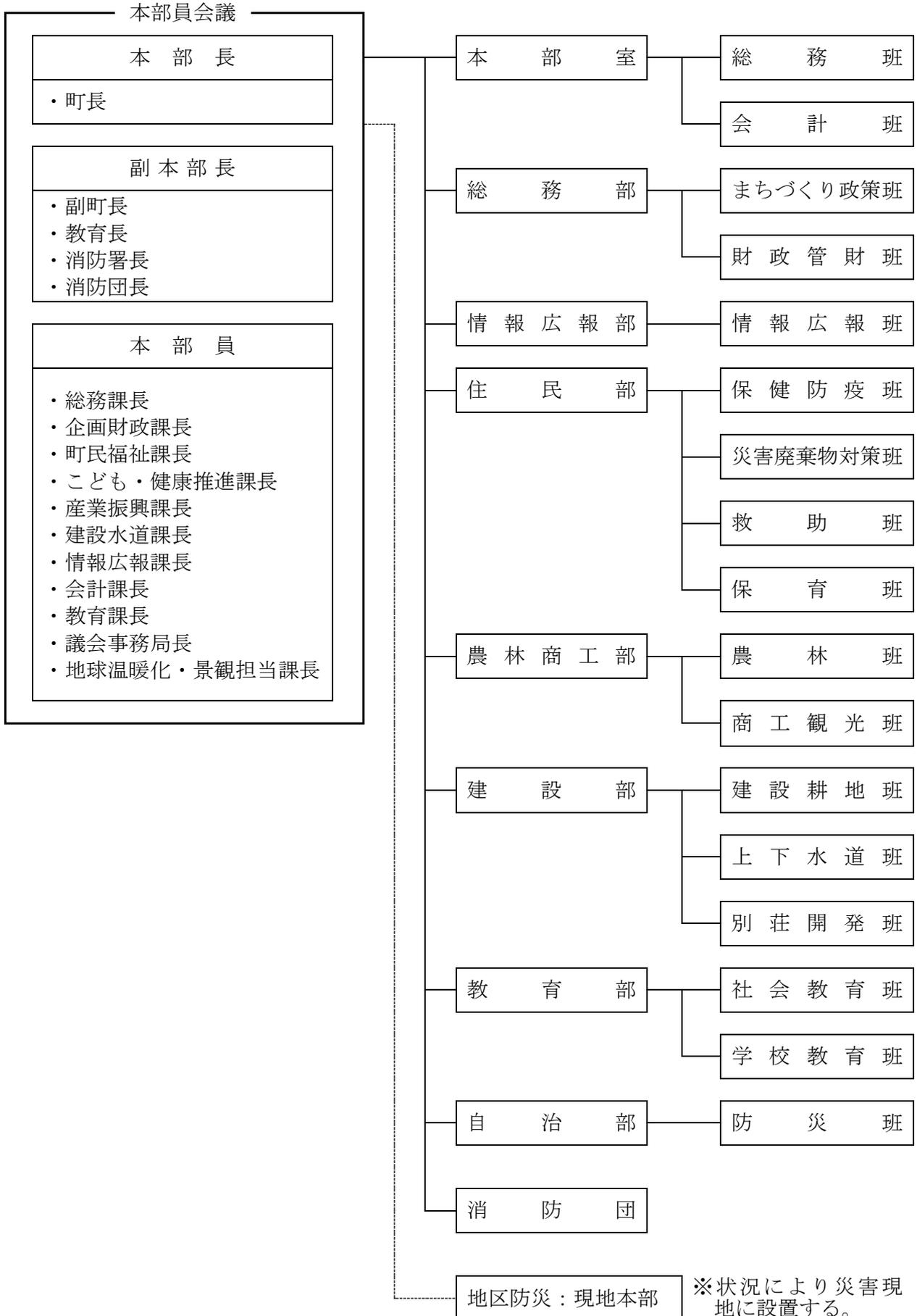
エ 被害数値が概ね確定したとき

オ その他、災害応急対策から災害復旧対策に移行できると判断できるとき

5 災害救助法が適用された場合の体制

長和町に災害救助法が適用されたときは、町長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

■ 長和町災害対策本部組織編成図



■ 部・室編成

○は室・部長

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 本部室 | ○総務課長、会計課長、議会事務局長 |
| 総務部 | ○企画財政課長 |
| 情報広報部 | ○情報広報課長 |
| 住民部 | ○町民福祉課長、こども・健康推進課長、地球温暖化・景観担当課長 |
| 農林商工部 | ○産業振興課長 |
| 建設部 | ○建設水道課長 |
| 教育部 | ○教育課長 |
| 自治部 | ○自治会長 |
| 消防団 | ○団長 |
| 地区防災：現地本部 | ○そのつど本部長が指名する |

■ 班編成

○は班長

| | | |
|-----------|----------|-----------------------------------------------|
| 本部室 | 総務班 | ○総務係長、税務係長、各支所長 |
| | 会計班 | ○会計係長 |
| 総務部 | まちづくり政策班 | ○まちづくり政策係長 |
| | 財政管財班 | ○管財係長、財政係長 |
| 情報広報部 | 情報広報班 | ○情報広報係長 |
| 住民部 | 保健防疫班 | ○窓口係長 |
| | 災害廃棄物対策班 | ○生活環境係長 |
| | 救助班 | ○福祉係長、健康づくり係長、高齢者支援係長、保険係長、子育て支援係長、福祉企業センター所長 |
| | 保育班 | ○ながと保育園長、和田保育園長 |
| 農林商工部 | 農林班 | ○農政係長、林務係長 |
| | 商工観光班 | ○商工観光係長 |
| 建設部 | 建設耕地班 | ○建設耕地係長 |
| | 上下水道班 | ○上下水道係長 |
| | 別荘開発班 | ○別荘係長 |
| 教育部 | 社会教育班 | ○社会教育係長、人権男女共同参画係長、文化財係長 |
| | 学校教育班 | ○学校教育係長 |
| 自治部 | 防災班 | ○区長 |
| 消防団 | | ○副団長 |
| 地区防災：現地本部 | | ○そのつど本部長が指名する |

■ 長和町災害対策本部組織及び事務分掌

| 室・部 【室長・部長】 | 班 【班長】 | 事 務 分 掌 |
|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 各室・部 共通事項 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 各室・部班員の動員配備に関すること 2 災害対策本部及び各室・部間の連絡調整に関する こと 3 所管する施設の被害調査及び応急対策に関するこ と（指定避難所、指定緊急避難場所を優先的に調査 報告すること） 4 職員・来庁者の救助・搬送に関すること 5 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関す ること 6 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状 況の把握に関すること 7 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関 すること 8 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所と して開設された場合の協力に関すること 9 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者 名簿（台帳）作成への協力に関すること 10 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への 協力に関すること 11 他室・部他班の応援・協力に関すること 12 その他本部長の命ずる事項に関すること |
| 本部室 室長 【総務課長】 副室長 会計課長 | 総務班 【総務係長】 総務係 税務係 議会事務局 各支所 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び本部の設置の通知に関すること 2 本部及び本部員会議の運営に関する連絡調整・渉 外・庶務に関すること 3 テレメータ情報、気象予報及び警報、地震情報等 災害に関する情報の受理・伝達に関すること 4 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令・ 周知に関すること 5 現地本部の設置に関すること 6 配備体制、職員の動員に関すること 7 自衛隊の災害派遣要請に関すること 8 緊急輸送車両に関すること 9 人的・住家被害、避難状況等の災害情報の収集、 各部の被害状況の取りまとめ及び県、関係機関への 報告に関すること 10 県及び他市町村への応援要請に関すること 11 関係機関、団体等に対する協力及び応援要請に関 すること 12 ヘリコプターの派遣要請に関すること 13 通信施設（防災行政無線）の応急対策に関するこ と 14 応急仮設住宅の建設に関すること 15 被災住宅に関すること 16 被災者の誘導及び収容に関すること 17 避難所の開設及び管理に関すること 18 避難所・被災地等への食料及び生活必需品の供給 に関すること |

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

| 室・部 【室長・部長】 | 班 【班長】 | 事 務 分 掌 |
|------------------------------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 19 炊出しに関すること 20 遺体の捜索・安置等に関すること 21 ボランティアに関すること 22 受援に関すること 23 災害義援金品、見舞金に関すること 24 議会への連絡に関すること 25 部内の調整に関すること |
| | 会計班 【会計係長】 会計係 | 1 災害情報に関する電話・窓口対応に関すること 2 応急対策経費の出納に関すること 3 災害経費の出納に関すること 4 災害弔慰金の支給に関すること 5 生活福祉資金等の貸付けに関すること |
| 総務部 部長 【企画財政課長】 | まちづくり政策班 【まちづくり政策係長】 まちづくり政策係 | 1 災害情報に関する電話・窓口対応に関すること 2 災害情報の収集、分析及び災害広報に関すること 3 本部の発表に関すること 4 報道への資料提供に関すること 5 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 6 被災者台帳の作成に関すること 7 部内の調整に関すること |
| | 財政管財班 【管財係長】 財政係 管財係 | 1 本部活動に必要な資機材及び緊急車両等の確保対策に関すること 2 本部の応急対策に係る物品の購入に関すること 3 公共施設、公営住宅に関する災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 4 被災者の公営住宅優先入居に関すること 5 災害経費の予算措置に関すること 6 罹災証明書の発行に関すること |
| 情報広報部 部長 【情報広報課長】 | 情報広報班 【情報広報係長】 情報広報係 | 1 災害に係る広報に関すること 2 庁舎内情報システムの維持管理に関すること 3 放送施設（CATV等）・通信施設（音声告知端末等）の応急対策に関すること 4 被害状況調査に関すること |
| 住民部 部長 【町民福祉課長】 副部長 こども・健康推進課長 地球温暖化・景観担当課長 | 保健防疫班 【地球温暖化・景観担当係長】 【窓口係長】 窓口係 | 1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 2 災害情報、被災者の安否問合せに関する電話・窓口対応に関すること 3 生活必需品の調達に関すること 4 遺体処理、埋・火葬の事務、身元確認等に関すること 5 被災者相談窓口の設置に関すること 6 犬・猫等ペットに関すること 7 被害状況調査に関すること 8 部内の調整に関すること |
| | 災害廃棄物対策班 【生活環境係長】 生活環境係 | 1 ごみ及び尿尿の処理に関すること 2 災害廃棄物に関すること |

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

| 室・部 【室長・部長】 | 班 【班長】 | 事 務 分 掌 |
|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 救助班 【福祉係長】 福祉係 健康づくり係 高齢者支援係 保険係 福祉企業センター係 子育て支援係 | 1 要配慮者に関すること 2 負傷者の収容及び救護に関すること 3 医療、医薬品及び衛生材料に関すること 4 救助物資に関する各部との調整連絡に関すること 5 避難所の保健衛生に関すること 6 避難住民の健康相談・栄養指導に関すること 7 福祉避難所の開設及び管理に関すること 8 食品衛生に関すること 9 防疫に関すること 10 社会福祉施設に関すること 11 被害状況調査に関すること |
| | 保育班 【ながと保育園長】 ながと保育園 和田保育園 | 1 保育園児の避難及び収容に関すること 2 保護者への引き渡しに関すること 3 被災した保育園児の心のケアに関すること 4 保育園内の応急対策に関すること 5 被害状況調査に関すること 6 応急保育に関すること |
| 農林商工部 部長 【産業振興課長】 | 農林班 【農政係長】 農政係 林務係 | 1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 2 農作物の応急対策に関すること 3 畜産関係の応急対策に関すること 4 園芸特産関係の応急対策に関すること 5 応急食料の調達に関すること 6 林道の応急対策に関すること 7 林地、治山施設の応急対策に関すること 8 鳥獣に関すること 9 被害状況調査に関すること 10 部内の調整に関すること |
| | 商工観光班 【商工観光係長】 商工観光係 | 1 商工業者に係る応急対策に関すること 2 観光客に対する応急対策に関すること 3 被害状況調査に関すること 4 応急危険度判定に関すること 5 風評被害対策に関すること |
| 建設部 部長 【建設水道課長】 | 建設耕地班 【建設係長】 建設耕地係 | 1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること 2 道路、橋梁、河川、ため池の応急対策に関すること 3 がれき、障害物の除去に関すること 4 災害応急資材、機械の調達、確保に関すること 5 道路の迂回路の設定、交通規制に関すること 6 砂防及び地すべりの応急対策に関すること 7 農地、農業用施設等の応急対策に関すること 8 被害状況調査に関すること 9 部内の調整に関すること |

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

| 室・部 【室長・部長】 | 班 【班長】 | 事務分掌 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 上下水道班 【上下水道係長】 上下水道係 | 1 飲料水の確保・供給に関する事 2 水道施設の応急対策に関する事 3 配水施設、湧水の保安及び衛生管理、供給に関する事 4 下水道施設の応急対策に関する事 5 被害状況調査に関する事 |
| | 別荘開発班 【別荘係長】 別荘係 | 1 観光開発地域に係る応急対策に関する事 2 被害状況調査に関する事 3 危険空き家対応に関する事 |
| 教育部 部長 【教育課長】 | 社会教育班 【社会教育係長】 社会教育係 人権男女共同参画係 文化財係 黒曜石体験ミュージアム 教育課付 | 1 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 2 施設利用者の避難及び収容に関する事 3 社会教育施設の応急対策に関する事 4 文化財の応急対策に関する事 5 同和教育施設の応急対策に関する事 6 被害状況調査に関する事 7 部内の連絡調整に関する事 |
| | 学校教育班 【学校教育係長】 学校教育係 教育課付 | 1 児童生徒等の避難及び収容に関する事 2 保護者への引き渡しに関する事 3 学校施設の応急対策に関する事 4 被災した児童生徒等の心のケアに関する事 5 学校再開の関係機関との調整に関する事 6 被災世帯の児童生徒等に係る教材、学用品の交付に関する事 7 被害状況調査に関する事 8 応急教育に関する事 |
| 自治部 部長 【自治会長】 | 防災班 【区ごとに設置し、区長が班長となる】 | 1 要配慮者の避難誘導に関する事 2 被災者の救助・救護に関する事 3 災害情報の収集・周知に関する事 4 応急対策資材の調達に関する事 5 災害情報の周知に関する事 |
| 消防団 【団長】 | | 消防団長の指示による |
| 地区防災：現地本部 【そのつど本部長が指名する】 | | 本部長の指示による |

(注) 各班が災害対策を実施する場合、他の班と関連する場合があるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

第4節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では、十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、町が被災した場合は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、大規模災害時において、町が被災を免れ又は軽微な被災であった場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、長和町受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請時の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

町が被災した場合、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入れ等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図る。

(2) 実施計画

ア 消防に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等か

ら、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

(イ) 他都道府県への応援要請

町長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

- a 緊急消防援助隊
- b 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- c その他、他都道府県からの消防の応援

イ 消防以外に関する応援要請

(ア) 県内市町村に対する応援要請

町長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等ではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨知事に連絡する。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

| 要請順位 | 要 請 方 法 | 要 請 先 | |
|------|--------------------|---------|-----|
| 1 | 上小ブロック代表市町村への要請 | 上田市 | |
| 2 | 上小ブロック構成市町村への要請 | 東御市・青木村 | |
| 3 | 隣接するブロックの代表市町村への要請 | 佐久ブロック | 佐久市 |

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

(イ) 県に対する応援要請等

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項

に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請する。

(ウ) 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あつせんを求める。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要になることから、町は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア 情報収集及び応援体制の確立

町（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

【長野県合同災害支援チーム】

ア 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。

イ 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとする。

ウ 主な支援内容は以下のとおり。

- (ア) 被災県等への職員派遣及び物資の提供
- (イ) 被災者の受入れ及び施設の提供
 - a 県内医療機関での傷病者の受入れ
 - b 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (ウ) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、町の円滑な受入体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

円滑な受入体制の整備のため、あらかじめ、応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画、長和町受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。

(3) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは災害対応業務を実施できない場合、県外の地方公共団体から応援職員を派遣する「応急対策職員派遣制度」を活用し、災害マネジメントの支援に当たる総括支援チームの派遣や災害対応業務の支援に当たる対口支援チームの派遣を県に要請する。

(4) I S U T [アイサット] の受入体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町及び県等の防災対応を支援する役割を持つ。

町は県と連携の上、必要に応じて派遣される I S U Tとも連携し、対応に当たるものとする。

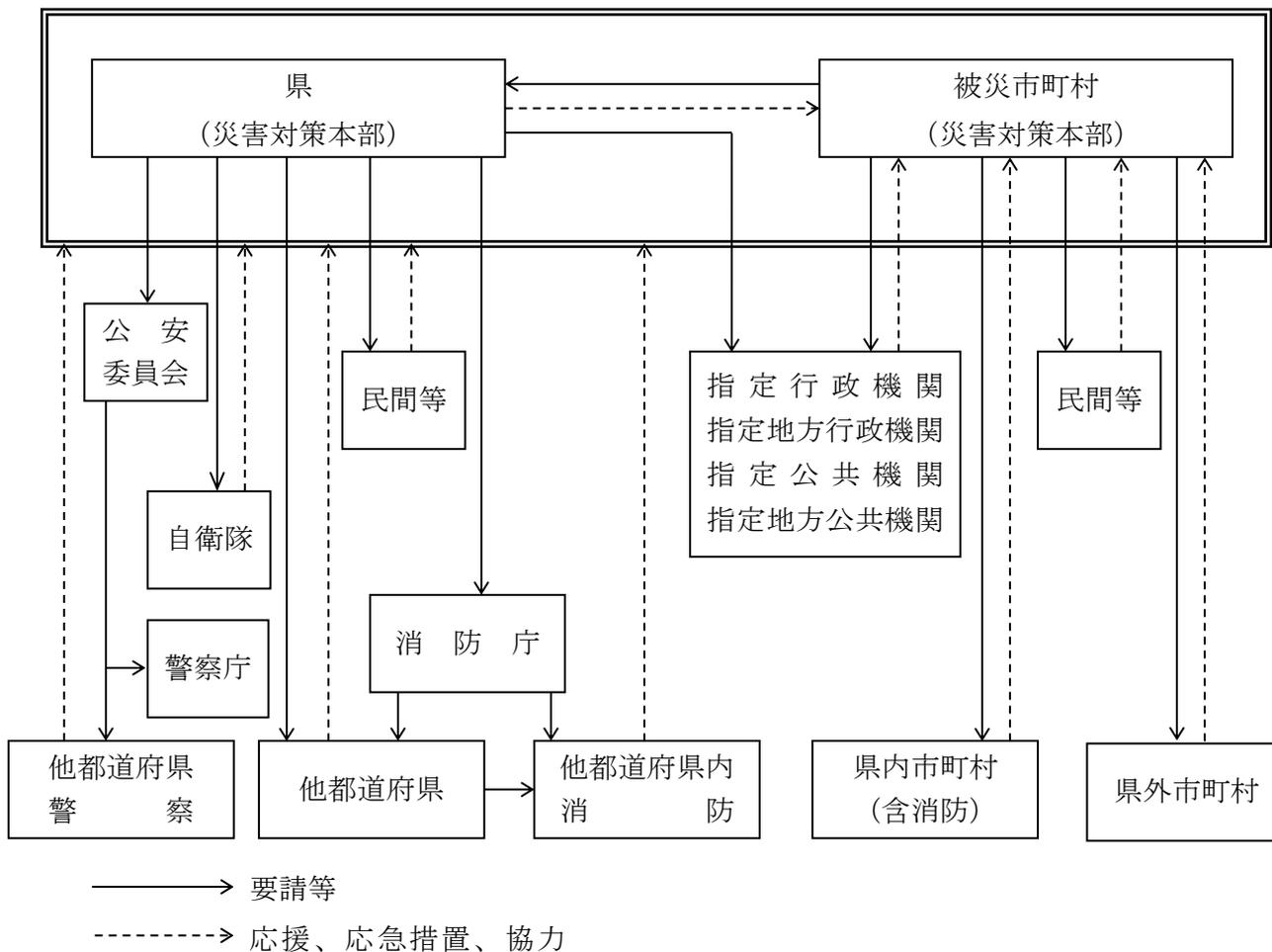
※ I S U T（Information Support Team）の略

4 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員の給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

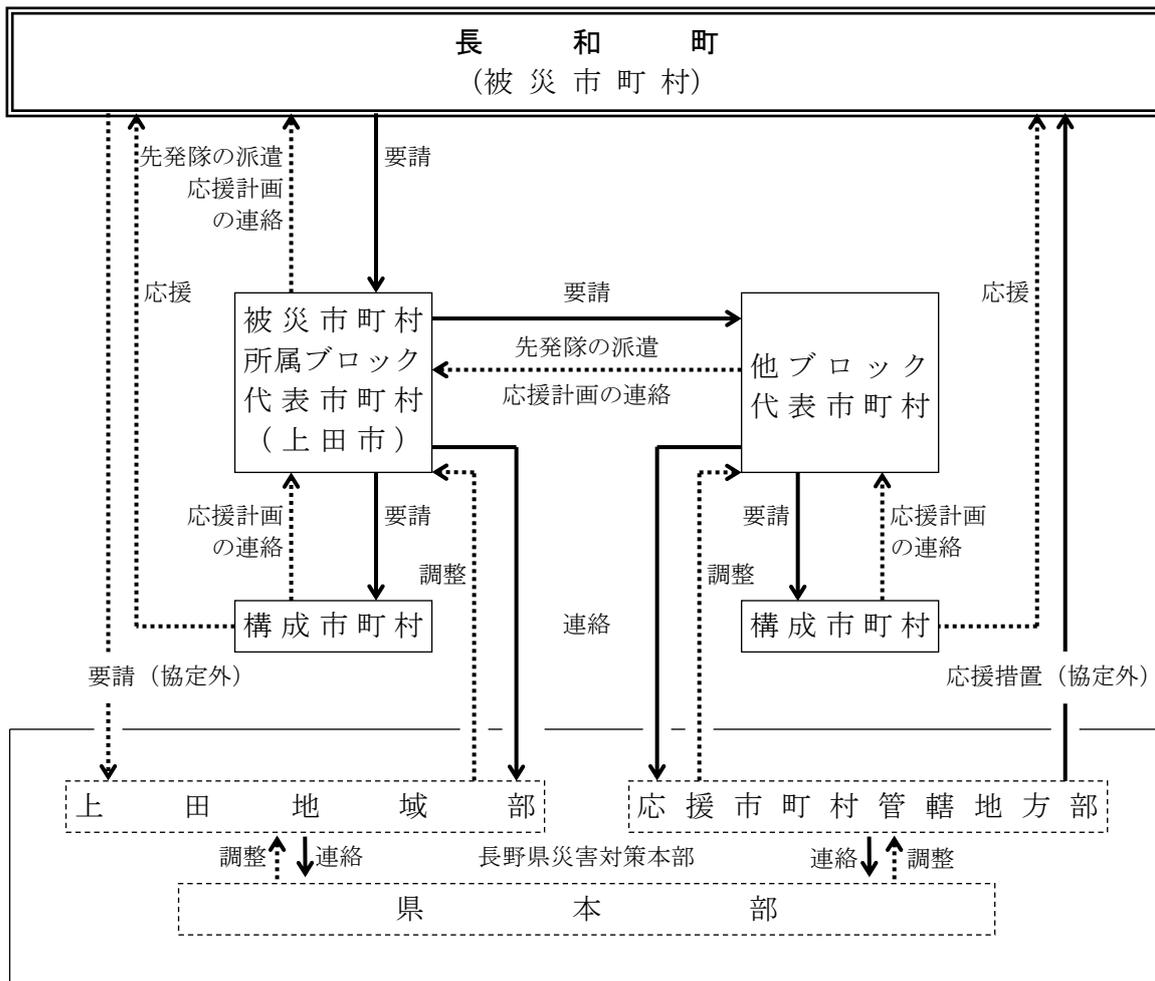
(2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法によるものとする。

■ 広域相互応援体制図



■ 長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



第5節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

町長は、災害等が発生し、応急対策等を行うため、ヘリコプターによる対応が必要と認められる場合は、知事等に対し迅速に要請手続きを行う。

第3 活動の内容

1 活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

| 名称 | 機種 | 定員 | 救助 ホイスト | 消火装置 | 物資吊下 | 映像伝送 |
|---------------------|------------|----|------------|------|------|------|
| 消防防災ヘリコプター | ベル 412EPI | 15 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 県警ヘリコプター | アグスタ AW139 | 17 | ○ | | ○ | ○ |
| 広域航空消防応援等 ヘリコプター | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自衛隊ヘリコプター | 各種 | 各種 | ○ | ○ | ○ | |
| ドクターヘリ | 各種 | 6 | | | | |

2 出動手続きの実施

(1) 基本方針

各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続きを行う。

(本節第3 3「ヘリコプター要請手続要領」参照)

(2) 実施計画

ア ヘリコプターの要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行う。)

- (ア) 災害の状況と活動の具体的内容(消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等)
- (イ) 活動に必要な資機材等
- (ウ) ヘリポート及び給油体制
- (エ) 要請者、現場責任者及び連絡方法
- (オ) 資機材等の準備状況
- (カ) 気象状況

- (キ) ヘリコプターの誘導方法
- (ク) 他のヘリコプターの活動状況
- (ケ) その他必要な事項

イ 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。

ウ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。

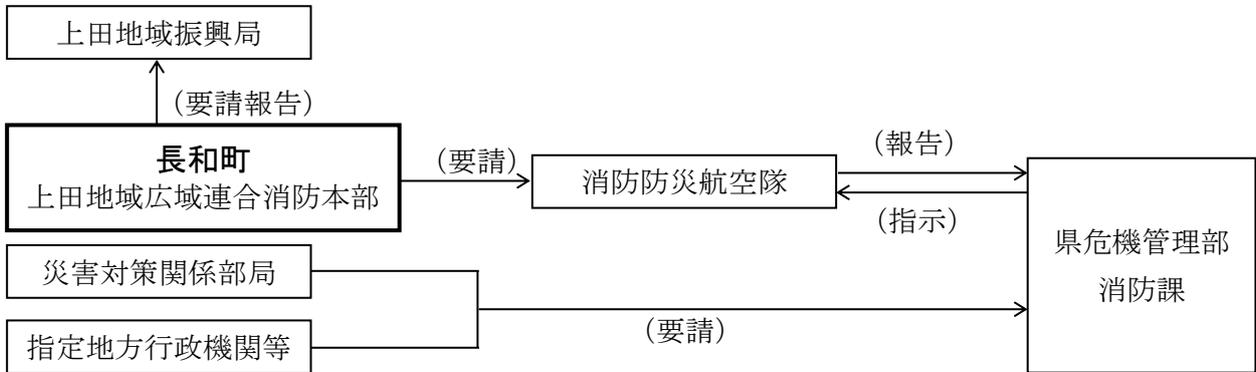
エ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

オ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

3 ヘリコプター要請手続要領

(1) 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。



*連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

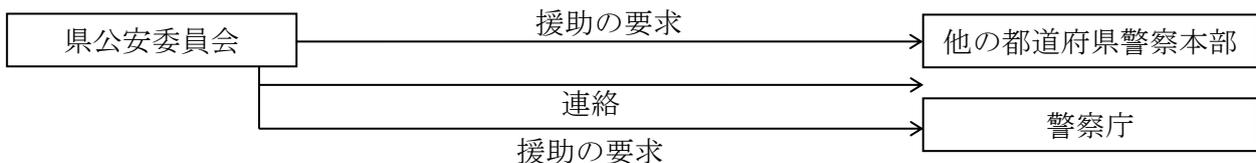
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

(2) 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。



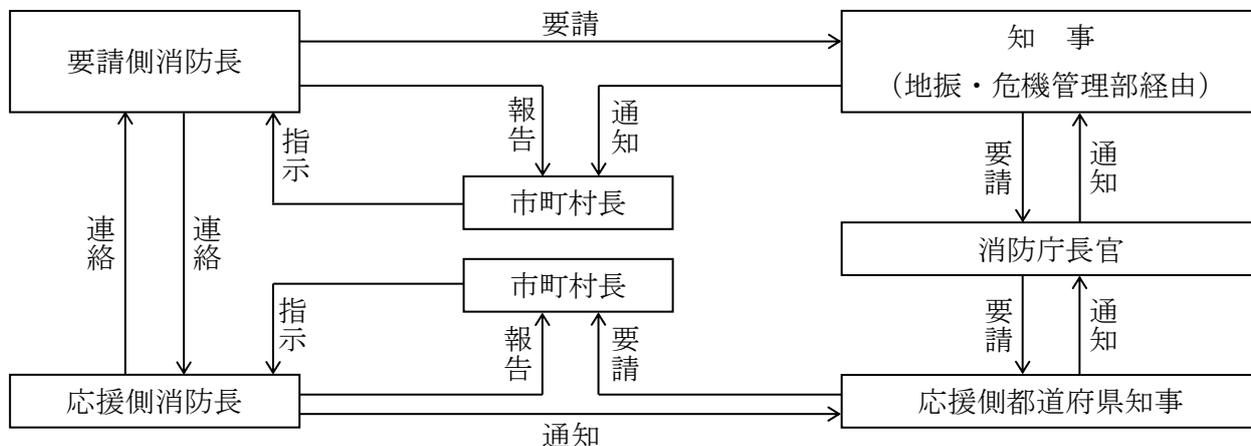
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。



(3) 広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

ア 広域航空応援要請手順



イ 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

(ア) 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

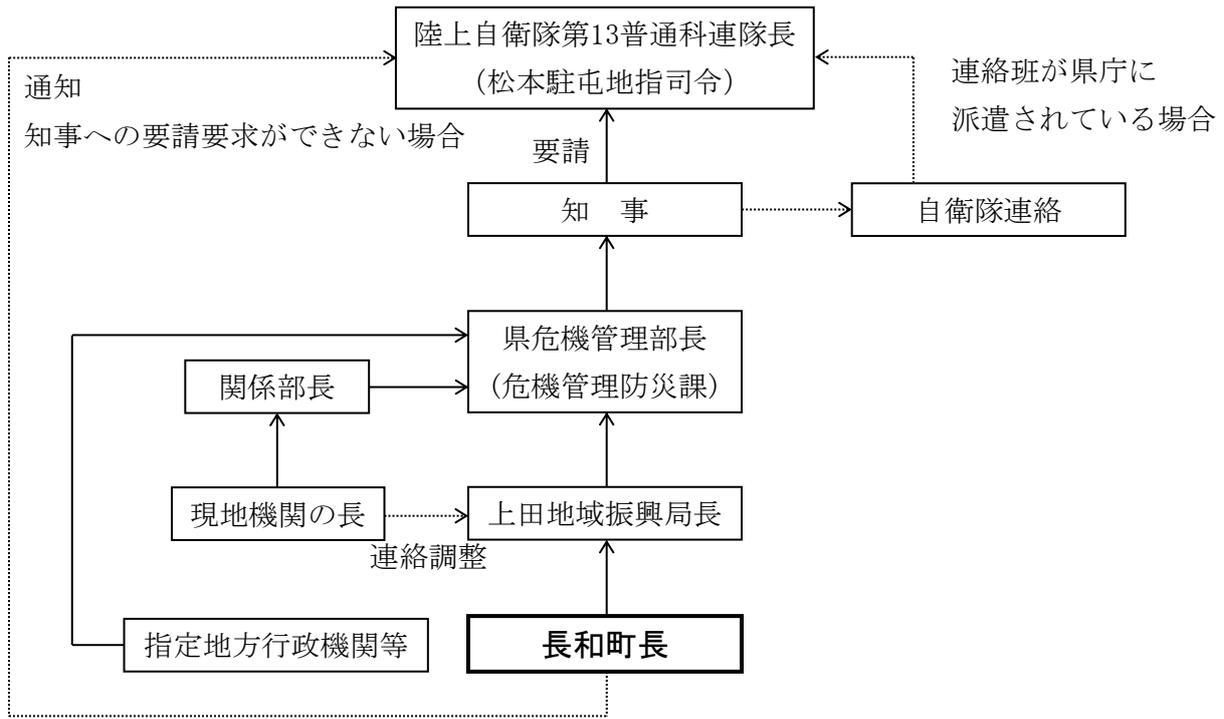
| | | | | |
|-------|-----|-----|-----|------|
| 東京消防庁 | 埼玉県 | 山梨県 | 群馬県 | 新潟県 |
| 富山県 | 岐阜県 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 |

(イ) 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 茨城県 | 栃木県 | 千葉市 | 横浜市 | 川崎市 | 石川県 |
| 福井県 | 静岡県 | 三重県 | 滋賀県 | 京都市 | 大阪市 |

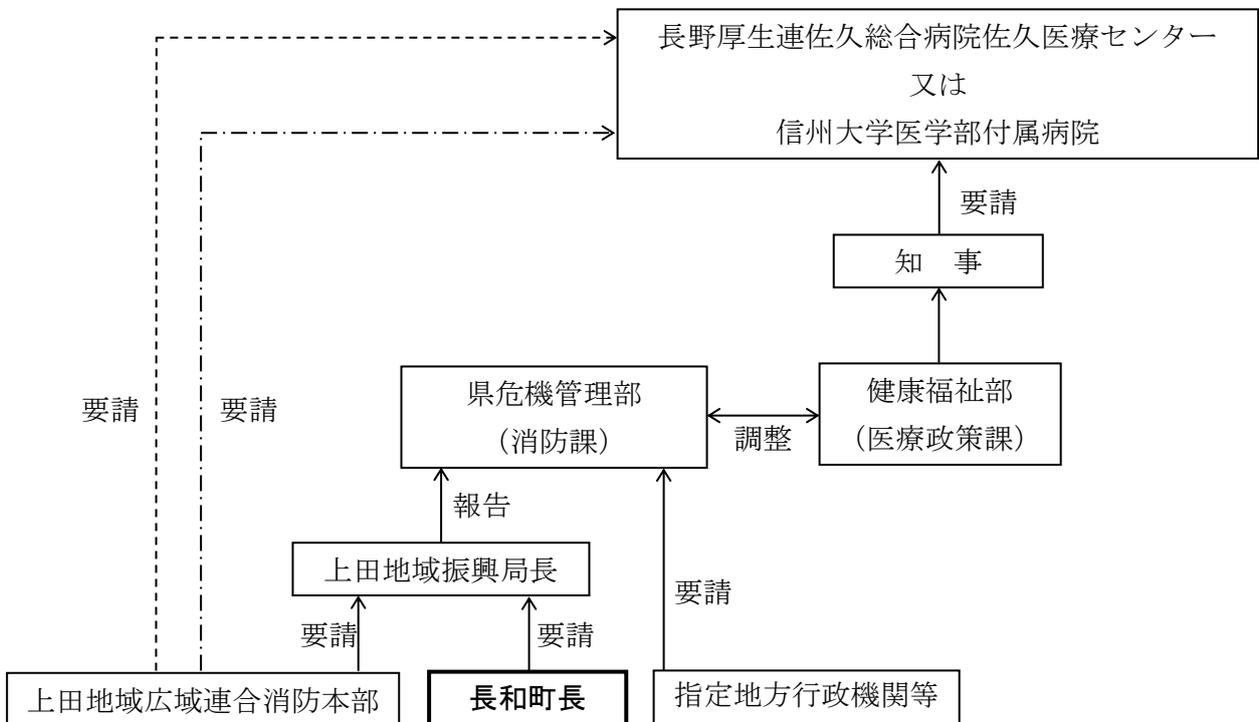
(4) 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



(5) ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



- - - - -> 平常時の手続き
- > 災害時の手続き
- - - - -> 災害時の手続き (急を要する場合)

第6節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策法第68条の2に基づき、町長は知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をすよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊へ要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 町、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

(1) 基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、町は、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに上田地域振興局長もしくは上田警察署長に対し自衛隊の派遣要請を求め、事態の推移に応じ、要請をしないと決定した場合は、直ちにその旨を上田地域振興局長に連絡する。

(2) 実施計画

ア 派遣要請の範囲

町長は、次の要請範囲内において、自衛隊の派遣を必要とする場合は、イにより要請を求める。

なお、自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なる。

| 救 助 活 動 | 内 容 |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助 |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索救助 |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動 |
| 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場合は航空機)による消防機関への協力 |
| 道路又は水路の啓開 | 道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去 |

| 救助活動 | 内容 |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| 給食及び給水、入浴支援 | 被災者に対する給食及び給水、入浴支援 |
| 物資の無償貸与又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年1月10日総理府令第1号)に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置 |

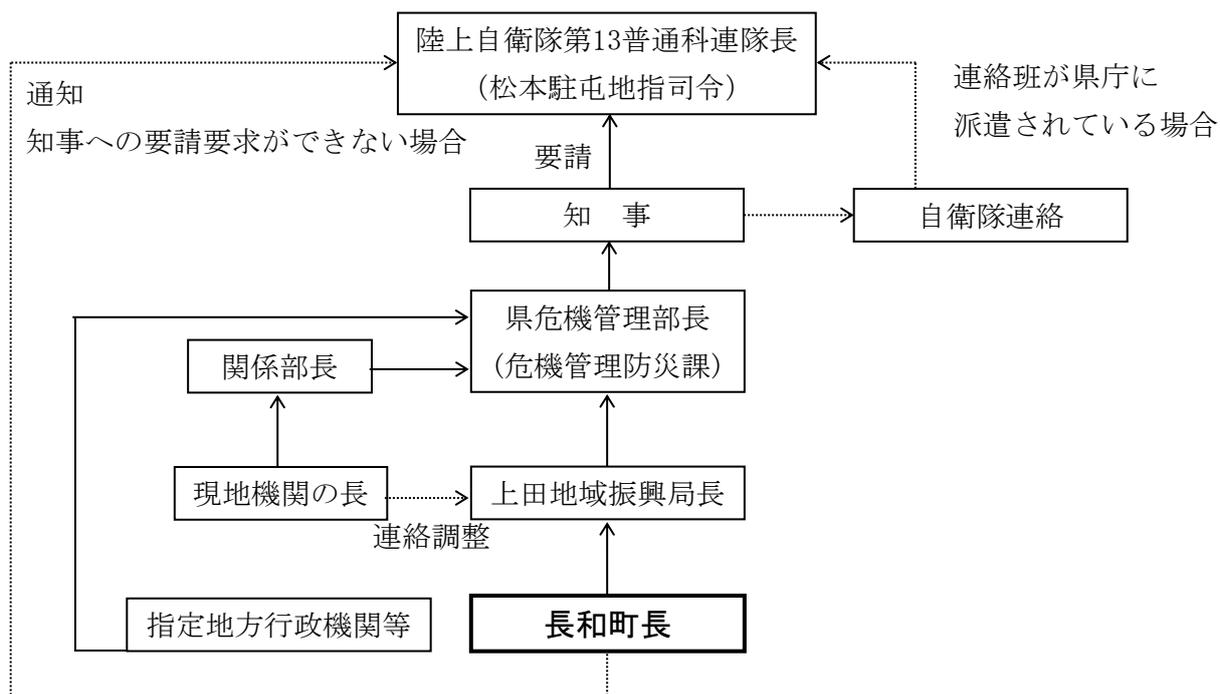
イ 派遣要請手続・系統（後掲）

- (ア) 町長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上田地域振興局長を通じ知事に派遣要請を求める。
- (イ) 町長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに上田地域振興局を通じ文書による要求をする。
- (ウ) 町長は、通信の途絶等により(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

ウ 派遣要請に当たって明らかにすべき事項

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

■ 派遣要請の手続系統



■ 自衛隊の通知先（県との連絡が出来ない場合）

| 通 知 先 | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 陸上自衛隊第13普通科連隊長（松本市高宮西1-1） | |
| 連 絡 先 | |
| 時 間 内 | 時 間 外 |
| 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76 | 駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線301) 防災行政無線 81-535-61 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-62 |

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入体制を整備する。

(2) 実施計画

ア 部隊等との連絡調整者

県では、部隊等との連絡調整は、その災害の状況により次のように区分している。

| 区 分 | 県統括連絡調整者 | 県現地連絡調整者 |
|--------------------|----------|----------|
| 県災害対策本部が設置されていない場合 | 県危機管理部長 | 地域振興局長等 |
| 県災害対策本部が設置されている場合 | 県災害対策本部長 | 県地方部長 |
| 県現地本部が設置されている場合 | 県災害対策本部長 | 県現地本部長 |

イ 町が部隊の活動等について行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。

ウ 町長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と町及び県現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。

エ 町は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資機材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

【住民】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収

町長は、部隊の活動の必要がなくなると認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として町が負担し、その内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要とした資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

- (2) 派遣部隊の宿営に要した土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償

第7節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品、医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について、関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 町、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品、医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班、派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）により初期救護医療を行うとともに、速やかに傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

（1）基本方針

町、消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効果的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

（2）実施計画

ア 上田地域広域連合消防本部、上田警察署、国保依田窪病院及び上小管内の医療関係機関（「災害時医療救護及び医薬品等の供給協定」による。）等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。

ウ 町及び上田地域広域連合消防本部は、上田警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬

送に当たり、効果的な対応をする。

エ 町及び上田地域広域連合消防本部は、救助活動に当たり、上田警察署等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効果的な救助を行う。

オ 町及び上田地域広域連合消防本部は、救急活動に当たり、上田警察署、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。

カ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

【住民、地区防災会議及び自主防災組織】

住民同士、地区防災会議及び自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

(1) 基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、関係機関により編成された救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

さらに、町の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行うとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

(2) 実施計画

ア 長和町地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定める。

イ 災害の状況等に応じて、国保依田窪病院及び国保依田窪病院附属和田診療所に医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供を要請する。

ウ 町内の適当な場所に救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備する。

エ 災害の状況により、医師、看護師、保健師、町及び病院職員等関係者で編成した医療班を救護所等へ派遣し、別に掲げる医療活動等を行う。また、必要に応じて県、隣接市町村、小県郡医師会等に協力を要請するほか、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

オ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、上田警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

カ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への輸送体制を確保するとともに、災害拠

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

点病院、救急救命センター等への緊急輸送について県に要請する。

キ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県又は上田薬剤師会等関係機関に対し、供給の要請を行う。

【国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所】

ア 災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。

イ 町から、医療、救護活動の実施及び医療用資機材、医薬品等の提供の要請があった場合は、災害の状況等に応じて対応するものとする。

ウ 災害の状況により、医師、看護師、保健師、町及び病院職員等関係者で編成した医療班を救護所等へ派遣し、次のとおり医療活動等を行うものとする。

○医療班等の業務内容

- ・負傷の程度の判定
- ・救急処置の実施
- ・遺体の検案
- ・負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- ・救急活動の記録
- ・その他必要な事項

【住民】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心がけるものとする。

第8節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模災害発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び地区防災会議、自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、地区防災会議、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的な部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び上田警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び地区防災会議、自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

- a 町長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必

要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力及び上田警察署、国保依田窪病院等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請を行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、本章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

【住民、事業所及び地区防災会議、自主防災組織等】

ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生の原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、地区防災会議、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

イ 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断の下に円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 監視・警戒活動

水防管理者（町長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

イ 通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保する。

ウ 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得て実施する。

エ 応援による水防活動の実施

(ア) 町長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請を本章第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 町長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力の下、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難施設での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入活動

(1) 基本方針

町、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線（同報系）、CATV、音声告知端末、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行う。

イ 避難行動要支援者の状況把握及び避難誘導

災害が発生した際は、避難支援等関係者や地域住民と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

また、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者必要に応じて避難支援を行う。

ウ 避難所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・整備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

(ア) 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(イ) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレをはじめとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(ウ) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置の上、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

(エ) 外国籍住民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍住民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

(オ) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

町は在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力の下、定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要な物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高

い 要配慮者から優先的に入居を進める。

【関係機関】

ア 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、町からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時において、町からあらかじめ提供された名簿に掲載されていない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼があった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

イ 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受入れ等について、町から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

ウ 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

(1) 基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難施設や他の施設へ一時的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入活動を行う。

(2) 実施計画

町は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、町の区域を越えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認の上、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

【関係機関】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県、町等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努めるものとする。

第10節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

| 第1段階の活動 | 第2段階の活動 | 第3段階の活動 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助 ・ 消防等災害拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出・搬送 ・ 応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (第1・2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送 |

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により町災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先とした応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための交通規制

- (1) 町の管理する道路において、災害が発生し、交通規制の必要が生じたときは、所定の道路標識及び標示板を設置し、交通の安全を図るとともに、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を上田警察署長に通知する。また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要のあるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (2) 警察官は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両や立ち往生車両ほかの物件（以下「物件等」という。）の移動、破損等の措置命令又は強制

措置を行う。

- (3) 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、(2)の措置を講ずるものとする。

2 緊急交通路確保のための応急復旧

(1) 基本方針

町は、町域内の緊急交通路の復旧が困難な場合は、町道、林道、農道等のうちから指定道路に変わるべき道路を確保する。

(2) 実施計画

ア 町は、長野県地域防災計画により定められている緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。

イ 町は、町域内の緊急交通路が使用不能になった場合は、町道、林道、農道等、指定道路に変わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

3 緊急通行車両の確認

(1) 基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両等であることの確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

(2) 実施計画

ア 確認手続

町長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づき、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求める。

イ 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される「緊急通行車両等事前届出済証」「規制除外車両事前届出済証」を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

4 輸送手段の確保

(1) 基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関に協力を求めるとともに、必要な場合は、直ちに県に対して輸送力の調達を要請し、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

(2) 実施計画

町は、自ら輸送力の確保に努める。

また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、直ちに県に対して調達を要請する。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できる限り詳細に連絡する。

5 輸送拠点の確保

(1) 基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して配送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる場所が県により拠点に設定される（県は、拠点の指定に当たっては、町における応急対策のための業務量を考慮し、関係市町村と協議の上、原則としてその外周の市町村を指定する）。

(2) 実施計画

ア 輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき所在地の市町村が当たることが原則とされている。近隣市町村の被災に伴い町内に拠点を設定された場合、運営に当たっては、被災市町村及び県と密接に連携して進める。

イ 町が被災した場合は、各避難所での必要物資につき、輸送拠点との連携を密にする。

第11節 障害物の処理活動

第1 基本計画

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第2 主な活動

- 1 災害時に発生する障害物等については、長和町災害廃棄物処理計画に基づき、円滑に処理活動を行う。
- 2 障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 3 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 放置車両等の移動等

(ア) 町管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

(イ) 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

エ 必要な資機材の整備

資機材及び要員の調達、提供については、長和町建設振興協議会との協定に基づき、資機材等を確保する。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

イ 応援協力体制

(ア) 町に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずる。

(イ) 町のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

ウ 必要な資機材の整備

資機材及び要員の調達、提供については、長和町建設振興協議会との協定に基づき、資機材等を確保する。

エ 障害物の集積場所

状況に応じて判断するものとするが、概ね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

(ア) 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

(イ) 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

(ウ) 障害物が二次災害の原因にならないような場所

(エ) 避難地として指定された場所以外の場所

第12節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である町長が中心に計画作成をする。

その際、要配慮者についても十分に考慮する。

特に、浸水想定区域、土砂災害危険箇所内に所在している要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

■ 避難指示等と防災気象情報の一覧表

| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 行動を促す情報 (避難情報等) | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる防災気象情報 | | |
|--------------------|----------------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|
| | | | | 洪水等に関する情報 | | 土砂災害に関する情報 |
| 相当情報 | 水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布) | 水位情報がない場合 (下段：洪水警報の危険度分布) | | | | |
| 5 | 災害発生又は切迫 | 命の危険直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 (必ず発令されるものではない) | 氾濫発生情報 危険度分布：黒 (氾濫している可能性) | 大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布：黒 (災害切迫) | 大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫) |
| ～<警戒レベル4までに必ず避難！>～ | | | | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 | 氾濫危険情報 危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当) | 危険度分布：紫 (危険) | 土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険) |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から高齢者等は避難 | 高齢者等避難 | 氾濫警戒情報 危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当) | 洪水警報 危険度分布：赤 (警戒) | 大雨警報 (土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒) |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認する | 洪水、大雨注意報 | 氾濫注意情報 危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過) | 危険度分布：黄 (注意) | 危険度分布：黄 (注意) |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | | | |

第2 主な活動

- 1 避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び町は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、町及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(1) 基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し、伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。

■ 避難指示等の種類

| 区分 | 発表される状況 | 居住者等がとるべき行動 |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表) | 「今後気象状況悪化のおそれ」 気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 早期注意情報は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、早期注意情報を踏まえたテレビ・ラジオ等における天気予報によって、今後の気象状況の悪化のおそれについて把握することとなる。 | 「災害への心構えを高める」 ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。 |
| 【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 (気象庁が発表) | 「気象状況悪化」 それぞれ大雨・洪水の気象状況が悪化している状況において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報である。 これら注意報の発表状況は、気象庁のホームページから確認することができるが、居住者等は通常、テレビ・ラジオ等における天気予報によって把握することとなる。 | 「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 |
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長が発令) | 「災害のおそれあり」 災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要な地域の居住者等に対し発令される情報である。 避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（高齢者等のリードタイムの確保）が期待できる。 | 「危険な場所から高齢者等は避難」 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を |

| | | |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | 控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 (町長が発令) | 「災害のおそれ高い」 災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、町長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了すること（居住者等のリードタイムの確保）が期待できる。 | 「危険な場所から全員避難」 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長が発令) | 「災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない）」 災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう町長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ただし、災害が発生・切迫※している状況において、その状況を町が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は町長から必ず発令される情報ではない。また、住居の構造・立地、周囲の状況等が個々に異なるため、緊急時においては、町は可能な範囲で具体的な行動例を示しつつも、最終的には住民自らの判断に委ねざるを得ない。したがって、町は平常時から居住者等にハザードマップ等を確認し災害リスクととるべき行動を確認するよう促すとともに、緊急安全確保は必ずしも発令されるとは限らないことを周知しつつ、緊急安全確保を発令する状況やその際に考えられる行動例を居住者等と共有しておくことが重要である。 ※切迫：災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況 | 「命の危険 直ちに安全確保！」 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。 |

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示等の実施機関、根拠等については下表のとおりである。

| 実施事項 | 機関等 | 根拠 | 対象災害 |
|------------|---------------|----------------------------|------------------|
| 避難指示 | 町長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| | 水防管理者（町長） | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり 災害全般 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 災害全般 |
| 避難施設の開設、収容 | 町長 | | |

(イ) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における町長の事務を、町長に代わって行う。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

イ 高齢者等避難、避難指示の意味

○「高齢者等避難」

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ 高齢者等避難、避難指示及び報告、通知等

(ア) 町長の行う措置

a 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向又は指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行う。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の2階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示する。

なお、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
 - (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
 - (c) 県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所）
 - (d) 県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
 - (e) 関係機関から、豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
 - (f) 河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
 - (g) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
 - (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
 - (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
 - (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
 - (k) 避難路の断たれるおそれのある地域
 - (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
 - (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域
- b 高齢者等避難
- 人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難を伝達する。
- (a) 県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 避難指示等の判断基準例（河川の氾濫の場合）
- 河川の氾濫等については、依田川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。
- 具体的な判断基準例は、資料 7-7（1）のとおりである。
- d 避難指示等の判断基準例（土砂災害の場合）
- 土砂災害については、土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとする。
- 具体的な判断基準例は、資料 7-7（2）のとおりである。
- e 報告（災害対策基本法第 60 条等）

(報 告)

| | | |
|---------|--------------|-----|
| 長 和 町 長 | (上田地域振興局長経由) | 知 事 |
|---------|--------------|-----|

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



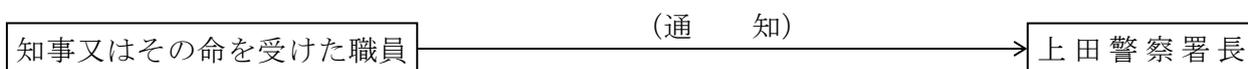
(ウ) 知事又はその命を受けた職員が行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し立退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険箇所を把握するため上田警察署に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 町長による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保を指示する。この避難指示等に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

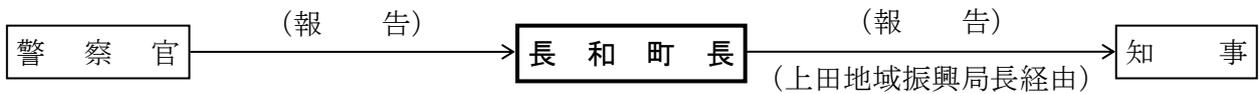
(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(g) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

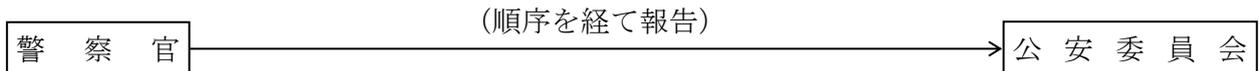
(h) 上田警察署に一時的に受入れた避難住民については、町等の避難施設の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第 61 条）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第 4 条）

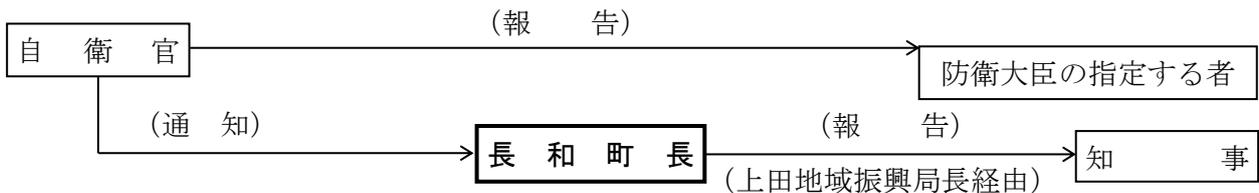


(ウ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a (d)警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示等の時期

上記ウ(ア) a (a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 高齢者等避難、避難指示の内容

避難指示を行うに際して、次の事項を明確にする。また、高齢者等避難の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 指定緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 高齢者等避難、避難指示を行った者は、速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、音声告知端末、CATV、広報車等あらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 町長以外の指示者は、住民と直接関係している町長と緊密な連絡をとり、周知徹底を図る。

(ウ) 町長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

(エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、町長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。

県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

(オ) 町は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び町職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

(カ) 高齢者等避難、避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線（同報系）、音声告知端末、CATV、広報車等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行う。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

町は、災害発生後直ちに避難支援計画により民生児童委員、自治会、区、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

ク 町有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災等の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 高齢者等避難、避難指示は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 町長、町職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- (オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項―市町村長又はその職権を行う者がいない場合に限る。）

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

- (ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- (イ) 警戒区域の設定は、避難の指示により災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- (ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示等を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等、特に避難行動要支援者を優先する。

イ 誘導の方法

- (ア) 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方法を的確に指示する。
- (イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- (ウ) 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

- (エ) 浸水地にあってはロープ等を使用し、安全を期する。
- (オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- (カ) 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難となった者については、町が車両及びヘリコプターの要請等により移送する。また、住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ的確な避難誘導を行う。
- (キ) 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、あらかじめ定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- (ク) 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、町において処置できないときは、町は上田地域振興局を經由して県へ応援を要請する。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。

町は、被災の状況によっては、直接他の市町村、上田警察署等と連絡して実施する。
- (ケ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。
- (コ) 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難の立退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

【住民】

ア 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

イ 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、被害が拡大し危険が予想されるときは、上記ア同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難施設の開設・運営

(1) 基本方針

町は収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、地区防災会議、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置を講ずる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難施設を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定以外の施設についても、管理者の同意を得て避難

所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

イ 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ウ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

エ 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

オ 避難所を開設したときは、町長はその旨を公示し、避難施設に収容すべき者を誘導し保護する。

カ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力を得られるよう努める。

(ア) 避難者

(イ) 住民

(ウ) 地区防災会議、自主防災組織

(エ) 他の地方公共団体

(オ) ボランティア

(カ) 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

キ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

ク 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

ケ 避難の長期化等、必要に応じプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮する。

コ 指定避難所における生活環境に注意をはらい、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努める。

サ 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努める。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受入れを適切に行う。

シ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理

用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

- ス 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- セ 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ソ 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等々の整備を行う。
 - (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
 - (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努める。
 - a 介護職員等の派遣
 - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
 - (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
 - (オ) 大画面のテレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣依頼等要配慮者に対する情報提供体制を確立する。
- タ 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。
- チ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- ツ やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- テ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- ト 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受入れる。
- ナ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ニ 町教委及び学校長等は、下記のとおり、適切な対策を行う。

- (ア) 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている学校等が利用される場合、学校長等は、できるだけ速やかに学校等を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、学校等としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
- (イ) 学校長等は、指定避難所の運営について、必要に応じて町に協力するものとする。なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。
- (ウ) 児童生徒等が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、学校長等は、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期すとともに、避難所内における避難者と児童生徒等のための場所を明確に区分する。

【住民】

指定避難所の管理運営については町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境の下で避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

(2) 実施計画

ア 広域避難の対応

(ア) 協議

災害の予測規模、避難者数に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(ウ) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

イ 広域一時滞在の対応

(ア) 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広

域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

(イ) 広域的避難受入活動の実施

政府本部が作成する広域的避難受入実施計画に基づき、適切な広域的避難受入活動を実施する。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、町及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合には県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

(ア) 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

(イ) 応急仮設住宅の建設のため、町公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、町長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。

(ウ) 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

(エ) 知事の委任を受けて、公営住宅に準じて応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ 周辺市町村が被災した場合には、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供をする。

カ 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

7 被災者等への的確な情報提供

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努める。

(2) 実施計画

ア 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。

イ 町自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。

ウ 町及び県は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等被災者等に役立ち正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

エ 町及び県は、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第13節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭におき、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保
の優先順位をもって当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域の被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、県にヘリコプターの派遣を要請し、迅速な救急救助活動を行うとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターの派遣を県に要請する。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送等のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

1 孤立実態の把握対策

(1) 基本方針

全ての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

(2) 実施計画

ア 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報する。

イ 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線（同報系）等を活用して、孤立状況の確認を行う。

2 救助・救出対策

(1) 基本方針

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

(2) 実施計画

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て救出を推進する。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をすることが困難になると予測される。情報上の孤立状態をまず解消するため、関係機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(2) 実施計画

緊急通話装置（防災行政無線（同報系）の附属設備）による通信、防災行政無線（移動系）、携帯電話を携帯した職員の派遣、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

【関係機関】

ア 電気通信事業者は携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

イ 電気通信事業者は避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。

【住民】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用及び携帯電話等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、県に対するヘリコプターの確保要請等も考慮に入れながら、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(2) 実施計画

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段の確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

【住民】

ア 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力し合うものとする。

イ 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(2) 実施計画

孤立地域に通じる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

【関係機関】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第14節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、市町村間の応援協定、関係業界団体等への緊急要請による食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 町の備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 町の備蓄食料及び要請等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

1 食料品等の調達

(1) 基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料により対応する。

また、市町村間の応援協定、関係業界団体等への緊急要請による食料品等の調達供給活動を行う。

(2) 実施計画

ア 自力での調達

(ア) 町の備蓄物資により、調達する。

(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ 応援要請

災害により、備蓄倉庫が被災し食料が供給できない場合及び町のみでの対応では食料が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。

(ア) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行う。

(イ) 「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基いて、長野県内市町村に対して要請する。

【県】

ア 県災害対策本部室は災害発生時に、管内市町村からの食料の供給要請があった場合、県の備蓄食料の供給を行うこととし、地域振興局に輸送等の手配を依頼する。地域振興局において輸送が出来ない場合、あらかじめ締結された協定に基づいて長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合へ食料の輸送を要請する。

イ 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。

また、長野県市町村災害時相互応援協定第3条に規定する物資等の提供及びあっせんが円滑に行われるよう、同協定第2条に規定する代表市町村等との連絡調整に努めるものとする。

ウ 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき、食料の供給を要請する。

エ 市町村の要請に基づき、県内流通業者と連携して食料の供給を要請する。

オ 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。

カ 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。

キ 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長長野県本部との協定に基づき、食料の供給を要請する。

ク コンビニエンスストア各社等との協定に基づき、食料の供給を要請する。

ケ 株式会社デリックくちくまとの協定に基づき、食料の供給を要請する。

コ 上記ウ、エ、キ、ク及びケについては、発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。

サ 上記ア、イについては、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。

シ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

【関係機関】

ア 農林水産省

農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行うものとする。

イ 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取扱いに関する協定書」に基づき、供給を行うものとする。

ウ 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料及び備蓄食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

町は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携をとり合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

- ア 町は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず町の備蓄食料により供給を行う。
- イ 町は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（上田地域振興局長）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給する。
- ウ 食料の供給活動に関しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。

【関係機関】

日本赤十字社長野県支部は、町災害対策本部並びに日本赤十字社長和町分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

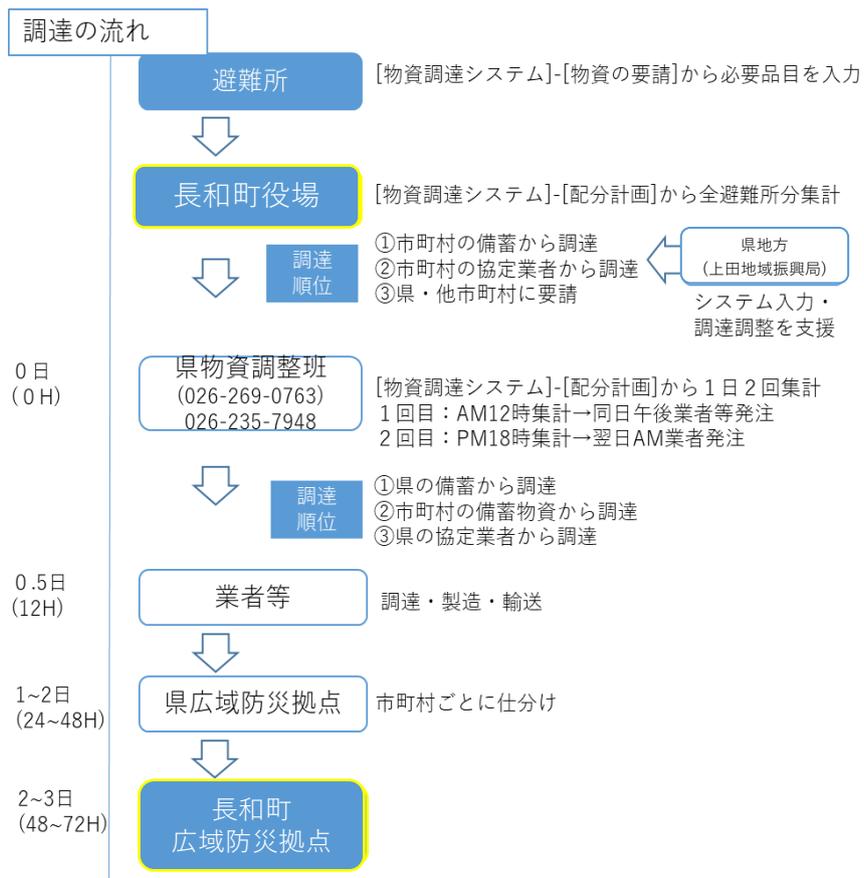
【住民】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

■ 応急用米穀の供給基準

| 供給の対象 | 精米の必要量 |
|----------------------------------------------|---------------------|
| 1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米 200 グラム |
| 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米 300 グラム |

■ 食料品・生活必需品の県への調達要請フロー



第15節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、止水弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水、ボトルウォーターにより行うこととし、水の確保が困難となった場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、町が給水タンク等により行い、被災の規模により町が行う給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村等から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

1 飲料水の調達

(1) 基本方針

飲料水については、止水弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、町内各所に湧出する飲用可能な地下水も利用する。(資料5-1及び5-2参照)

町内での水の確保が困難となった場合は、相互応援要綱により他市町村等からの応援給水により調達する。

(2) 実施計画

- ア 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- イ プール等へろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。
- ウ 町で対応困難な場合は、相互応援要綱により他市町村等に応援要請を行う。

【住民】

ポリタンク等給水用具の確保を行う。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

町は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。
また、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

- ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

- イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- ウ 給水用具の確保を行う。
- エ 災害のために水道等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3ℓ以上の飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図る。
- カ 被災の状況により、町のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- キ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- ク 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

第16節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、町が調達し供給する。

町では調達できない物又は不足が生じた場合には、県に協力を要請する。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

町は、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第3 活動の内容

1 生活必需品の調達

(1) 基本方針

町は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努める。

(2) 実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

2 生活必需品の供給

(1) 基本方針

町は、調達・確保した生活必需品等を被災状況に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

(2) 実施計画

町は、生活必需品の避難所における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を必要に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分に配慮する。

【関係機関】(日本赤十字社長野県支部)

日本赤十字社長野県支部は、町災害対策本部並びに日本赤十字社長和町分区と連携をとり、赤十字防災ボランティアの労力を提供し、生活必需品の供給に協力するものとする。

第17節 保健衛生・感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。

2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

1 保健衛生活動

(1) 基本方針

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア 被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映する。

イ 被災による精神的ショック、避難生活の長期化による精神的ストレスに対応するため、必要な場合は県に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する等必要な措置を講ずる。

ウ 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。

エ 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

オ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、集団給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

【住民】

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるものとする。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行うものとする。

2 感染症予防対策

(1) 基本方針

感染症予防対策用器具の整備及び訓練、機材の確保を図るとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、町は県との連携の下に衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

(2) 実施計画

ア 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。

イ 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む）、機材の確保を図る。

ウ 感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。

エ 感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講ずる。

また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。

オ 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。

カ 被災地における感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、まん延防止のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講ずるよう努める。

加えて、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、関係部局において避難所の運営に必要な情報を共有するとともに、災害時には、関係機関と連携し、自宅療養者等の避難の確保のために必要な連絡・調整を行う。

キ 関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、上田保健福祉事務所を經由して県に報告する。

ク 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、上田保健福祉事務所を經由して県に提出する。

ケ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費と

は明確に区分して把握する。

なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所を經由して県に提出する。

【住民】

町の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。

また、避難所においては、町の指導の下施設管理者が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

第18節 遺体の搜索及び処置等の活動

第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

1 遺体の搜索及び処置

(1) 基本方針

ア 遺体の搜索は、町が、県警察本部、消防機関の協力の下に行う。

イ 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元の確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な処置を行う。

ウ 多数遺体の検視については、上田警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ 検視場所、遺体安置場所等をあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

(2) 実施計画

ア 遺体の搜索を、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

イ 被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所についてはあらかじめ選定しておくことが望ましい。また、ドライアイス、棺など収容に必要な機材をJA等の葬祭業者を通じて確保する。

ウ 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

オ 外国籍住民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

カ 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

キ 遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。

第19節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 長和町災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は、広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

1 ごみ、し尿の処理対策

(1) 基本方針

町は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

(2) 実施計画

- ア 災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告する。
- イ 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。
- ウ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。
- エ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。
- オ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、必要に応じて仮置き場を設け、住民に周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分な注意を払う。
- カ 収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平常時の分別区分による収集に努める。
- キ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。
- ク 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上田地域振興局へ報告する。

【住民】

住民は、災害により発生したごみを町が指定した場所に搬入するものとする。

搬入に当たっては、分別区分等町が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力するものとする。また、生ゴミ等の農地還元が可能な腐敗性廃棄物の処理については、できる限り自家処理を行う等、ごみの減量化に積極的に取り組むものとする。

2 廃棄物処理の広域応援

(1) 基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、町のみでは、廃棄物処理が困難と認められるときは、広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

1 社会秩序の維持

(1) 基本方針

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

(2) 実施計画

- ア あらゆる手段により適切な情報を迅速に被災住民に周知する。
- イ 災害応急復旧措置を迅速かつ的確に実施する。
- ウ 広報啓発活動を推進する。
- エ 地区防災会議、自主防災組織による防犯パトロール及び高齢者世帯訪問活動を実施する。

2 物価の安定、物資の安定供給

(1) 基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等が起こるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

(2) 実施計画

- ア 買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- イ 適正な価格もしくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- ウ 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- エ 買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談

に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 町内又は上小管内の流通業者との連携を図る。

【企業等】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

【住民】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第21節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、町は関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 5 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

1 共通事項

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、町は、県及び上田地域広域連合消防本部と連携し、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 災害発生時等における連絡

危険物施設等において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における関係機関との連絡体制を確立する。

イ 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、漏洩、流出又は地下に浸透した危険物等の種類、量及びその流出先の把握に努める。

ウ 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。

オ 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

カ 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の都道府県・市町村に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

【危険物施設等管理者】

ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとるものとする。

イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡するものとする。

ウ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 危険物施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、販売取扱所等の使用の一時停止等を命ずる。

イ 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

(ア) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関に通報する。

c 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

d 従業員及び周辺地域住民に対する措置

上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関と連携し、広報の実施等従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

3 液化石油ガス施設応急対策

(1) 基本方針

災害発生時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、(一社)長野県LPガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

県が実施する対策に協力する。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

(1) 基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、漏れ、流出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を上田保健福祉事務所・上田警察署又は上田地域広域連合消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

(2) 実施計画

ア 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 上田地域広域連合消防本部において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

【営業者及び業務上取扱者】

ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を上田保健福祉事務所、上田警察署又は上田地域広域連合消防本部へ連絡する。

イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤、吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

5 石綿使用建築物等応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

県が実施する対策に協力する。

6 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

(1) 基本方針

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

(2) 実施計画

県が実施する対策に協力する。

第22節 ライフライン施設応急活動

第1 基本方針

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第2 主な活動

- 1 応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。
- 2 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 3 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 4 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。
- 5 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

1 上水道施設の復旧活動

(1) 基本方針

復旧作業については、町の指定給水装置工事事業者等が復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、近隣市町村からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

(2) 実施計画

- ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- イ 復旧体制の確立を行う。
- ウ 被災の状況により近隣市町村等へ応援要請を行う。
- エ 住民への広報活動を行う。
- オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

【関係機関】

施工業者は、町が発注する工事に対し、積極的に応じるものとする。

2 下水道施設の復旧活動

(1) 情報の収集連絡、被害規模の把握

ア 基本方針

町は、管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

イ 実施計画

(ア) 下水道施設台帳（管渠施設、処理場施設）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握する。

(イ) 情報収集で得た画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

(2) 応急対策の実施体制

ア 町は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体等に応援を求める等の措置を講ずる必要がある。

イ 実施計画

(ア) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

(イ) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講ずる。

(ウ) 災害の発生時において、下水道施設の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道施設等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(3) 応急対策の実施

ア 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、町は、備蓄してある応急資機材等の活用を図るほか、必要に応じて建設振興協議会等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置を講ずる。

イ 実施計画

(ア) 管渠

a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。

b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

(イ) 処理場

a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努める。

b 処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

c 処理場での下水処理機能が麻痺した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

【関係機関】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、町の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

【住民】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合は、これに協力するものとする。

3 電力施設の復旧活動

(1) 基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、中部電力パワーグリッド(株)と連携を密にして、広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

(2) 実施計画

中部電力パワーグリッド(株)からの要請に基づき、町の音声告知端末、広報車、防災行政無線（同報系）等可能な広報手段により、住民に対する広報活動を行う。

ア 停電による社会不安除去に関する事項

(ア) 停電の区域

(イ) 復旧の見通し

イ 感電等の事故防止に関する事項

(ア) 垂れ下がった電線に触れないこと。

(イ) 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと。

ウ 送電再開時の火災予防に関する事項

(ア) 電熱器具等の開放確認

(イ) ガスの漏洩確認

第23節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため必要な対策計画を定める。

第2 主な活動

- 1 町は、防災行政無線通信施設及びCATV・音声告知端末施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所の通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

第3 計画の内容

1 町防災行政無線通信及びCATV・音声告知端末の応急活動

(1) 基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

(2) 実施計画

- ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
- イ 通信施設が被災した場合には、町職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。
- ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- エ 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。
- オ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

2 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

町は、東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)と連携し、各電気通信事業者が実施する電気電話施設の復旧活動に協力する。また、災害の状況により、避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合や、災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供が実施された場合には、住民に対する広報活動によりその利用方法等について周知する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)長野支店、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)】

- ア 重要通信のそ通確保
- イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置
- ウ 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置
- エ 携帯電話等の貸出し
- オ 災害用伝言ダイヤル等の提供
- カ 情報提供等

3 放送施設の応急活動

災害が発生した場合には、放送の継続のために、日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)は、各放送機関で定めてある非常災害対策規程に基づき、放送施設の復旧活動など必要な処置をとるものとする。

第24節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安を解消するとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、知事、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

1 住民等への的確な情報の伝達

(1) 基本方針

町、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(2) 実施計画

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報系）をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、ソーシャルメディア、CATV、音声告知端末、掲示板、広報紙等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供する。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、町長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努める。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の予防に関する情報
- ウ 避難所・経路・方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報

- オ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- カ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- キ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

【放送事業者】（日本放送協会、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)

ア 法令に基づく放送送出

災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難情報等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。

なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。

イ 臨時ニュース等の送出

放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

【報道機関】

報道機関は、災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍住民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

【関係機関】

町、県と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を利用して広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

町、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

必要に応じ、専用電話、FAX、町ホームページ、相談職員の配置などにより、災害の状況等に即した相談窓口を設置する。

第25節 土砂災害等応急対策

第1 基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を実施する。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示等の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずる。

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 情報収集で得た画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

【住民】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

イ 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

【住民】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

イ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

ウ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

【住民】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限にとどめるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずる。

イ 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

ウ 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

エ 災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

【住民】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第26節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 建築物

(1) 基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

- ア 町が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。
- イ 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。
- また、災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。
- ウ 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

【建築物の所有者】

- ア 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。
- イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講ずる。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

- ア 町教委は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を

期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置を講ずる。

【所有者又は管理者】

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教委へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を町教委、県教育委員会、文化庁の指導を受けて実施するものとする。

エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教委等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第27節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じて、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

また、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

1 道路及び橋梁応急対策

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、長和町建設振興協議会等の関係団体に協力を要請し、速やかに応急復旧工事を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報を一元化し提供を行う。

(2) 実施計画

ア 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、早急にパトロール等を実施するとともに住民等からの情報収集を行う。なお、被害の概況がまとまり次第、速やかに県に報告する。

イ パトロール結果及び住民等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と連絡を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。

ウ 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、道路情報板、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。

また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。

エ パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路及び橋梁等の応急復旧計画を策定し、長和町建設振興協議会等の関係団体に協力を要請し、緊

急交通路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

2 関係団体との協力

(1) 基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

(2) 実施計画

町のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第28節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

災害による被害を軽減するため、県の協力を得て、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門等の適切な操作
- 4 市町村間における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定を行う。
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

1 河川施設等応急対策

(1) 基本方針

水防活動の実施、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

(2) 実施計画

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

【住民】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

第29節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を実施する。
- 4 倒木等の流下による二次災害防止のための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

ア 町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

イ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災等による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 液化石油ガス関係

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

ウ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに上田保健福祉事務所、上田警察署、上田地域広域連合消防本部等関

係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急に必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

【危険物施設の管理者】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 液化石油ガス

液化石油ガスの二次災害の防止活動については、県、上田地域広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導徹底する。

ウ 毒劇物関係

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行う。

【関係機関】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに上田保健福祉事務所、上田警察署又は上田地域広域連合消防本部へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

上田保健福祉事務所、上田警察署、上田地域広域連合消防本部及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

(1) 基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

(2) 実施計画

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

【住民】

被害の拡大を防止するため、水防活動に協力するものとする。

4 風倒木対策

(1) 基本方針

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

倒木による二次災害の発生を防止するため必要に応じて、倒木の除去等の応急対策を講ずる。

5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第30節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 ため池災害応急対策

(1) 基本方針

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

ウ 被害を拡大させないよう県の指導協力を受けて早急に応急工事を実施する。

【関係機関】

ア 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに町に通報するものとする。

イ 管理団体は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。

ウ 管理団体は、町が実施する応急対策について協力するものとする。

第31節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾患の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾患の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 上田農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上田農業農村支援センターに報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

【関係機関】

ア 町と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものとする。

イ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

【住民】

ア 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

イ 作目別の主な応急対策

(ア) 水稻

a 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後直ちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

b 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

c 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(イ) 果樹

- a 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。
- b 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 果実や葉に付着した泥は、直ちに洗い流す。
- e 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(ウ) 野菜及び花き

- a 浸水、滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。
- b 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- c 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- d 葉茎に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(エ) 畜産

- a 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- b 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。

(オ) 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、へい死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

(カ) 菌茸

- a 浸水した培養物、発生、生育物は速やかに施設外へ運び処分する。
- b 浸水した施設は、水で泥等を洗浄する。
- c 洗浄後、除菌剤を散布し、乾燥する。

ウ 被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

【関係機関】

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれのある場合には、下流地域の市町村と連携を図りその防止に努めるものとする。(東信森林管理署大門森林事務所)

イ 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに

応急復旧措置をとるものとする。

【住民】

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第32節 文教活動

第1 基本方針

学校等は多くの児童生徒等を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため町は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助、保育料の減免

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長等は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

学校長等は、風水害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（浸水想定区域、土砂災害警戒区域内にあっては避難確保計画）及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 児童生徒等が登園及び登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒等及び保護者に周知するとともに町教委にその旨連絡する。

イ 児童生徒等が在校中の措置

(ア) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障を生じる前に、安全な方法で退園及び下校又は保護者への引き渡しを行う。

(イ) 町長等から避難指示等があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

(ウ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

また、避難状況を町教委に報告するとともに保護者、町及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、退園及び下校の方

法を決定する。

- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団退園及び下校をするか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 町教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備に係る被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立の学校施設、その他公共施設の利用を図るなどの調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委、町及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常時の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育

を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡の下に登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(イ) 児童生徒等の健康管理

a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ロ) 教育施設・設備の確保

a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみでは授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(ハ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供給及び就学援助等

(1) 基本方針

町は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、就学援助等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

町は、学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、東信教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

イ 就学援助

町教委は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めてその実施に努める。

ウ 保育料の減免

町長は、被災した児童生徒等のうち、保育料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

第33節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

1 保護対策等

(1) 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

(2) 実施計画

ア 関係機関等と協力して被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。

ウ ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。

【飼養動物の飼い主】

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第34節 ボランティアの受入体制

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

1 被災者のボランティアニーズの把握と受入体制の確保

(1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズに合わせて行うことが必要である。町及び町社会福祉協議会は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 実施計画

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ 町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティア

の活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。

オ 県から事務の委任を受けた町は、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

【町社会福祉協議会、日本赤十字社長和町分区等ボランティア関係団体】

ボランティア担当班を設置し、町災害対策本部との連携の下、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行うものとする。

【その他NPO・NGO等】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努めるものとする。

2 ボランティア活動拠点の提供支援

(1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携の下に、ボランティアの支援体制を確立する。

(2) 実施計画

ア 町は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講ずる。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

【町社会福祉協議会】

ア 町社会福祉協議会は、町と協議の上、町センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な物資の調達・提供等を行うものとする。

イ 近隣の市町村で災害が発生した場合、町社会福祉協議会は、被災市町村へのボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

【日本赤十字社長野県支部長和町分区】

町及び町社会福祉協議会との連携の下に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

第35節 義援物資及び義援金の受入体制

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、町は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 義援物資

- (1) 義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を受付けることは町の負担となることから「個人からの義援物資は受入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (3) 義援物資については、被災地の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 義援金

- (1) 義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
- (2) 義援金の配分に当たっては、県及び関係機関等と協力して、「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

1 義援物資及び義援金の募集等

- (1) 基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

- (2) 実施計画

ア 義援物資

- (ア) 町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、被災地が受入れを希望する義援物資を把握するとともに、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。
- (イ) 町は、県及び関係機関等と連携して、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

イ 義援金

- (ア) 町が募集する義援金については、災害対策本部が募集及び受付の実施を決定し、その取扱いについては、別途定める。
- (イ) 町は、義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて周知を図る。
- (ウ) 町が義援金を受入れる場合の対応については、次のとおりとする。
 - a 一般からの受入窓口を開設する。
 - b 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

【住民、企業等】

ア 義援物資

- (ア) 義援物資を提供する場合は、被災地が受入れを希望する義援物資とするよう配慮するものとする。
- (イ) 義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努めるものとする。

2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

(1) 基本方針

義援物資は被災地の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議の上、迅速かつ公正に配分する。

ア 義援物資

町は、義援物資を配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

イ 義援金

- (ア) 町は、受入れた義援金については、委員会に確実に引継ぎを行い、委員会は、被災状況等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、適正かつ速やかに配分する。
- (イ) 県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金についても委員会に引継ぐものとする。

第36節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上となり、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全が図られる。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じて災害救助法を適用する。
- 2 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

1 災害救助法の適用

(1) 基本方針

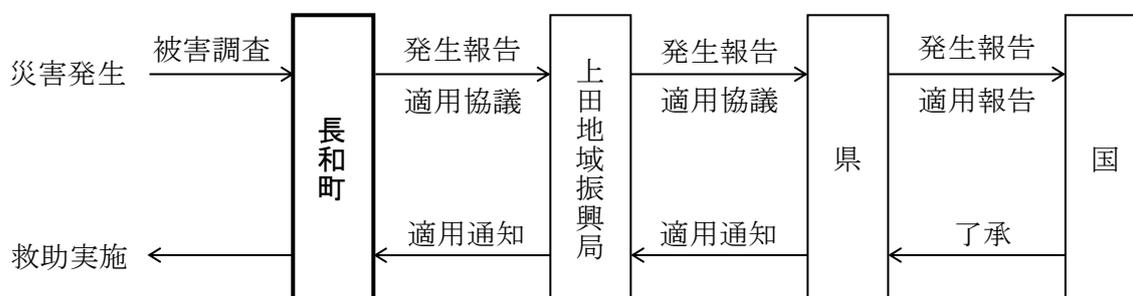
災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

(2) 活動の内容

ア 町長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに上田地域振興局長に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

イ 町長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

■ 法の適用事務



ウ 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

(ア) 町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示

す世帯以上に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第1号)

| 町の人口 | 住家滅失世帯数 |
|------------------|---------|
| 5,600人(令和2年国勢調査) | 40世帯 |

(イ) 被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であつて、町の住家滅失世帯数が次の基準に達したとき。(救助法施行令第1条第1項第2号)

| 町の人口 | 住家滅失世帯数 |
|------------------|---------|
| 5,600人(令和2年国勢調査) | 20世帯 |

(ウ) 県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であつて、本町の区域内の被害世帯数が多数あるとき。(救助法施行令第1条第1項第3号)

(エ) 町の被害が(ア)、(イ)及び(ウ)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当した場合(救助法施行令第1条第1項第4号)

2 救助の実施

(1) 基本方針

町、県は関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

(2) 実施計画

ア 町長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ 救助の実施は別表(資料9-2)に定める基準により行う。

第37節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で災害が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光地での災害時の県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 町は、観光地での災害時には、本章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 消防機関は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

【住民、自主防災組織及び観光事業者】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 町は、県と連携して、事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 町は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導、非常用電源の供給を行う。

【関係機関】

ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

1 復旧・復興の基本方針の決定

(1) 基本方針

町は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実行に移す。

(2) 実施計画

ア 町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

イ 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

【関係機関】

防災関係機関は、町・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

【住民】

住民は、町・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行うものとする。

2 支援体制

(1) 基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じて他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国や県、他の市町村等に対し職員の出遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の出遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 町のみでは人員の確保が困難な場合、応援市町村や県へ職員の派遣要請を行う。

第3 活動の内容

1 被災施設の復旧等

(1) 基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために町及び関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 実施計画

- ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- イ 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- ウ 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行う。
- エ ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- オ 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図る。
- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上、事業期間の短縮に努める。
- キ 災害復旧の事業に要する費用について、国、県の補助がある事業については、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- ク 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を

受けるための査定計画を立て、速やかに査定を受けられる体制を確立する。

ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

コ 暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

町は、長和町災害廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア 発生した災害廃棄物の種類、性状（可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、長和町災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、町社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項に留意する。

(ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

(イ) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

(ウ) 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、町のみでは人員の確保が困難な場合がある。

そのため、町は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア 町の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

イ 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣する。職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適なまちの環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

1 復興計画の作成

(1) 基本方針

ア 被災した町の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、まちの構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

イ 当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する。

ウ 被災地の復興計画の作成に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことを考え、その維持・回復や、例えば、学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

エ 当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、国や地方公共団体間との連携等調整を行う体制の整備を図る。

(2) 実施計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に町における復興計画を作成する。

【関係機関】

町等と連携を図り、整合性のある事業計画の作成に努める。

2 防災まちづくり

(1) 基本方針

被災した町の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止とより快適なまちの環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念の下に、計画作成段階で町のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・障がい者・高齢者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2) 実施計画

ア 住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るよう努める。

また、地震で被災した後の復興まちづくりのため平常時から備えておくべき内容を取りまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組みを進めるよう努める。

イ 防災まちづくりに当たっては、二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川等の都市基盤施設の整備

(イ) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

(ウ) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

(エ) 耐震性貯水槽の設置等

ウ 防災まちづくりに当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけではなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

(イ) ライフラインの共同収容施設との共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図り実施する。

(ウ) 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、各種事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(エ) 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、戦略的实施を行う。

(オ) 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

(カ) 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ 町は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

オ 情報収集で得た画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被災状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

【関係機関】

町等と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

【住民】

再度災害防止、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、こどもたちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力を努めるものとする。

3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、まちの構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

ア 町、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

イ 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき各種事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

ウ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

2 県、町の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、町等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険税の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

1 住宅対策

(1) 基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(2) 実施計画

ア 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

イ 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、もしくは、町の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

ウ 既存町営住宅の再建

既存町営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

エ 町営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、町営住宅への優先入居の措置を講ずる。

オ 町外に避難した被災者への支援

町外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告する。

ウ 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

オ 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

町は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

【町社会福祉協議会】

町社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生児童委員の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行う。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置を講ずる。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

県及び長野労働局と連携し、必要に応じ相談窓口を設置し、ハローワーク等の紹介を行う。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

上田保健福祉事務所長は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

町は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害者見舞金の支給を行う。

イ 災害見舞金の支給

町は要綱に基づき、一定の災害により人身、建物災害を受けた住民に災害見舞金の支給を行う。

ウ 災害援護資金の貸付

町は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

7 租税の徴収猶予及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

地方税法又は町税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

8 医療費の一部負担金、保険税の減免

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険税の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

町は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険税の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険税の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

9 罹災証明書の発行

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、早期に罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

10 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

11 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア 町長は必要に応じ、町が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

イ 相談業務の実施に当たり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。

また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。

ウ 住民に対し、掲示板、防災行政無線（同報系）、CATV、音声告知端末、広報紙等を活用し広報を行う。

エ 報道機関に対し、発表を行う。

12 長和町災害支援制度

町は、前述の各種支援対策も含め、災害時における長和町の災害支援制度を定めている。

(資料9-1参照)

町は、支援制度の周知を図る。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

1 被災農林事業者に対する支援

(1) 基本方針

農林漁業関係施設などの早期復旧により、被害農林漁業者等の経営安定を図るため、次により支援する。

(2) 実施計画

町は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

【県】

ア 次に掲げる制度資金の需要等の把握など効率的な運用を行う。

- (ア) 天災資金
- (イ) 日本政策金融公庫資金
- (ウ) 農業災害資金

イ 町、日本政策金融公庫等を通じ、上記アに掲げる資金も含め利活用できる資金について被害農業者へ周知徹底を図る。

ウ 「農業保険法」に基づき、農業共済組合が行う農業保険事業を円滑に実施し、災害その他の不慮の事故によって農業者が受ける損失を補填する共済の事業並びに農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業により、農業経営の安定が図られるよう、農業保険業務の迅速適正化について指導を行う。

2 被災中小企業者に対する支援

(1) 基本方針

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置を講ずる。

また、あらかじめ商工会議所、長和町商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

(2) 実施計画

町は、事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する相談窓口を開設し、県が実施する対策に協力する。

【県】

ア 次の制度金融の効果的な運用を図る。

中小企業融資制度資金（融資）

イ 町、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

ウ 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

エ 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

オ 商工会議所、長和町商工会及び町と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、町、県、国、関係機関等は連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、町、県、国、関係機関等は連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

1 被災した観光地に対する支援

町は、県、国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。また、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

【観光事業者】

観光事業者は、町、県、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していくものとする。

第 3 編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強いまちの構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

長和町は、地質的にみると良い地盤又は基盤そのものに近い岩盤が町域の大部分を占めている。しかし、急峻な地形が多く、一部にはもろい地質の地域もあるため、地震による大きな被害が懸念される。そのため、地震災害に強い安全な町土づくりに取り組む必要がある。

(2) 実施計画

- ア 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設の耐震設計やネットワークの充実などにより、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- ウ 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの町土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- エ 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1編第5節「地震被害想定」を参考に減災目標及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった効果的・効率的な地震対策を推進する。
- オ 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持

管理に努める。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強いまちの構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要になっている。

(2) 実施計画

ア 地震に強いまちの構造の形成

- (ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- (イ) 幹線道路、公園、河川など骨格的なまちの基盤整備及び建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強いまちの構造の形成を図る。
- (ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

イ 建築物等の安全化

- (ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び行政関連施設等の応急対策上重要な建築物、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。
- (イ) 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
- (ウ) 建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。
- (エ) 建築物における天井材等の非構造部材の落下防止対策、ブロック塀及び家具の転倒対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の安全化等を図る。
- (オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。
- (カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供

給設備を設置するよう努める。

- (イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。
- (ウ) コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、事業所等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

エ 地質、地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- (ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策への備え

- (ア) 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- (ウ) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。
- (エ) 県、他市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

- (オ) 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。
- (カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。
- (キ) 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする
- (ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。
- (ケ) 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく町、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに、震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。町は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県や防災関係機関との連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

- ア 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- イ 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- ウ 公共施設（役場庁舎及び支所、情報館、老人福祉センター、学校、町民センター、コミュニティセンター、基幹集落センター、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備について研究する。
- エ 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- オ 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するように努め

る。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難、又は不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア 整備されている防災行政無線（同報系及び移動系）について、有効な情報通信手段として活用できる運用体制を整備し、老朽化した設備については更新を図る。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置する。

ウ 災害時にアマチュア無線局の協力も得られるよう体制の整備を図る。

エ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

カ 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第4節「活動体制計画」に準ずるものとする。

第4節 広域相互応援計画

第1 基本方針

地震発生時において、その規模及び被害の状況から、町単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 主な取組み

- 1 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。
- 2 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。
- 3 県と県内全市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 4 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」に準ずるものとする。

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材・医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署等の耐震化を図る。

また、上小地域では、地域災害医療センター（災害拠点病院）として独立行政法人国立病院機構信州上田医療センターが指定されており、災害時に町の医療活動の拠点となる国保依田窪病院・国保依田窪病院附属和田診療所を含めた災害医療体制の整備を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」に準ずるものとする。ただし、「消防及び医療機関の耐震化」については以下によるものとする。

1 医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努める。

(2) 実施計画

医療機関に対し耐震化に関する指導を行う。

第6節 消防・水防活動計画

第1 基本方針

大規模地震災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、決壊等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」に準ずるものとする。

なお、耐震性貯水槽の整備を行うとともに、住民に対して、「地震発生時には、まず自分の身の安全を確保し、揺れが収まるのを待ってから消火活動を行うこと」といった地震特有の防災知識についても啓発を行う。

第7節 要配慮者支援計画

第1 基本方針

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、町、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等のより一層の充実、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育、防災訓練の充実強化を図る。
- 4 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。
- 5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所及び浸水想定区域内等の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第8節「要配慮者支援計画」に準ずるものとする。
なお、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備には特に配慮する。

第8節 緊急輸送計画

第1 基本方針

大規模な地震が発生したときには、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両等の事前確認を行い、発災時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」に準ずるものとする。

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震発生直後の道路は、法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、沿線樹木・電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は、平常時から不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これらの施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講ずる。
- 2 応急対策に必要な専門技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物等の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送路として確保すべき基幹農道について、障害物等除去体制の整備を図る。

2 実施計画

- (1) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。
- (2) 緊急輸送路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を図る。

【住民】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所へ避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者等に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 町及び県は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難の受入活動計画」に準ずるものとする。なお、指定避難所等の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備には特に配慮する。

第11節 孤立防止対策

第1 基本方針

長和町は、三方を山で囲まれ、狭隘で急峻な地形であり、千曲川水系の依田川源流部を抱え、急流河川の沢筋に集落や農地が拓かれた山間地域である。

また、町内には学者村や姫木平、美ヶ原高原郷等複数の別荘地が開発されており、ペンション経営者の家族や定年後の終の棲家を長和町に定めた高齢者等が多数居住している。

こうした地勢及び居住形態の状況は、地震が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくされることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 地震発生時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を進める。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」に準ずるものとする。

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

第1 基本方針

大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、食料の備蓄を実施する。

第2 主な取組み

- 1 住民が地震直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。
- 4 平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- 5 自治会長会、区長会、日赤奉仕団役員等を通じて普段から大規模災害時における食料の調達及び調理供給体制についての体制づくりを進める。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」に準ずるものとする。

第13節 給水計画

第1 基本計画

飲料水の備蓄は、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、止水弁の閉鎖により確保された配水池の貯留水及びボトルウォーターとし、調達体制は町内各所に湧出する地下水の内から、定期的に行っている水質検査の結果から飲用に適しているとされている湧水をもって充てる。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、町は、被災を最小限に食い止めるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、事前に施設の災害に対する耐震性の確保を進めるとともに、給水車、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及び湧水周辺の環境整備、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」に準ずるものとする。

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

第1 基本方針

地震災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

(災害時の主な生活必需品)

- 寝具（タオルケット・毛布等）
- 衣類（下着・靴下・作業着等）
- 炊事道具（なべ・包丁・卓上コンロ等）
- 身の回り品（タオル・生理用品・紙オムツ等）
- 食器類（はし・茶碗・ほ乳瓶等）
- 日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）
- 光熱材料（マッチ・ガスボンベ・ストーブ・灯油等）

(必要量)

人口の5%程度が、生活必需品について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第2 主な取組み

町は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、地震災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」に準ずるものとする。

第15節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」に準ずるものとする。なお、危険物施設の耐震化については特に配慮する。

第16節 ライフライン施設災害予防計画

第1 基本方針

上下水道及び電気等のライフライン施設は、生活の根幹をなすものであり、これらが地震により被害を受け、機能まひに陥ることによる影響は極めて大きい。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、電力事業者との連携を図る。

第2 主な取組み

- 1 通常のメンテナンス体制の充実、老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の耐震性の確保を図る。
- 2 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 5 下水道施設台帳の整備、拡充を図る。
- 6 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 現状及び課題

施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

(2) 実施計画

- ア 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により施設整備の推進を図る。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- ウ 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- エ 復旧資材の備蓄を行う。
- オ 水道管路図等の整備を行う。

2 緊急連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

地震発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制について、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、民間の業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

長和町の下水道処理場は河川に隣接しており、その地盤は決して良好とは言えない。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

ア 重要な下水道管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

イ 新たに建設する下水道管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

4 緊急用、復旧用資機材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

地震発生時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務づけられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当

該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

下水道施設台帳等の適切な調製・保管に努める。また台帳のデータベース化が図られているため、被災時には、確実かつ迅速にデータの調査、検索ができる体制を整備する。

6 下水道管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災を受けた場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

7 電力事業者等との連携

(1) 現状及び課題

地震災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくものとする。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、平常時より電力会社と連携を図り、災害時における復旧体制の整備を図る。

イ 町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、関係機関相互の連携の拡大に努める。

第17節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

地震発生時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するため、電気通信事業者及び放送機関等は予防対策を講じているが、町においても、防災行政無線、CATV、音声告知端末等、通信・放送手段の防災対策を講ずる必要がある。

第2 主な取組み

- 1 町は、緊急時における通信・放送手段の確保、整備を図る。
- 2 町は、通信・放送施設の地震対策、地震に強い通信・放送手段の整備を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第18節「通信・放送施設災害予防計画」に準ずるものとする。

なお、従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

第18節 災害広報計画

第1 基本方針

地震発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報の提供体制の整備等を行っておく必要がある。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第19節「災害広報計画」に準ずるものとする。

第19節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本町は、その地形から土砂災害が発生する危険がある場所を抱えており、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点から法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者関連施設が所在する土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 県が行う土砂災害警戒区域等の指定について協力し、警戒避難体制を整備する。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第20節「土砂災害等の災害予防計画」に準ずるものとする。

第20節 防災都市計画

第1 基本方針

集落ごとの住宅の集中化等により、住宅地における災害の危険性は増大しており、地震発生時における住民の生命及び財産の保護を図るため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき住宅地の防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住めるまちづくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 住宅地における火災を予防するため、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、避難施設の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 各種整備事業等を積極的に推進することにより、健全な住宅地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第21節「防災都市計画」に準ずるものとする。
なお、住宅地や防災空間の整備及び耐震化の促進については特に配慮する。

第21節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点となる建物も多く、また要配慮者が利用する建物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。

また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア 町有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

役場庁舎、社会福祉施設、公民館、公営住宅等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行う。

イ 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

ウ 緊急地震速報の活用

町が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 耐震診断、耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行う。

イ かけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

ウ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町はそれらの制度の普及促進に努める。

【建築物の所有者等】

ア 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

イ 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

ウ 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

【住民】

ア 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

イ 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講ずる。

4 文化財の地震災害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法及び文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代へ継承していくことが必要である。

本町における国・県・町指定文化財のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

町教委は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- イ 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- ウ 区域内の文化財の所在の把握に努める。

【所有者】

- ア 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- イ 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第22節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確立の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な障害が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関との相互応援体制の強化を図る。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整える。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の耐震性の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

町は、施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、町は建設振興協議会等関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア 町は、関係機関との協力体制を整備し、連携の強化に努める。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第23節 河川施設災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図るとともに、震災に強い町土づくりを目指し、河川の改修整備が必要である。

(2) 実施計画

施設整備計画により、河川管理施設の耐震性を向上させる。

第24節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第25節「ため池災害予防計画」に準ずるものとする。

第25節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、キノコ栽培施設、畜舎、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の倒壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜、水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置に当たっては、地形などに留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・設備の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、上田農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び町森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針等を策定し、上田農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

上田農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

【関係機関】

ア 町と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

ウ 新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

【住民】

ア 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

イ 新たな施設の設置に当たっては、地形等に留意するとともに、被害を最小限にするた

めの安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件等に留意するとともに、機械・施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 長和町森林整備計画に基づき、健全な森林の整備を図る。

イ 県と連携をとって林産物の生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

【関係機関】

ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)

イ 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。

ウ 関係業界は、町、県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

【住民】

ア 町が計画的に行う森林整備に協力するものとする。

イ 施設の補強対策の実施に努めるものとする。

第26節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、町及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 6 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 7 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所及び避難路の確保等を図る。
- 8 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 9 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、県が策定する「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」をもとに、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、県、町、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア 町は、除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図る。

イ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかける。

【住民】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪・圧雪対策を整備する。

4 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

町内の雪崩危険箇所の住民への周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図る。

5 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築物の所有者に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 住宅マスタープランに基づき、雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

【建築物の所有者等】

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

6 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

- ア 雪に強い消防資機材の整備拡充を図る。
- イ 防火水槽及び自然水利の取付箇所付近の除雪を励行する。
- ウ 防火水槽の積雪型への切り替えを推進する。
- エ 多雪式消火栓の整備を図る。

7 避難施設及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても、住民が円滑に避難することができるよう避難施設及び避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずる。

- ア 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定する。
- イ 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置する。

8 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間の停電やライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難所において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

- ア 町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努める。
- イ 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。
- ウ 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

9 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

また、スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。

(2) 実施計画

スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について定めるよう努める。

【スキー場事業者】

スキー場事業者は、スキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるよう努めるものとする。

第27節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後引き続いて発生する地震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の受入体制を整備するとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講ずる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講ずる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構築物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の引き続いて発生する地震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の受入体制を整備する必要がある。

イ 道路橋梁関係

地震発生後に引き続いて発生する地震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

被災時に応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。

イ 道路橋梁関係

町は、基本計画等に定めるところにより整備を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

イ 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置を行えるよう、消費者に対する啓発も必要である。

ウ 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材の整備についての指導
- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱所との協定の締結の促進等の指導

イ その他

液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防対策については、上田地域広域連合消防本部と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、引き続いて発生する地震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 河川管理施設の耐震性の向上を図る。
- イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくよう努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 情報収集体制の整備
- イ 警戒避難体制の整備

第28節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自分の命は自分で守る」が防災の基本であり、町による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、地震発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び地区防災会議、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に地震災害が発生する頻度はそれほど高くないため、地震発生時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、町は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対して実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町関係職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 地区防災会議、自主防災組織の育成を図る。
- 6 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

地震発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要かなど、地震発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた地震に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめる上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや広報活動がなされているが、今後は、防災ハザードマップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。

また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、町ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

(ア) 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画

の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

- (ウ) 警報等や、避難指示等の意味や内容
 - (エ) 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動
 - (オ) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (カ) 地震発生時の地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
 - (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - (ク) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - (ケ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - (コ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - (カ) 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
 - (シ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
 - (ス) 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運行の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
 - (セ) 正確な情報入手の方法
 - (ソ) 要配慮者に対する配慮
 - (タ) 男女のニーズの違いに対する配慮
 - (チ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - (ツ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (テ) 平常時から住民が実施しうる最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - (ト) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - (ナ) 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
 - (ニ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
 - (ヌ) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩落危険箇所等に関する知識
 - (ネ) 各地域における緊急避難場所、避難所及び避難路に関する知識
 - (ノ) 避難生活に関する知識
 - (ハ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- イ 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設ける。

- ウ 防災ハザードマップ、地区防災カルテ、地震発生時の行動マニュアル等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- エ 地区防災会議、自主防災組織等における、防災ハザードマップ、地区防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- オ 上記の防災ハザードマップ、地区防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- カ 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- キ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- ク 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- ケ 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

【地区防災会議、自主防災組織等】

地区防災カルテ等は、地区防災会議、自主防災組織等が作成に参加することが、きめ細かな防災情報を掲載する上からも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な対応といった点からも望ましく、地区防災会議、自主防災組織等においても、地区防災カルテの作成に参画するものとする。

【住民等】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下のような活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持ち出し袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止策
- (キ) 地域の防災ハザードマップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

【企業等】

企業等においても、地震発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、地震発生時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等要配慮者利用施設、旅館・ペンション・ホテル等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 町が管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

【防災上重要な施設の管理者等】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動がとれるよう各種防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校等における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

学校等において児童生徒等が正しい防災知識を身につけることは、将来の地震災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行った上で、学校等における防災訓練をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校等においては、大規模地震にも対処できるように、町及び防災機関等と連携した、より実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そ

ここで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

町は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災の知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

【住民】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第29節 防災訓練計画

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限にとどめるためには、地震発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、震災時における適切な行動を経験から学ぶことは困難である。

そこで、地震発生時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

町及び防災関係機関は、地震発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として防災訓練を実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするために訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第29節「防災訓練計画」に準ずるものとする。

第30節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。

また、地震発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うため、平常時から復興時の参考になるデータを保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第30節「災害復旧・復興への備え」に準ずるものとする。

第31節 地区防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画

第1 基本方針

地震発生時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における地区防災会議、自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における成果が期待される。

また、地区防災会議、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、その組織体制は、今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。

今後、より積極的に地区防災会議、自主防災組織の充実強化を図っていくものとする。

第2 主な取組み

- 1 平常時、発災時の地区防災会議、自主防災組織の活動体制を整備する。
- 2 自主防災組織の組織化を促進する。
- 3 地区防災会議、自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等、組織を活性化するための対策を講ずる。
- 5 防災組織相互の応援体制確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第31節「地区防災会議、自主防災組織の充実強化に関する計画」に準ずるものとする。

第32節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

地震災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など多岐にわたる役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

（1）現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るためには、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民とともに積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

（2）実施計画

ア 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

イ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

ウ 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第3編 震災対策編 第1章 災害予防計画

エ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

【企業】

ア 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。

イ 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、町との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

ウ 組織力を生かした地域活動への参加、地区防災会議、自主防災組織等との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。

エ 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。

オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第33節 ボランティア活動の環境整備

第1 基本方針

大規模な地震が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア関係団体の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動が行えるよう、町は環境整備を図っていく必要がある。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、町社会福祉協議会等において実施する。
- 2 平常時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 3 国内の主要なボランティア関係団体、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「中間支援組織」という。）との連携体制の構築に努める。
- 4 ボランティア関係団体、中間支援組織との連携を図るため、ボランティア連絡協議会の設置を図る。
- 5 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第33節「ボランティア活動の環境整備」に準ずるものとする。

第34節 災害対策基金等積立て及び運用計画

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第34節「災害対策基金等積立て及び運用計画」に準ずるものとする。

第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

このことから町は、国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力するとともに、町内のデータの累積に努める。

第2 主な取組み

町・県・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

町は、国及び県と協力して以下のことを行う。

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- (2) 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

第36節 観光地の災害予防計画

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による地区防災会議、自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 町は、県、関係機関、観光施設の管理者と連携し、相互の連携により、地震災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、緊急避難場所、避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など地震発生時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第36節「観光地の災害予防計画」に準ずるものとする。

第37節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

第1 基本方針

地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を本計画に定めるものとする。

第2 主な取組み

住民等の提案により本計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第3 計画の内容

具体的な計画については、第2編第1章第37節「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」に準ずるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した町、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次による。

第2 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」に準ずるものとする。ただし、気象庁及び長野地方気象台が発表・伝達する地震に関する情報については、次のとおりである。

1 地震情報

(1) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線（同報系）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

イ 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(2) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(3) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(4) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(5) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(6) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(7) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(8) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

第2節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、町の地域に地震が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

地震が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置を行う。

第3 活動の内容

1 責務

町は、町の地域に地震が発生した場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を發揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて以下の活動体制をとる。
(活動開始基準の◎は指示によらない参集の基準)

| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 警戒一次体制 | ○総務課職員により情報収集・伝達を行う（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○総務課長が必要と認めた場合、課内職員により増員を行う | 右の基準に該当したときから、総務課長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで | ◎町域で震度3の地震が発生した場合 ○災害が発生するおそれのあるときで総務課長が必要と認めたとき |
| 警戒二次体制 | ○総務課職員は各部局連絡網の確認、情報収集等を行う ○各課長は情報収集活動が円滑に行いうる体制とする | 右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで | ◎町域で震度4の地震が発生した場合 ○その他町長が必要と認めたとき |

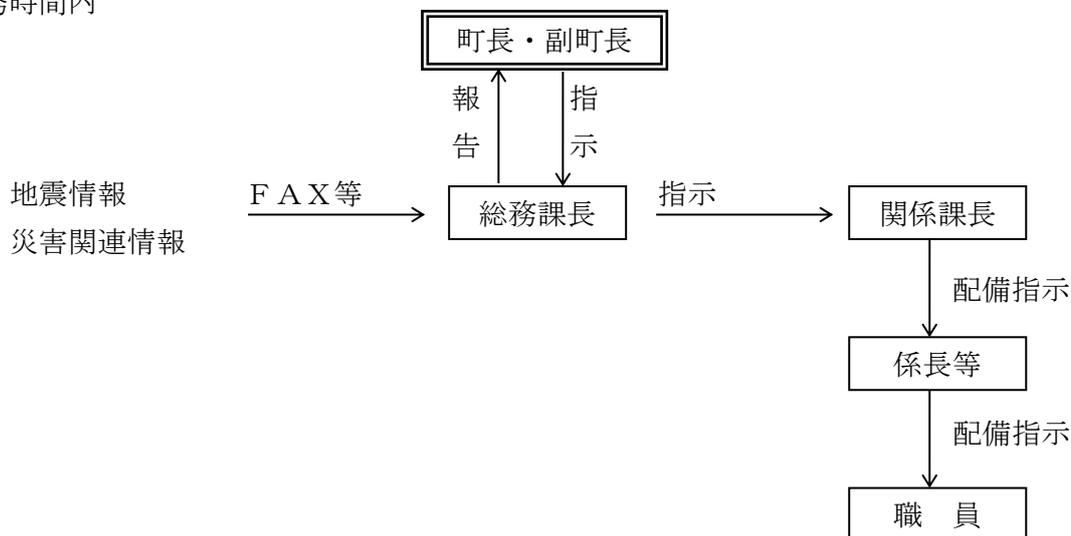
| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------|
| 非常体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○各課長は警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いうる体制とする | 右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで | ◎町域で震度5弱又は5強の地震が発生した場合 |
| 全体体制 | <ul style="list-style-type: none"> ○町の組織及び機能の全てを挙げて広域的又は大規模災害に対処する体制とし、災害対策本部は町の所要人員は各所属職員全員とする ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する | 右の基準に該当したときから、町長が配備の必要がないと認めたとき又は他の体制に移行したときまで | ◎町域で6弱以上の地震が発生した場合 |

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

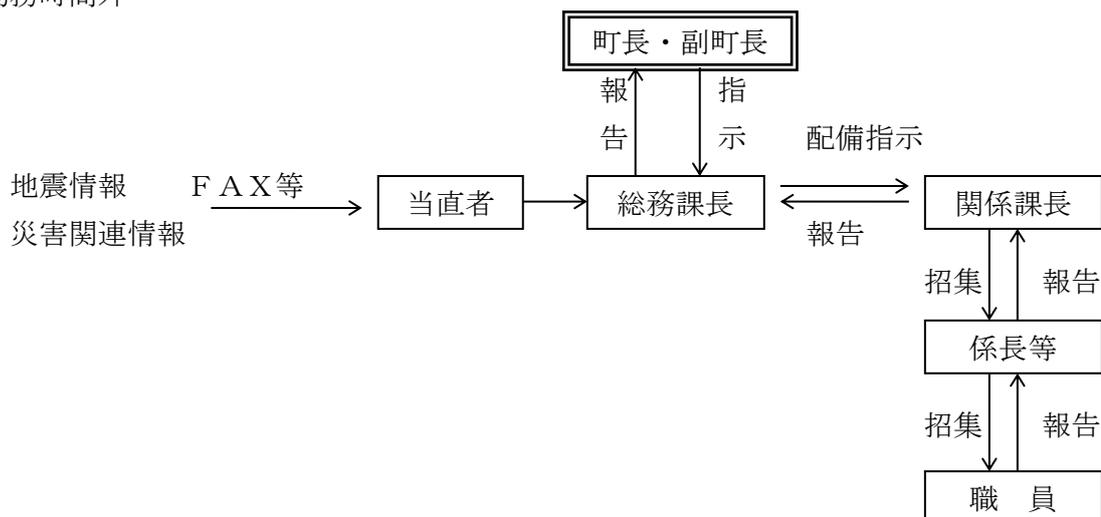
(1) 伝達系統

配備指令及び配備担当者の招集の伝達は、次の方法で行う。

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外



(2) 伝達方法

配備決定に基づく総務課長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

(ア) 本庁舎：庁内電話等により速やかに伝達する。

(イ) 和田支所及び出先：本庁舎関係課から電話、携帯電話等により速やかに行う。

イ 勤務時間外

防災行政無線（同報系）、音声告知端末による町内一斉放送、電話等のうち、最も速やかに行える方法により行う。

(3) 配備担当者の決定

関係課長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておくものとする。

(4) 自主参集

ア 職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビやラジオによる情報や周囲の状況から被害甚大と判断される場合、速やかに登庁するものとする。

道路の寸断等により、登庁ができない場合は、その旨を連絡した上で指示を受けるものとする。

イ 町内に震度3以上の地震があった場合は、自動的に警戒一次体制～全体体制のいずれかの体制をとるため、動員配備指令によらずとも該当職員は庁舎に自主参集する。特に、震度5強以上の地震が発生した場合は、自動的に災害対策本部を設置することになるため、全ての職員が自主参集する。

4 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、上記2「活動体制」における非常体制及び全体体制をとるべき状況のときが必要であると認めるとき並びに町に震度5強以上の地震が発生したときは、災害対策基本法第23条及び長和町災害対策本部条例に基づき町災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(2) 体制の種別

町長は、対策本部を設置したときは、上記2「活動体制」における非常体制又は全体体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

対策本部の組織等は、長和町災害対策本部条例に定めるところによる。

「長和町災害対策本部組織編成図」「長和町災害対策本部組織及び事務分掌」については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照のこと。

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

地震発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では、十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、町は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、大規模地震災害時において、町が被災を免れ又は軽微な被災であった場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

職員を派遣する際は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合</p> <p>②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合</p> <p>③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正） ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正） |
| <p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</p> <p>②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定） ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定） |

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、長和町受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請時の円滑な受入体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に準ずるものとする。

第4節 ヘリコプターの運用計画

第1 基本方針

地震発生時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第2 主な活動

町長は、地震が発生し、応急対策等を行うため、ヘリコプターによる対応が必要と認められる場合は、知事に対し迅速に要請手続きを行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」に準ずるものとする。

第5節 自衛隊の災害派遣

第1 基本方針

大規模な地震が発生したときには、町及び県だけの力では、救助に必要な人員、設備等を確保することが困難な場合が予想される。

このような場合には、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を行い、適切な救助活動を行う。

地震災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、災害対策法第68条の2に基づき、町長は知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、町は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊へ要請する救援活動及び要請手続きについて定める。
- 2 町、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第6節「自衛隊の災害派遣」に準ずるものとする。

第6節 救助・救急・医療活動

第1 基本方針

大規模地震発生時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品、医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について、関係機関と連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 町、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品、医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 関係機関により編成された救護班、派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）により初期救護医療を行うとともに、速やかに傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に準ずるものとする。

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び地区防災会議、自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するための、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、地区防災会議、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

さらに大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防ぎよし、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断の下に、円滑な水防活動を実施する。

具体的な活動については、第2編第2章第8節「消防・水防活動」に準ずるものとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動

第1 基本方針

地震災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、町、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、地区防災会議、自主防災組織等の協力の下、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難施設での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 地震発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第9節「要配慮者に対する応急活動」に準ずるものとする。

第9節 緊急輸送活動

第1 基本方針

大規模地震発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

| 第1段階の活動 | 第2段階の活動 | 第3段階の活動 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制 | <ul style="list-style-type: none"> ・(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧 | <ul style="list-style-type: none"> ・(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送 |

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により町災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 主要道路を優先とした応急復旧活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第10節「緊急輸送活動」に準ずるものとする。

第10節 障害物の処理活動

第1 基本計画

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の収集、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 災害時に発生する障害物等については、長和町災害廃棄物処理計画に基づき、円滑に処理活動を行う。
- 2 障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 3 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第11節「障害物の処理活動」に準ずるものとする。

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である町長が中心に計画作成をする。

その際、要配慮者についても十分に考慮する。

特に、浸水想定区域、土砂災害危険箇所内に所在している要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 地震情報の提供、避難指示等の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 町は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び町は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び町は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、町及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に準ずるものとする。

第12節 孤立地域対策活動

第1 基本方針

地震災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、消防署における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当町の災害応急対策は、常にこのことを念頭におき、

- 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保
の優先順位をもって当たるものとする。

第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対して町から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、県にヘリコプターの派遣を要請し、迅速な救急救助活動を行うとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターの派遣を県に要請する。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送等のための最低限の交通を早期に確保する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第13節「孤立地域対策活動」に準ずるものとする。

第13節 食料品等の調達供給活動

第1 基本方針

地震発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、町や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、市町村間の応援協定、関係業界団体等への緊急要請による食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第2 主な活動

- 1 町の備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 町の備蓄食料及び要請等によって調達した食料を速やかに供給する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第14節「食料品等の調達供給活動」に準ずるものとする。

第14節 飲料水の調達供給活動

第1 基本方針

飲料水の調達は、止水弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水、ボトルウォーターにより行うこととし、水の確保が困難となった場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、町が給水タンク等により行い、被災の規模により町が行う給水活動が困難となる場合は、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村等から応援給水を受ける。

第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第15節「飲料水の調達供給活動」に準ずるものとする。

第15節 生活必需品の調達供給活動

第1 基本方針

地震発生後、住民の避難所での生活必需品については、町が調達し供給する。

町では調達できない物又は不足が生じた場合には、県に協力を要請する。

このため、要請された生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第2 主な活動

町は、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、町では調達できないものについて、県への協力を要請する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第16節「生活必需品の調達供給活動」に準ずるものとする。

第16節 保健衛生・感染症予防活動

第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置、まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。

さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。

- 2 平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時には、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第17節「保健衛生・感染症予防活動」に準ずるものとする。

第17節 遺体の捜索及び処置等の活動

第1 基本方針

地震災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、町が、県警察本部、消防機関等の協力の下に実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第18節「遺体の捜索及び処置等の活動」に準ずるものとする。

第18節 廃棄物の処理活動

第1 基本方針

地震発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

町によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第2 主な活動

- 1 長和町災害廃棄物処理計画に基づき、ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第19節「廃棄物の処理活動」に準ずるものとする。

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

第1 基本方針

地震発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第2 主な活動

- 1 震災後の社会秩序を維持するための活動を実施する。
- 2 震災後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」に準ずるものとする。

第20節 危険物施設等応急活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時において、危険物、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、町は関係機関と相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施
- 5 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第21節「危険物施設等応急活動」に準ずるものとする。

第21節 ライフライン施設応急活動

第1 基本方針

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、町は、地震発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

第2 主な活動

- 1 応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を図る。
- 2 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 3 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 4 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。
- 5 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努める。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第22節「ライフライン施設応急活動」に準ずるものとする。

第22節 通信・放送施設応急活動

第1 基本方針

地震発生時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。これらの確保を図るため必要な対策計画を定める。

第2 主な活動

- 1 町は、防災行政無線通信施設及びCATV・音声告知端末施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所の通信確保を行う。
- 3 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

第3 計画の内容

具体的な活動については、第2編第2章第23節「通信・放送施設応急活動」に準ずるものとする。

第23節 災害広報活動

第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安を解消するとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速に対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、町長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第24節「災害広報活動」に準ずるものとする。

第24節 土砂災害等応急対策

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し、応急工事を実施する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第25節「土砂災害等応急対策」に準ずるものとする。

第25節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

- 1 地震発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講ずる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

地震発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

イ 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。

ウ 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

【関係機関】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

地震発生後、建築物の所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずるものとする。

(2) 実施計画

ア 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置を講ずる。

イ 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県もしくは近隣市町村に対して支援を求める。

ウ 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅の応急修繕を推進する。

【建築物の所有者等】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

(2) 実施計画

ア 町教委は、地震が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。

イ 国・県指定文化財に被害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告する。

ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置を講ずる。

【所有者又は管理者】

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。

ウ 被害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、町教委へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を町教委、県教育委員会、文化庁の指導を受けて実施するものとする。

エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や町教委等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第26節 道路及び橋梁応急活動

第1 基本方針

地震により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

また、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第27節「道路及び橋梁応急活動」に準ずるものとする。

第27節 河川施設等応急活動

第1 基本方針

地震による被害を軽減するため、町の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資器材の調達体制
- 3 水門もしくは、閘門の適切な操作
- 4 市町村間における相互の協力及び応援体制

第2 主な活動

- 1 水防上必要な資器材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定を行う。
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第3 計画の内容

具体的な活動については、第2編第2章第28節「河川施設等応急活動」に準ずるものとする。

第28節 二次災害防止活動

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後引き続いて発生する地震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物関係

被災した建築物や敷地について引き続き発生する地震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

イ 道路橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても、引き続き発生する地震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。

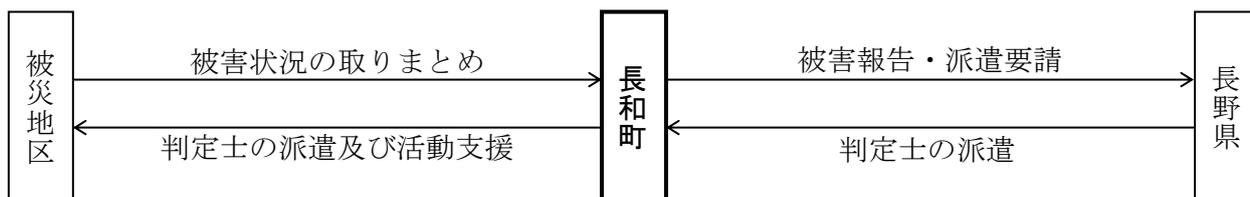
(2) 実施計画

ア 建築物関係

(ア) 被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう、次の事項を整備する。

- a 危険度判定士の派遣要請
- b 危険度判定を要する建築物又は地区の選定
- c 町内の被災地域への派遣手段の確保
- d 危険度判定士との連絡手段の確保

(イ) 町長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物について立入禁止等の措置をとる。



(ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

【建築物や敷地の所有者等】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

イ 道路及び橋梁関係

町内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災等による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

ウ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに上田保健福祉事務所、上田警察署、上田地域広域連合消防本部等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急に必要なあると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 地震発生時等における連絡

危険物施設等において地震が発生し又は発生するおそれのある場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次項に掲げる項目について指導する。

【危険物施設の管理者】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併わせて講ずるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺住民に対する措置

上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

イ 液化石油ガス

液化石油ガスの二次災害の防止活動については、上田地域広域連合消防本部と協力して、関係機関等に対して指導徹底する。

ウ 毒劇物関係

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道利用者井戸水利用者に対する通報を行う。

【関係機関】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに上田保健福祉事務所、上田警察署又は上田地域広

域連合消防本部へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

上田保健福祉事務所、上田警察署、上田地域広域連合消防本部及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、引き続いて発生する地震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

イ 巡視の結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

ウ 災害防止のための応急工事を実施する。

エ 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

オ 必要に応じて水防活動を実施する。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後引き続いて発生する地震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

(2) 実施計画

ア 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

イ 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

第29節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震発生に伴うため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第30節「ため池災害応急活動」に準ずるものとする。なお、関係機関が実施する対策については、以下によるものとする。

【関係機関】

- ア 管理団体において、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町へ報告するものとする。
- イ 管理団体は、地震により堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- ウ 管理団体は、町が実施する応急対策について協力するものとする。

第30節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、町、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧に努める。

(2) 実施計画

ア 上田農業農村支援センター、農協等関係機関と連携をとり、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上田農業農村支援センターに報告する。

イ 農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携をとり、速やかに農業者に周知徹底する。

【関係機関】

ア 町と連携をとり、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努めるものとする。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

【住民】

ア 町等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するものとする。

イ 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

第3編 震災対策編 第2章 災害応急対策計画

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

【関係機関】

ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれのある場合には、下流地域の市町村と連携を図りその防止に努めるものとする。(東信森林管理署大門森林事務所)

イ 町と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

【住民】

町等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第31節 文教活動

第1 基本方針

学校等は多くの児童生徒等を収容する施設であり、地震発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため町は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助、保育料の減免

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長等は、地震発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

学校長等は、地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、町長の指定する避難場所・施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校等に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を町教委に報告するとともに保護者、町及び関係機関に連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、退園及び下校の方法を決

定する。

- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団退園及び下校をするか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校等又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、震災時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 町教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、地震発生時の対応、応急教育に関する対策について学校を指導及び支援する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備に係る被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近隣の県立・市町村立の学校施設、その他公共施設の利用を図るなどの調整を行う。

(イ) 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校等がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ 学校長等は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教委、町及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常時の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、町教委と連絡をとり、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、町教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。
- b 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育

を行う。

c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d 授業の再開時には、町及びその他関係者と緊密な連絡の下に登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(イ) 児童生徒等の健康管理

a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

(ロ) 教育施設・設備の確保

a 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入禁止等の措置を行う。

b 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c 残存施設・設備のみでは授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立の学校施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

(ハ) 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、町教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

3 教科書の供給及び就学援助等

(1) 基本方針

町は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、就学援助等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

町は、学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

町における調達が困難なときは、東信教育事務所を經由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

イ 就学援助

町教委は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めてその実施に努める。

ウ 保育料の減免

町長は、被災した児童生徒等のうち、保育料を納付することが困難な者に対しては減免の措置をとる。

第32節 飼養動物の保護対策

第1 基本方針

地震発生時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。

第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所における家庭動物の適正な飼育を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第33節「飼養動物の保護対策」に準ずるものとする。

第33節 ボランティアの受入体制

第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第34節「ボランティアの受入体制」に準ずるものとする。

第34節 義援物資及び義援金の受入体制

第1 基本方針

大規模な地震が発生した場合には、町は、県及び日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を、迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

第2 主な活動

1 義援物資

- (1) 義援物資の募集が必要と認められる地震が発生した場合、義援物資の受付窓口を設置し、義援物資の募集及び受付を実施する。
- (2) 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を受付けることは町の負担となることから「個人からの義援物資は受入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

- (3) 義援物資については、被災地の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

2 義援金

- (1) 義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。
- (2) 義援金の配分に当たっては、県及び関係機関等と協力して、「災害義援金配分委員会」（以下「委員会」という。）を組織し、迅速かつ公正に被災者に配分する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第35節「義援物資及び義援金の受入体制」に準ずるものとする。

第35節 災害救助法の適用

第1 基本方針

市町村単位の被害が一定の基準以上となり、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）、災害救助法が適用され、被災者の保護及び社会秩序の保全が図られる。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし町長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第2 主な活動

- 1 被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じて災害救助法を適用する。
- 2 町、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第36節「災害救助法の適用」に準ずるものとする。

第36節 観光地の災害応急対策

第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、地震により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、関係機関と連携し、対応していく。

第2 主な取組み

- 1 観光地で地震が発生した際には県、町、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第2章第37節「観光地の災害応急対策」に準ずるものとする。

第3章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」に準ずるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。
- 3 町のみでは人員の確保が困難な場合、応援市町村や県へ職員の派遣要請を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第2節「迅速な原状復旧の進め方」に準ずるものとする。

第3節 計画的な復興

第1 基本方針

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決も図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適なまちの環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

第3 計画の内容

具体的な活動については、第2編第3章第3節「計画的な復興」に準ずるものとする。

なお、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、次の事項を目標とする。

- (1) 避難路、避難施設、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川等の整備
- (2) ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化
- (3) 建築物及び公共施設の耐震化、不燃化
- (4) 耐震性貯水槽の設置等

第4節 資金計画

第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の調達を行うための必要な措置を講ずる。

第2 主な活動

町は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第4節「資金計画」に準ずるものとする。

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。
- 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険税の減免等の措置を行う。
- 10 被災者に対する罹災証明書の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第5節「被災者等の生活再建等の支援」に準ずるものとする。

第6節 被災中小企業等の復興

第1 基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第6節「被災中小企業等の復興」に準ずるものとする。

第7節 被災した観光地の復興

第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、町、県、国、関係機関等は連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、町、県、国、関係機関等は連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第3 活動の内容

具体的な活動については、第2編第3章第7節「被災した観光地の復興」に準ずるものとする。

第4編 原子力災害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、町、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民と相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2)「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3)「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4)「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5)「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6)「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7)「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

3 計画の性格及び修正

この計画は、原子力災害に対処すべき基本的事項を定めるものである。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね30km圏内）」にも県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質もしくは放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避もしくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

県からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講ずる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長和町

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------|
| 長和町 | 〔総務課〕 (1) 災害対策本部の設置に関すること (2) 情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること (3) 相談窓口設置に関すること |

第4編 原子力災害対策編 第1章 総則

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>(4) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限の措置に関すること</p> <p>(5) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること</p> <p>(6) 測定器等の管理に関すること</p> <p>(7) 関係市町村との連携に関すること</p> <p>〔企画財政課〕</p> <p>(1) 各所におけるモニタリングに関すること</p> <p>(2) 災害経費の予算・支出に関すること</p> <p>〔町民福祉課〕</p> <p>(1) 健康被害における対策に関すること</p> <p>(2) 国保依田窪病院と連携し、救護所の設置及び医療体制の確保に関すること</p> <p>〔産業振興課〕</p> <p>(1) 農林畜産物における安全措置に関すること</p> <p>〔建設水道課〕</p> <p>(1) 上下水道施設におけるモニタリングに関すること</p> <p>(2) 飲料水における安全措置に関すること</p> <p>(3) 汚泥の処理に関すること</p> <p>(4) 公園等におけるモニタリングに関すること</p> <p>(5) 公園等の表土及び施設の除染に関すること</p> <p>〔会計課〕</p> <p>(1) 本部の応急対策に係る物品の購入に関すること</p> <p>〔教育課、こども・健康推進課〕</p> <p>(1) 学校、保育園における放射線測定に関すること</p> <p>(2) 給食材料等の放射線測定に関すること</p> <p>(3) 園児、児童、生徒の安全措置に関すること</p> <p>(4) グラウンド等の表土の除染に関すること</p> <p>〔情報広報課〕</p> <p>(1) 災害情報の収集及び災害広報に関すること</p> <p>(2) 原子力防災の基礎知識等の住民への広報活動に関すること</p> |

2 県

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 長野県 | <p>(1) 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること</p> <p>(2) 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること</p> <p>(3) 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること</p> <p>(4) 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること</p> <p>(5) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること</p> <p>(6) モニタリング等に関すること</p> <p>(7) 健康被害の防止に関すること</p> <p>(8) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること</p> <p>(9) 農林畜産物の採取及び出荷制限に関すること</p> <p>(10) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること</p> <p>(11) 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること</p> <p>(12) 汚染物質の除去等に関すること</p> <p>(13) その他原子力防災に関すること</p> |

3 原子力事業者

| 機関名 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東京電力ホールディングス(株) 中部電力(株) 等 | (1) 原子力施設の防災管理に関すること (2) 従業員等に対する教育及び訓練に関すること (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること (8) 汚染物質の除去に関すること |

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務は、第1編第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準じるものとする。

■ 原発事故時の放射性物質拡散予測図（概ね30kmまでが緊急防護措置を準備する区域）



第2章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する本編第3章「災害応急対策」に掲げる災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、長野県原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」により、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

1 モニタリング等

町及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

町は、県と連携し、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

※ 原子力災害時に使用する「安定ヨウ素剤」の一般的知識については、資料 10-1 参照のこと。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発（資料 10-2 参照）

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及・啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること
- (3) 放射線防護に関すること
- (4) 県、町等が講ずる対策の内容に関すること
- (5) 屋内退避、避難に関すること
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

5 原子力防災に関する訓練の実施

町は、県と連携し、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、町、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、町が行う応急対策について協議する。

(2) 町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

2 通信手段の確保

町は、県と連携し、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

1 職員の参集

(1) 動員配備人員の一般的基準

動員・配備の基準については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

(2) 警戒体制

総務課長は、次に掲げるときは、担当職員に命じて、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき

イ その他町長が必要と認めたとき

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準及び設置場所

町長は、次に掲げる状況になった場合、長和町災害対策本部を町役場庁舎内に設置する。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき

イ その他町長が必要と認めたとき

(2) 組織及び所管事務

第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

(3) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 町内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき

イ 町長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき

第4節 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

1 災害時のモニタリング

町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。また、結果を町ホームページ等で公表する。

2 放射能濃度の測定

町は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。また、結果を町ホームページ等で公表する。

第5節 健康被害防止対策

町は、県及び国保依田窪病院等と連携し、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

1 住民等への情報伝達活動

(1) 町は、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

(2) 町長は、風評被害の未然防止など、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、上田地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 屋内退避及び避難誘導

(1) 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対して、次の方法等で情報を提供する。

- ア 防災行政無線、メール配信システム、ホームページ及び広報車等による広報活動
- イ 町教委等を通じた学校等への連絡
- ウ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- エ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- オ 消防署の広報車等による広報活動
- カ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- キ インターネット、町ホームページを活用した情報提供

(2) 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難施設を開設する。
- イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難施設の開設に当たっては、退避所又は避難施設ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は、次の表のとおりである。

| 基準の概要 | 初期設定値* ¹ | 防護措置の概要 |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準 | 500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率* ² ） | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む） |

| 基準の概要 | 初期設定値* ¹ | 防護措置の概要 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準 | 20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率) | 1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施 |

*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

*2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

2 広域避難活動

- (1) 町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに、県と連携し、避難先及び輸送ルート調整を行う。
- (2) 町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。
- (4) 町は、JRバス関東(株)等と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 町は、自衛隊と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 町は、県と連携し、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第8節 緊急輸送活動

町は、次のとおり緊急輸送体制の確立を図る。

- (1) 町は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- (2) 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、次表の関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

| 輸送内容 | 関係機関 |
|-------------------|-----------------------------------------------|
| モニタリング要員 各種資機材 | (公社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 |
| 避難住民等 | (公社)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送路の確保、車両の先導等) 自衛隊 |

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

1 飲料水、飲食物の摂取制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を講ずる。

2 農林産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 飲食物摂取制限に関する指標

飲食物摂取制限に関する基準は、下表のとおりである。

| 対 象 | 放射性ヨウ素 |
|--------------------------------|--------------------|
| 飲料水 | 300 ベクレル/キログラム以上 |
| 牛乳・乳製品 | |
| 野菜類(根菜・芋類を除く)、 穀類、肉、卵、魚、その他 | 2,000 ベクレル/キログラム以上 |

(「原子力災害対策指針(令和4年7月6日)」より)

| 対 象 | 放射性セシウム |
|-------|------------------|
| 飲料水 | 10 ベクレル/キログラム以上 |
| 牛乳 | 50 ベクレル/キログラム以上 |
| 一般食品 | 100 ベクレル/キログラム以上 |
| 乳児用食品 | 50 ベクレル/キログラム以上 |

(厚生労働省省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入活動

1 避難者の受入れ

町は、県と協力し、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）に対する受入活動を次のとおり実施する。なお、県外からの避難者の受入れについては、風水害、地震など全ての災害においても準用するものとし、具体的な活動については、災害の状況により適切に判断することとする。

(1) 緊急的な一時受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し、町の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

ア 県から被災自治体の避難者受入要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、町の施設で対応する。

イ (1)による受入れが困難な場合、町内の旅館・ホテル等を町が借上げて避難所とする。

(3) 中期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、町営住宅への受入れを行う。

イ 民間賃貸住宅を町が借上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 町は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。

第4章 災害からの復旧・復興

町は、国、県、及び原子力事業者と相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講ずる。

1 放射性物質による汚染の除去等

町は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

2 その他災害後の対応

- (1) 町は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- (2) 町は、県と連携し、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- (3) 町は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、県、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (4) 町は、県と連携し、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町内において原子力緊急事態に伴う屋内退避もしくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、その対応については、本編第2章「災害に対する備え」、第3章「災害応急対策」、第4章「災害からの復旧・復興」を準用する。

第5編 雪害対策編

第1章 災害予防計画

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、主要国県町道の交通確保及び電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

第1節 雪害に強いまちづくり

第1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う地域機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うものとする。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による地域交通の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 積雪の多い地域における医療を確保するための体制整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導の普及・啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒等の安全確保及び冬期における児童生徒等の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

第3 計画の内容

1 雪害に強いまちづくり

(1) 基本方針

町は、地域特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。

(2) 実施計画

ア 町の実施計画

(ア) 町、県及び関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員

に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

- (イ) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。
- (ウ) 雪害に強い基盤形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (エ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (オ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (カ) 消流雪用水の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

2 道路交通の確保計画

(1) 基本方針

積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、町、県及び関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

(2) 実施計画

ア 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、町、県及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。

イ 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、町、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

ウ 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

エ 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

オ 町は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

カ 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。

キ 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応する

ため、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

ク 町は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

【関係機関】

ア 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。（地方整備局）

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握するものとする。

イ 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。（地方整備局）

ウ 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。（JRバス関東）

エ 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

【住民】

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

3 地域交通確保計画

(1) 基本方針

冬期間における公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

ア 関係機関が実施する計画（JRバス関東）

利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制を整備する。

4 電力の確保

(1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

(2) 実施計画

【電力事業者】

ア 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施するものとする。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、

機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置するものとする。

イ 送電設備については、積雪の多い地域及び住宅密集地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行うものとする。

ウ 配電設備については、以下の対策を行うものとする。

- (ア) 電線の太線化
- (イ) 難着雪化電線の使用
- (ウ) 支持物の強化
- (エ) 冠雪対策装柱の採用
- (オ) 雪害対策支線ガードの採用
- (カ) 支障木の伐採

5 ガス施設の安全確保

(1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための装置の取付徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

(2) 実施計画

【県】

ア 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導するものとする。

イ 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護装置を講ずるとともに、設備破損によるガスの大量漏洩を防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売業者を指導するものとする。

ウ 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の構築を図るよう、(一社)長野県LPガス協会に要請するものとする。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請するものとする。

特に、病院、指定避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と屋内への流入等に特に注意するよう要請するものとする。

6 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機並びに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関】

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。

7 医療の確保

(1) 基本方針

積雪の多い地域における医療の確保を図るため、除雪等道路交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 町の実施計画

本節第3・2「道路交通の確保計画」による。

8 農林産物対策計画

(1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

(2) 実施計画

ア 雪害に対処するため県及び農協等に連絡を取り、水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な予防技術の指導及び応急対策技術の指導を行う。

イ 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。

ウ 特用林産施設を所有する生産者に対し、ハウス設備等の倒壊を防止するよう指導する。

エ 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

9 建築物対策

(1) 基本方針

建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

(2) 実施計画

ア 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

イ 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、対応施策を行う。

ウ 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及・啓発を図る。

【建築物の所有者等】

ア 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

イ 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

ウ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

10 授業の確保等

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策を講ずる。

(2) 実施計画

ア 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要な対策を講ずる。

イ 県が実施する対策に準じて、町の防災計画等を踏まえ適切な対策を行う。

11 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承してゆくことが必要である。

このため、文化財建造物等については、積雪による破損や損傷を防ぐため適切な応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

【所有者等】

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

12 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連携の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努める。

(2) 実施計画

ア 町及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・建設水道課）

(ア) 危険地域等の調査

a 調査対象

- (a) 交通途絶地域
- (b) 地すべり災害危険箇所

b 調査事項

- (a) 危険地域の状況
- (b) 危険・被害予想
- (c) 警戒措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警戒体制、危険排除措置、避難措置等）

13 雪害に関する知識について住民に対しての普及・啓発を図る

(1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

(2) 実施計画

降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性と対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災ハザードマップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策・復旧・復興への備え

第1 基本方針

雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。

第3 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2編第2章第1節「災害直前活動」の「第4 7 警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図る。

2 緊急輸送関係

(1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は除雪体制の強化等雪害に対する安全性の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 町の実施計画

除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

3 避難受入れ関係

(1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設に当たっては、災害に対する安全性、寒さに対する配慮を行う。

(2) 実施計画

ア 町の実施計画

避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

第3節 観測・予測体制の充実

第1 基本方針

雪を克服するため、又は雪をより有効的に利用するため降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力により住民に対する情報提供の整備が必要である。

第2 主な取組み

- 1 降積雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 住民に対する情報の提供体制を整備する。

第3 計画の内容

1 観測・予測体制の充実強化

(1) 基本方針

降雪状況をいち早く把握できる体制づくりを進めるとともに、観測した降雪データの保存・整理を行う。

(2) 実施計画

ア 町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、応急対策等に活用するため、降雪に関するデータを保存・整理する。

イ 町は、長野地方気象台からの情報収集のほか、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

2 情報提供体制の充実

(1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

(2) 実施計画

ア 緊急情報等メール配信、CATV、音声告知端末等を活用し、地域に密着した情報を提供するため関係機関の情報共有を図る。

イ インターネットを利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2章 災害応急対策計画

本章では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定めるものとする。

第1節 災害直前活動

第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

第2 主な取組み

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 住民の避難誘導等

第3 活動の内容

1 気象警報・注意報等の伝達活動

(1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、住民及び関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」を参照のこと。

(2) 実施計画

具体的な活動については、第2編第2章第1節「災害直前活動」による。

2 住民の避難誘導等

(1) 基本方針

ア 町は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し、避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導等を実施する。

イ 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握し、計画的・予防的な通行規制区間を設定する。

(2) 実施計画

ア 町は、住民の避難が必要とされる場合には、避難指示等を行う。また、要配慮者に配慮した適切な避難誘導を実施する。

イ 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。

ウ 町は、住民への避難指示等の伝達に当たっては、町防災行政無線（同報系）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

第2節 除雪等の実施と災害の防止活動

第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

このため、地域住民と町が一体となった適切な除雪の実施活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における公共交通機関（JRバス等）の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒等の教育の確保
- 5 文化財が積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施
- 7 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

第3 活動の内容

1 除雪等の活動

(1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪活動を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うには路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する国、県道との整合は常に図る。

(2) 実施計画

ア 町は、長和町除雪計画を定め、町道の除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

イ 路上の障害物の除去・除雪について、必要に応じて消防機関等の協力を得て必要な措置をとる。

ウ 必要に応じ、冬期交通規制等を実施する。

エ 住民に対して、居住地域内における生活道路の除雪を呼びかける。

【住民】

ア 住民は協力して居住地域内における生活道路の除雪を実施しなければならない。

イ 各区は除雪について地域内の調整を行うものとする。

2 通信の確保

(1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な措置を実施する。

(2) 実施計画

【関係機関】(東日本電信電話株)

ア 電気通信設備の復旧体制

(ア) 災害が発生し、又はおそれがある場合は、災害の規模その他の状況により、必要な災害対策組織を配置し、通信のそ通確保と迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 応急復旧に必要な物資については、支店保有の資材を使用し、不足を生じる時は、他支店に保有する資機材を使用するものとする。

又通信のそ通を確保し、被災した設備を迅速に復旧するため、災害対策用機器及び車両を配備するものとする。

(ウ) 災害のために通信が途絶し、又は通信が著しく輻輳したときは、定められた復旧順位により応急復旧措置を実施するものとする。

3 住民の安全対策・福祉対策

(1) 基本方針

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全確保のための住宅除雪支援員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

(2) 実施計画

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

【住民】

高齢者世帯等の除雪については、隣近所が相互扶助の精神に基づき、助け合いで実施する。

4 授業の確保等

(1) 基本方針

学校等においては、児童生徒等の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、大雪時における児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるよう必要な措置を講ずる。

(2) 実施計画

町立の学校においては、以下の対策を実施する。

ア 学校長等は、児童生徒等及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

イ 学校長等は、天候の急変に際して町教委と密接な連絡を取り、始業、終業時間の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

ウ 学校長等は、大雪による交通機関の停止又は遅延に際しては遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の繰り替え、始業、終業時刻の変更等学校運営について弾力的に対応する。

エ 学校長等は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

オ 積雪が一定量を越えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長等はこれを防止するため雪下ろし等の措置を講ずる。なお、緊急の場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講ずる。

5 文化財の保護

(1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり正しく次世代へ継承してゆくことが必要である。

このため、文化財建造物等については、積雪による破損や損傷を防ぐため適切な応急対策を講ずる。

(2) 実施計画

【所有者等】

積雪量が一定量を越えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがあるため、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろし等を実施する。

6 警備体制の確立

(1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して人命の保護を第一義とした活動に努める。

(2) 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、下記のとおり、適切な対策を行う。

ア 事前措置

- (ア) 事前情報の収集と情勢判断
- (イ) 警備体制の確立
- (ウ) 装備資機材等の確保
- (エ) 関係機関との連絡協調
- (オ) 広報活動の実施

イ 雪害発生時の措置

- (ア) 雪害情報の収集・被害の調査等
 - a 事前情報
 - b 雪害発生時の情報
 - c 関係機関に対する連絡
- (イ) 避難措置等
 - a 災害予想箇所等危険区域の警戒
 - b 避難誘導
 - c 避難後の措置
- (ウ) 罹災者の救出（救護）活動
 - a 人命救助活動

- b 関係機関の行う救護活動に対する協力
- ウ 雪害発生後の措置
 - (ア) 行方不明者の捜索
 - (イ) 他機関の行う応急対策実施に対する協力
 - (ウ) 広報の実施
 - a 雪害の状況
 - b 今後の見通し
 - c 復旧措置の状況
 - d 罹災者の収容状況
- エ 交通の確保（規制）措置
 - (ア) 道路交通の実態把握
 - (イ) 関係機関との連絡協調
 - (ウ) 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
 - (エ) 交通整理員の配備
 - (オ) 交通情報の収集・提供
 - (カ) 交通規制等の広報

7 大雪災害の発生及び拡大の防止

(1) 基本方針

大雪により雪崩等の災害が発生する必然性が高く、また、除雪に伴う中小河川の氾濫により住宅等への浸水、農業用ハウスの損壊等の災害が発生するおそれがあることから、適切な応急対策を実施する必要がある。

(2) 実施計画

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

第3節 避難受入活動に当たっての災害等に対する配慮

第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入れ等の活動に当たっては、雪害の特性に応じた配慮を行うものとする。

第2 主な取組み

第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」による。

第3 活動の内容

第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」による。

第6編 その他災害対策編

第1章 航空災害対策

第1節 災害予防計画

航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等の大規模な事故による多数の死傷者の発生を予防し、また万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

第1 情報の収集・連絡体制の整備

1 基本方針

町、県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備、情報の分析整理について必要な体制の整備を図るものとするものとする。

2 主な取組み

関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。

3 計画の内容

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 基本方針

町、県及び航空運送事業者等は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

イ 実施計画

(ア) 県及び航空運送事業者等の実施する計画に協力する。

(イ) 住民から消防機関等を通じ入った災害情報を、県へ伝達する方法等をあらかじめ定めておく。

(2) 情報収集を行うための情報収集手段の整備

ア 基本方針

航空機が消息をたつ等、遭難が予想される場合において、情報収集が行える体制づくりを行う。

イ 実施計画

(ア) 県及び航空運送事業者等の実施する計画に協力する。

(イ) 災害情報の収集及び連絡に必要な資機材等の整備に努める。

第2 災害応急体制の整備

1 基本方針

町、県及び航空運送事業者は、あらかじめ、非常時の職員の体制、救助・救急医療、消火活動に必要な体制の整備を図るものとする。

2 主な取組み

- (1) 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制をあらかじめ整備する。
- (2) 消防・警察機関及び医療機関は救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄等に務める。
- (3) 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

3 計画の内容

- (1) 非常参集体制の整備及び関係機関の連携体制

ア 基本方針

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

イ 実施計画

- (ア) 職員による迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。また、必要に応じ見直しを行う。
- (イ) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。

- (2) 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

ア 基本方針

町は、消防機関及び医療機関等と連携し、各種活動を迅速、的確に実施するため、必要な資機材の整備に努める。

イ 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、救助工作車、救急車、照明車等の車両、その他応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

第2節 災害応急対策計画

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

第1 情報の収集・連絡・通信の確保

1 基本方針

町、県及び航空運送事業者等は、事故発生の情報及び被害の状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡に当たるものとする。

2 主な活動

- (1) 町は、県と連携し、情報収集を行うとともに、被害規模に関する概括的情報を関係機関へ報告する。
- (2) 町及び県は、応急対策の活動状況を相互に連絡し合うとともに、国土交通省等非常災害対策本部との情報交換に努める。

3 活動の内容

(1) 情報の収集及び報告

ア 基本方針

町は、情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の1次情報を得た場合は直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 実施計画

町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに上田地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

ア 基本方針

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行う。

イ 実施計画

町は、応急対策の活動状況、対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

第2 活動体制の確立

1 基本方針

町、関係機関等は災害発生後、速やかに活動体制の確立を図るため、必要な措置をとるものとする。

2 主な活動

- (1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制等を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置する。
- (2) 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

3 活動の内容

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

ア 基本方針

発災を覚知した場合は、速やかに関係職員を参集するとともに、情報収集連絡体制の確立のために必要な措置をとる。

イ 実施計画

第2編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

ア 基本方針

被害規模により、広域応援体制をとる必要があることから、あらかじめ締結された広域応援協定に基づき速やかに受援体制を整える。

イ 実施計画

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」に基づき、応援要請を行うとともに、応援を受入れるための受援体制を早急に整える。

第3 捜索、救助・救急及び消火活動

1 基本方針

事故による災害が発生した場合には、関係機関は速やかに相互に連携して捜索、消火、救助、医療活動を実施する。

2 主な取組み

(1) 航空機の遭難等の情報を得た場合は、ヘリコプター等多様な手段を活用した捜索活動を実施する。

(2) 航空災害が発生した場合は、消防機関と連携した消火活動を実施するとともに必要に応じて、関係機関への応援要請を行う。

(3) 関係機関等の協力を得て医療活動を実施する。

(4) 緊急通行車両の通行を確保するため、交通規制を適切に実施する。

3 活動の内容

(1) 捜索活動の実施

ア 基本方針

航空機の遭難情報を得た場合は速やかに、捜索活動を実施する。

イ 実施計画

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、上田地域広域連合消防本部及び消防団と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 消火、救助活動の実施

ア 基本方針

災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、あら

かじめ定められた救助計画等により、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

イ 実施計画

(ア) 町は、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」、第8節「消防・水防活動」に基づき、消火、救助・救急活動を実施する。

(イ) 災害の規模等により、広域応援の実施が必要と認められる場合は、前述したとおり、第2編第2章第4節「広域相互応援活動」、第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより要請する。

(3) 医療活動の実施

ア 基本方針

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、県や小県医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

イ 実施計画

(ア) 町は、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に基づき、医療活動を実施する。

(イ) 自衛隊や日本赤十字社の協力が必要な場合は、所要の要請を行うとともに不足が見込まれる医薬品がある場合は調達に必要な措置をとる。

(4) 緊急車両の通行確保と交通規制の実施

ア 基本方針

被害状況に応じて、緊急車両の優先通行を図るため、必要な交通規制を実施する。

イ 実施計画

緊急車両の通行を確保するため、上田警察署と連携し、一般車両の通行禁止や応援車両の交通誘導を実施する。

第4 関係者等への情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応する。

2 主な活動

(1) 被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

(2) 一般住民に対する的確な情報伝達活動を実施する。

3 活動の内容

(1) 被災家族への情報伝達活動

ア 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

イ 実施計画

町は、第2編第2章第24節「災害広報活動」に定めるところにより、被災者の家族等

に対する広報活動を実施する。

(2) 一般住民への情報伝達活動

ア 基本方針

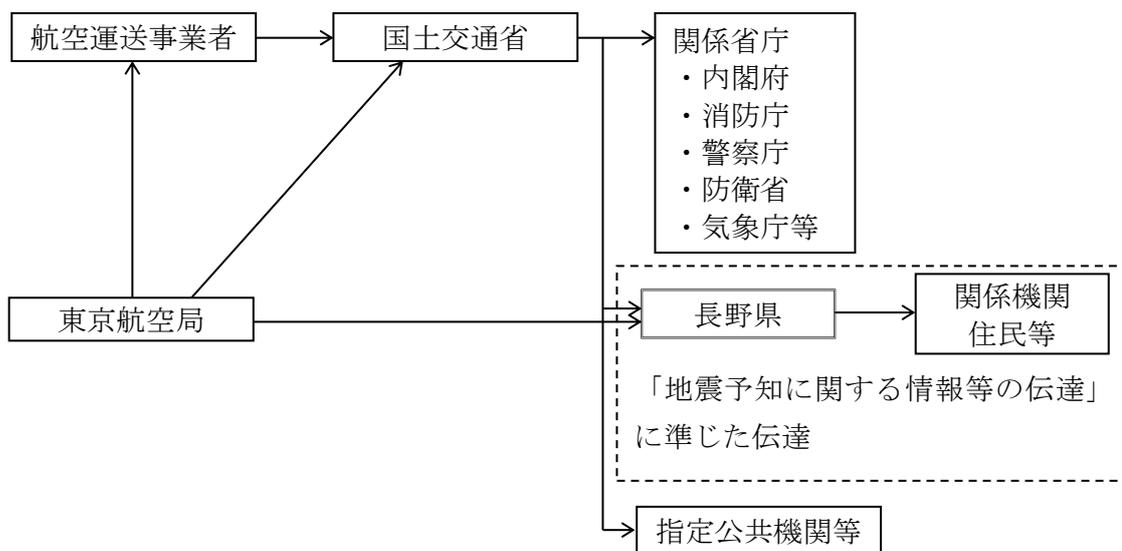
地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

イ 実施計画

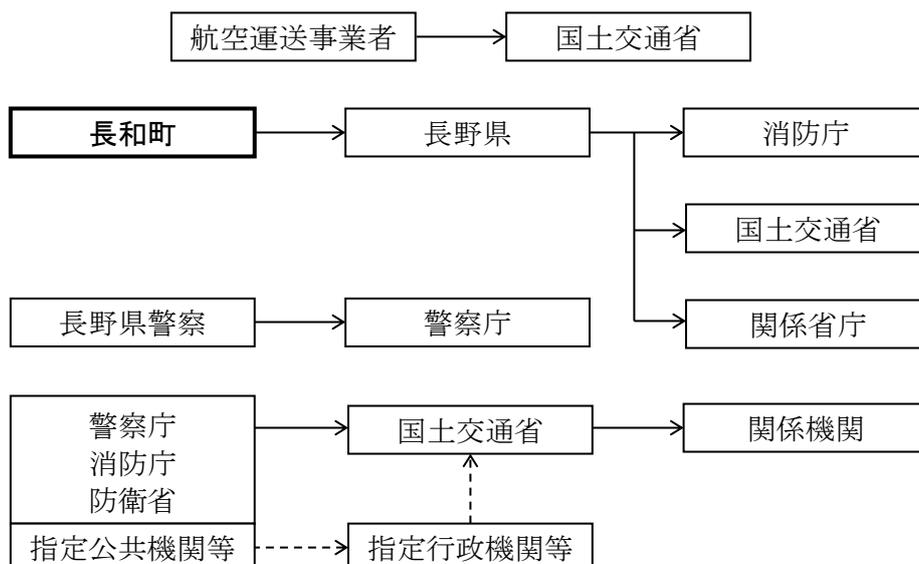
町は、第2編第2章第24節「災害広報活動」に定めるところにより、住民等に対する広報活動を実施する。

■ 航空災害における連絡体制

(1) 航空事故情報等の連絡

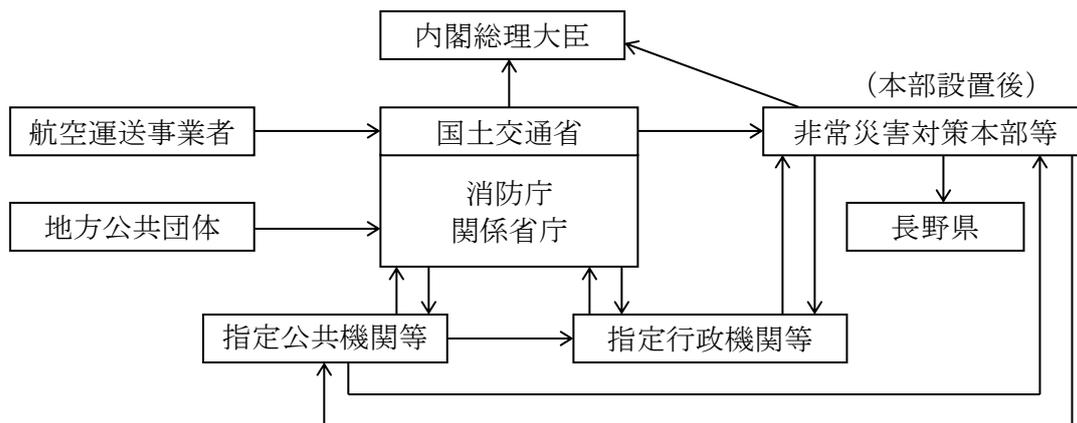


(2) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

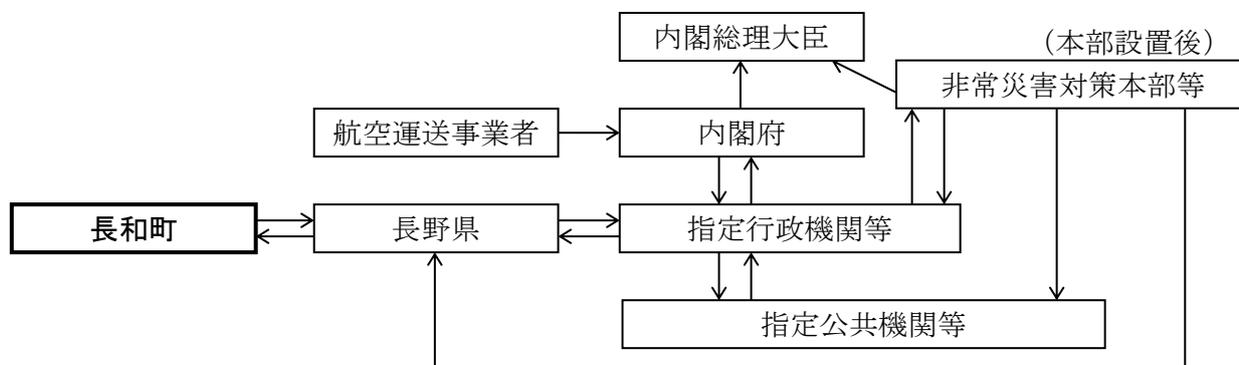


大規模な場合 (-----> は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第2章 道路災害対策

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

第1節 災害予防計画

第1 道路交通の安全のための情報の充実

1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平常時より連携を強化しておく。

2 主な取組み

関係各機関の情報連絡体制、連携を強化し、気象警報・注意報等の的確な発表、伝達の実施に努める。

3 計画の内容

(1) 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等

ア 基本方針

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

イ 実施計画

(ア) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平常時から長野地方气象台、関係機関との連携を強化しておく。また、道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(イ) 道路管理者は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

第2 道路（橋梁等を含む）の整備

1 基本方針

自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう安全に配慮した道路（橋梁等を含む）整備を行う。

また、気象条件により自然災害・事故等の発生のおそれがあるときは、未然にこれを防ぐ施設を整備する。

2 主な取組み

道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するため、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。

3 計画の内容

(1) 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性の確保

ア 基本方針

自然災害・事故が発生した場合、道路（橋梁等を含む）は、落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として各道路管理者並びに関係機関は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対策の強化を図る必要がある。

イ 実施計画

- (ア) 町は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (イ) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合に備えて、平常時から情報の収集・連絡体制、災害応急体制の整備を図る。

2 主な取組み

- (1) 関係各機関において緊急に必要となる相互支援について、連携の強化等、災害応急体制を整備する。
- (2) 関係者への的確な情報伝達活動を行う。

3 計画の内容

(1) 災害応急体制の整備

ア 基本方針

自然災害・事故等により、道路（橋梁等を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、各機関単独では対応が遅れるおそれがある。

この対策として被災後の応急復旧及び復旧活動に関し、各関係機関において緊急時の相互応援が必要な場合に備えて、平常時から連携を強化しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の関係を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

イ 実施計画

町は、それぞれの計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

(2) 関係者への的確な情報伝達体制の整備

ア 基本方針

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう体制の整備を行う。

イ 実施計画

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

第2節 災害応急対策計画

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

被害が甚大な場合は、必要に応じて相互に支援を行うことにより処理する。

第1 発災直後の情報の収集・提供・連絡及び通信の確保

1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動や応急対策に資するようにする。

2 主な活動

情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

3 活動の内容

(1) 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

ア 基本方針

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。

このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

また、被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

イ 実施計画

町は、パトロール等の結果や通報、町防災行政無線等により入手した情報を、県防災行政無線等を活用して、速やかに県、関係各機関へ通報するものとする。

第2 救急・救助・消火活動

1 基本方針

道路災害が発生した場合には、負傷者の救急・救助活動を迅速かつ円滑に実施するため、各関係機関が協力体制を確立する。

2 主な活動

町は、県及び関係各機関と道路事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助活動に努める。

3 活動の内容

(1) 救急・救助活動

ア 基本方針

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

イ 実施計画

第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

第3 災害応急対策の実施

1 基本方針

各機関は、自然災害・事故等が発生した場合は、災害応急対策を円滑かつ強力で推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかに道路利用者に周知せしめる。

2 主な活動

(1) 町は、県及び関係団体と連携して、路上障害物除去、緊急輸送路確保等の応急活動を実施する。

また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

(2) 関係機関の間で整備した業務協定等に基づく応急活動を実施する。

3 活動の内容

(1) 応急活動の実施

ア 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限度にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を実施する。

イ 実施計画

町は、行政区域内の道路（橋梁等を含む）の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

(2) 関係機関の協力体制の確立

ア 基本方針

関係各機関が協力して活動することは、災害応急対策を実施する上で有効である。このため各機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

イ 実施計画

町は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

第4 関係者への情報伝達活動

1 基本方針

被災家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、必要な人員の配置等により対応

する。

2 主な活動

被災家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

被災家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、安否状況、医療機関などの情報をきめ細かに正確に提供する。

(2) 実施計画

町は、道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

第5 道路（橋梁等を含む）の応急復旧活動

1 基本方針

道路管理者は、迅速かつ的確に道路（橋梁等を含む）の応急復旧を行い、早期に道路交通の確保に努めるものとする。

2 主な活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安全施設等の応急復旧活動を実施する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

道路管理者は、被害の状況、本復旧までの工期施工量等を勘案し、迅速かつ的確な道路（橋梁等を含む）の応急復旧を図る。

(2) 実施計画

町は、パトロール等の点検結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

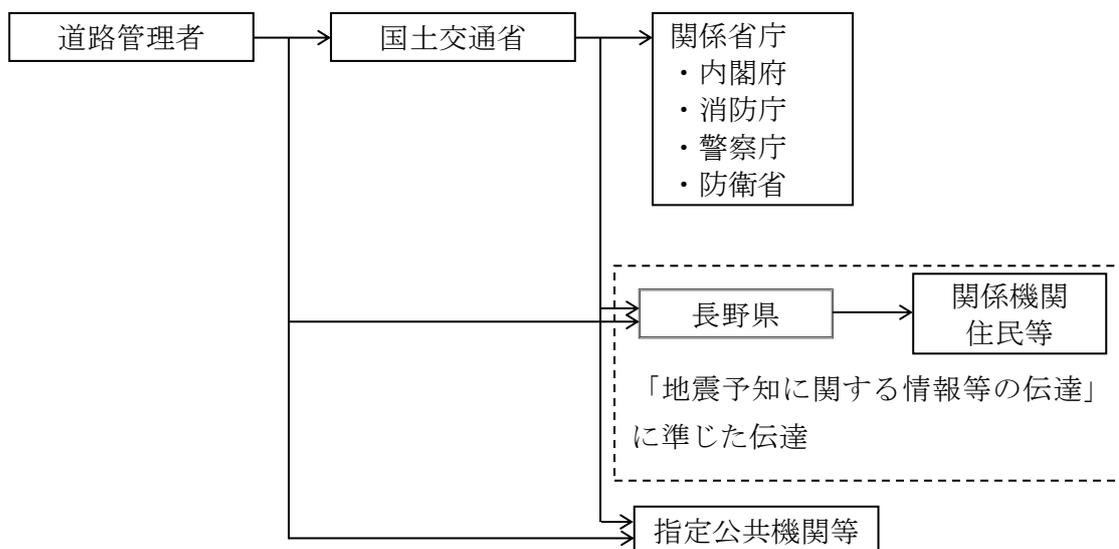
応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

【関係機関】

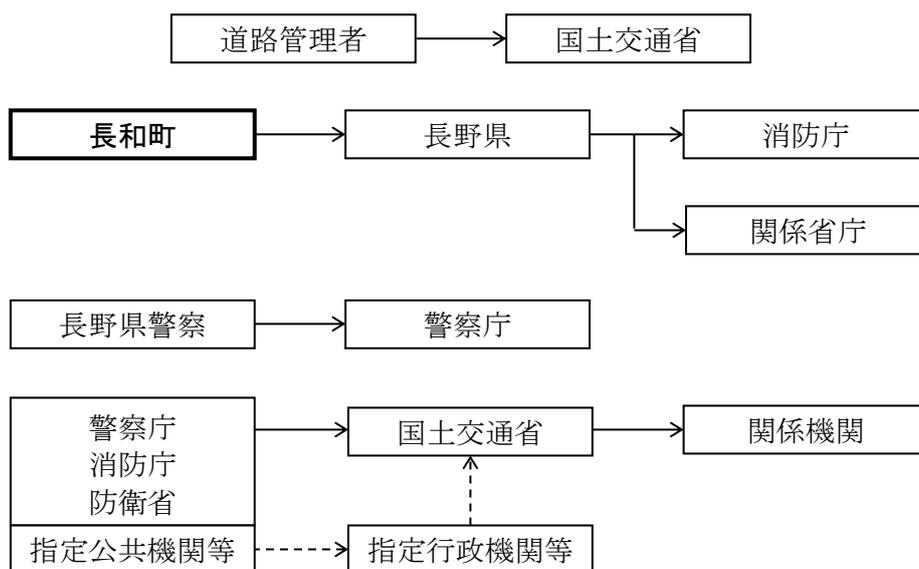
協定等に基づく町の要請等に対して、公共施設の応急復旧工事等の活動に協力するものとする。

■ 道路災害における連絡体制

(1) 道路災害等事故情報の連絡

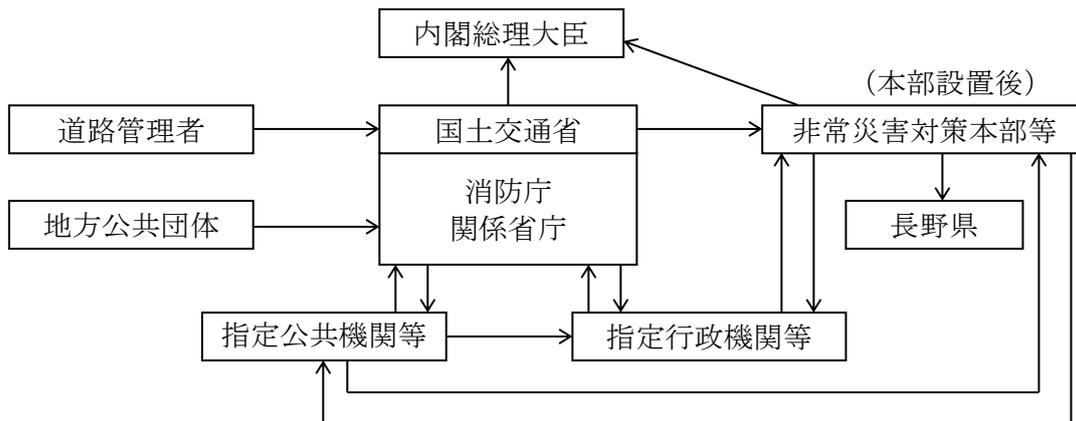


(2) 道路事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡

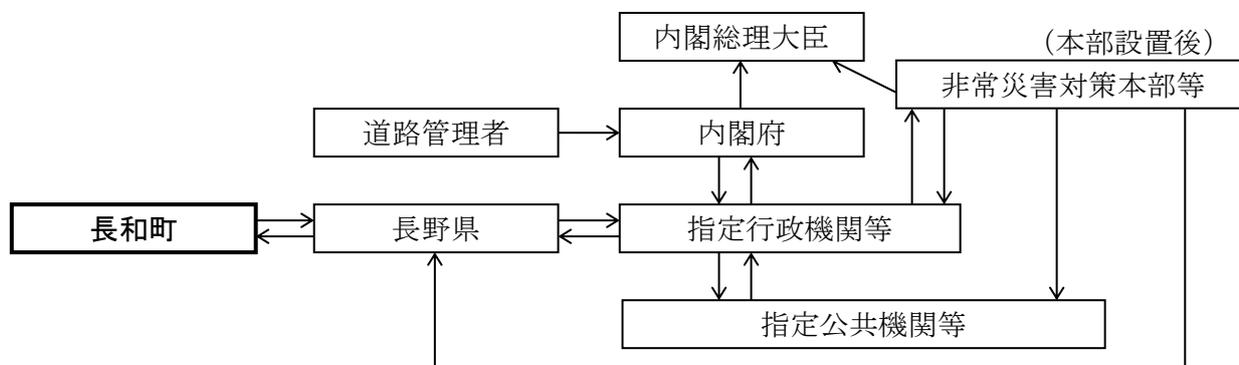


大規模な場合（-----> は、指定公共機関等の場合）

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第3章 危険物等災害対策

第1節 災害予防計画

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第1 危険物等関係施設の安全性の確保

1 基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。また、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2 主な取組み

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

3 計画の内容

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

ア 基本方針

(ア) 危険物関係

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(イ) 毒物劇物関係

届出を要しない毒物劇物業務上取扱者も含めた実態把握に努め、立入等により指導を実施するとともに、研修会等の開催により、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業、業務上取扱者及び関係機関への指導を推進する必要がある。

イ 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、下記のとおり、適切な対策を行う。

(ア) 危険物関係

a 規制及び指導の強化

(a) 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

(b) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、

安全性の向上を図るものとする。

(c) 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

- ・危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況
- ・危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

【関係機関（危険物取扱事業所）】

- a 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努めるものとする。
- b 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努めるものとする。
- c 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備するものとする。

(イ) 毒物劇物関係

県が実施する対策に協力する。

【関係機関】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加するものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

2 主な取組み

- (1) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- (2) 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

3 計画の内容

(1) 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

ア 基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

イ 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、下記のとおり、適切な対策を行う。

(ア) 危険物関係

a 消火資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

b 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

c 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

【関係機関】(危険物取扱事業所)

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化するものとする。

(イ) 毒物劇物関係

県が実施する対策に協力する。

(2) 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

ア 基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

イ 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、下記のとおり、適切な対策を行う。

(ア) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(イ) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

【関係機関】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者)

(ア) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図るものとする。

(イ) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築するものとする。

(ウ) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備するものとする。

第2節 災害応急対策計画

本節では、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定めるものとする。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除いて、本章の各節に定めるところによるものとする。

第1 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、被害状況及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、関係機関は効果的な通信手段・機材を用いて、情報の収集・連絡を迅速に行うことが必要である。

2 主な活動

効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。

3 活動の内容

(1) 基本方針

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

(2) 実施計画

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

【事業者】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて県の関係部局、警察署、消防署等に連絡するものとする。

第2 災害の拡大防止活動

1 基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置をとり、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図るものとする。

2 主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

ア 危険物関係

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

イ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、直ちに的確な情報を上田保健福祉事務所、上田警察署又は上田地域広域連合消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

ウ タンクローリー等の横転事故関係

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、本章において定めたところにより実施する。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導する。

【関係機関】(危険物施設の管理者等)

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

第6編 その他災害対策編 第3章 危険物等災害対策

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(d) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(e) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

上田地域広域連合消防本部、上田警察署等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

イ 毒物・劇物関係

(ア) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(イ) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(ウ) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行うものとする。

(エ) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

【営業者及び業務上取扱者】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

上田保健福祉事務所、上田警察署、上田地域広域連合消防本部及び町と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

ウ タンクローリー等の横転事故関係

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第3 危険物等の大量流出に対する応急対策

1 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、県及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

2 主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑えるものとする。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

(2) 実施計画

ア オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を講ずる。

イ 飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 環境モニタリングを実施する。

エ 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

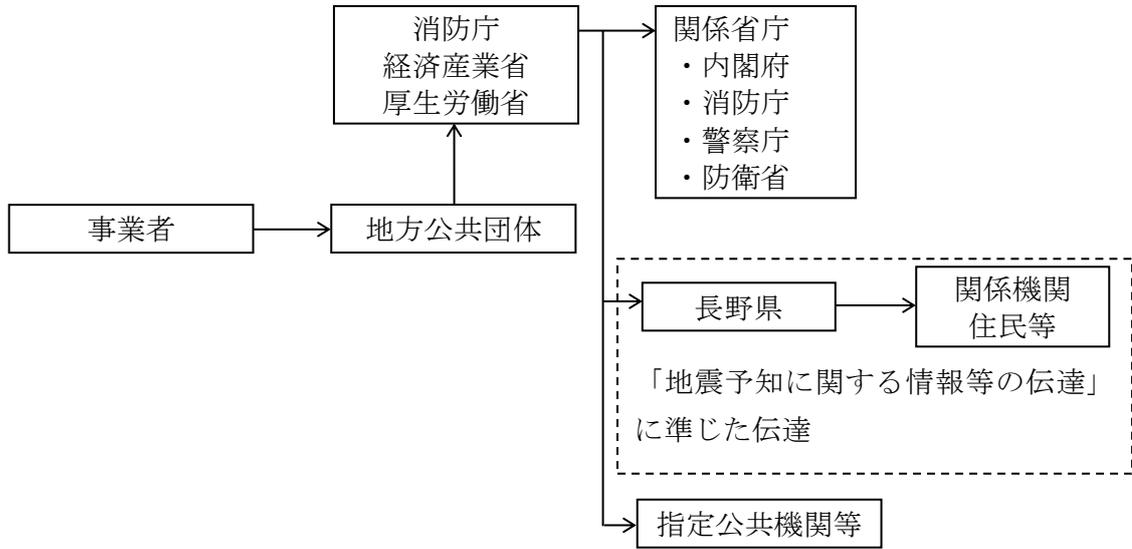
【関係機関】(河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等)

ア 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

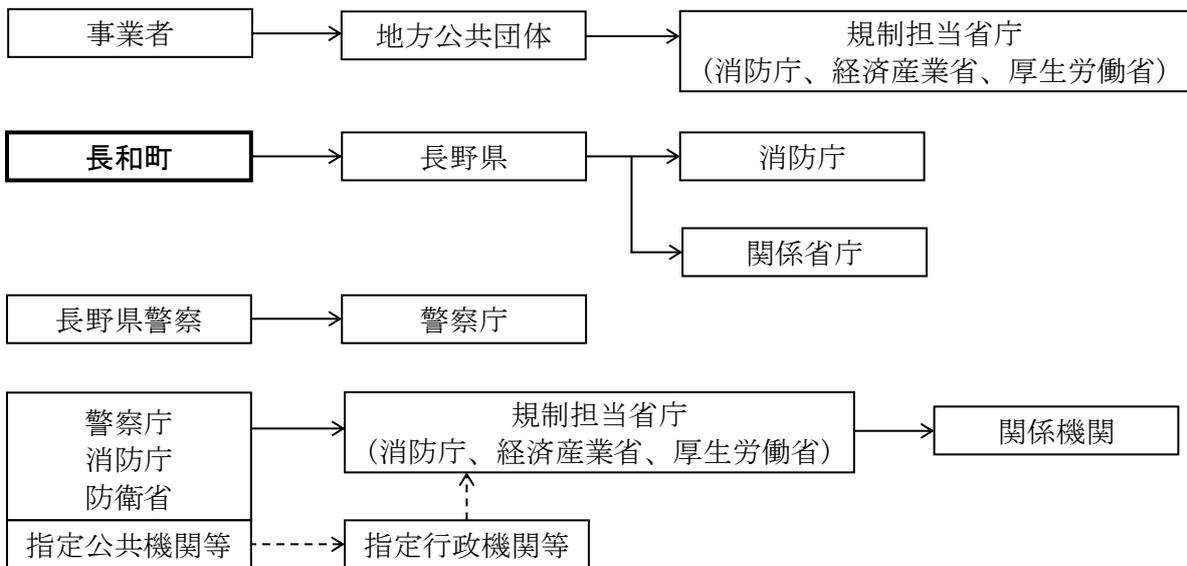
イ 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに上田地域広域連合消防本部、上田警察署、上田保健福祉事務所等関係機関に通報するものとする。

■ 危険物等災害における連絡体制

(1) 危険物等事故情報の連絡



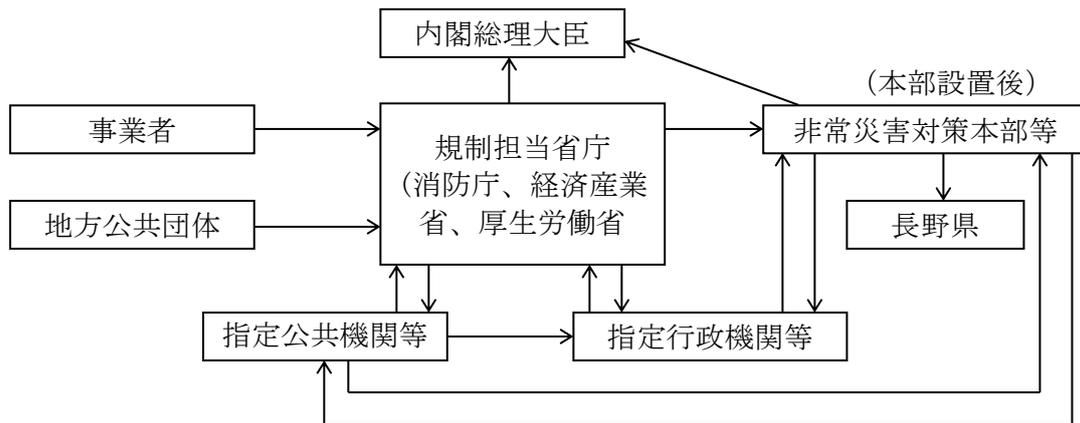
(2) 危険物等の大規模事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



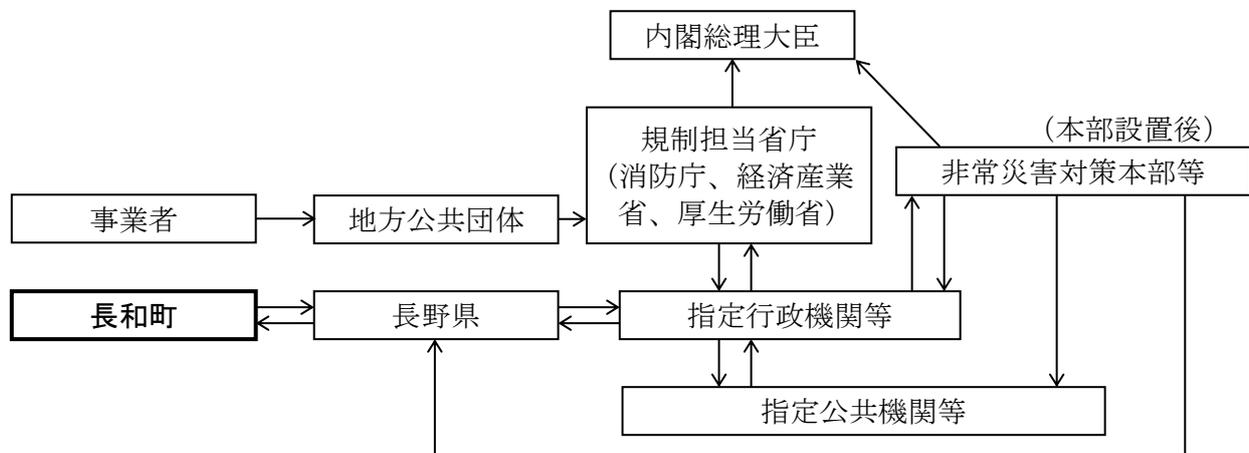
大規模な場合

(-----> は、指定公共機関等の場合)

(3) 一般被害情報等の収集・連絡



(4) 応急対策活動情報の連絡



第4章 大規模な火事災害対策

第1節 災害予防計画

近年は、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを形成するものとする。

第1 災害に強いまちづくり

1 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行うものとする。

2 主な取組み

- (1) 大規模な火事災害に強いまちの形成
- (2) 火災に対する建築物の安全化

3 計画の内容

- (1) 大規模な火事災害に強いまちの形成

ア 基本方針

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行うものとする。

イ 実施計画

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (イ) 町道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。

- (2) 火災に対する建築物の安全化

ア 基本方針

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

イ 実施計画

- (ア) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (イ) 建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (ウ) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (エ) 消防法は、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラ

一設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。

- (ウ) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 基本方針

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

2 主な取り組み

- (1) 救助・救急用資機材の整備
- (2) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備
- (3) 消火活動の計画
- (4) 避難誘導計画の整備

3 計画の内容

- (1) 救助・救急用資機材の整備

ア 基本方針

救助工作車及び救急自動車の充実、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施が必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

イ 実施計画

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

- (イ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行々とともに、定期的に訓練を実施する。

- (2) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

ア 基本方針

災害時には、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が、適切・迅速に

入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

イ 実施計画

大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した上田地域広域連合消防本部と連携した取組みが必要である。

(ア) 大規模な火事災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、上田地域広域連合消防本部との連携強化を図る。

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

(ウ) 上田地域広域連合消防本部と連携し、関係機関の協力を得て、防災訓練を毎年1回以上実施する。

【関係機関】

ア 国保依田窪病院は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

イ (一社)小県医師会は、他の地域の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(3) 消火活動の計画

ア 基本方針

大規模な火事災害時等において、消火活動が迅速かつ的確に実施できるように消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、上田地域広域連合消防本部と連携して取り組む。

イ 実施計画

上田地域広域連合消防本部と連携し、大規模な火事災害が発生した場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、消防団組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は、減少の傾向にあるので、消防団活性化総合整備事業等を活用した消防団の施設、設備の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動に

よる青年層、女性層の加入促進を図り、消防団活性化の推進と育成強化を図る。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における消火、救助活動等は、住民・事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(エ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

大規模な火事災害発災時における同時多発火災を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか広報媒体等を通じて、住民等に対する消火器具等の常備及びその取扱方法等、防火思想、知識の普及・啓発を図る。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合又は火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

c 危険物保有施設への指導

科学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(a) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(オ) 活動体制の整備

大規模な火災発生時における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施で

きるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模な同時多発火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防ぎょ地域、延焼防止線の設定等の、火災防ぎょ計画等を定める。

(カ) 応援協力体制の確立

大規模な火災災害発生時において、自らの消防力のみでは対処できない又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

(4) 避難誘導計画

ア 基本方針

町は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

イ 実施計画

(ア) 町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講ずる。

(イ) 町は、大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2節 災害応急対策計画

本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定めるものとする。

第1 消火活動

1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

2 主な活動

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

3 活動の内容

(1) 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、上田地域広域連合消防本部は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 消火活動関係

(ア) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

(イ) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

(ウ) 応援要請等

a 町長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等

の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第2章第4節「広域相互応援活動」により行う。

b 町長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

イ 救助・救急活動

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第2編第2章第7節「救助・救急・医療活動」に定める。

【住民、事業所及び地区防災会議・自主防災組織等】

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、地区防災会議及び自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力するものとする。

第2 避難誘導活動

1 基本方針

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

2 主な活動

災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

3 活動の内容

(1) 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障がい者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

(2) 実施計画

ア 町は、第2編第2章第12節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき、避難誘導活動を実施する。

第6編 その他災害対策編 第4章 大規模な火事災害対策

イ 役場庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

【建築物の所有者等】

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとるものとする。

第3節 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第1 計画的復興の進め方

1 基本方針

大規模な火事災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解をもとめながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

2 主な活動

複数の機関が関係し、高度化、複雑化及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画を作成し、体制を整備する。

3 活動の内容

(1) 復興計画の作成

ア 基本方針

被災地域の再建に当たり、さらに災害に強いまちづくりを目指し、まちの構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するための復興計画を作成する。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

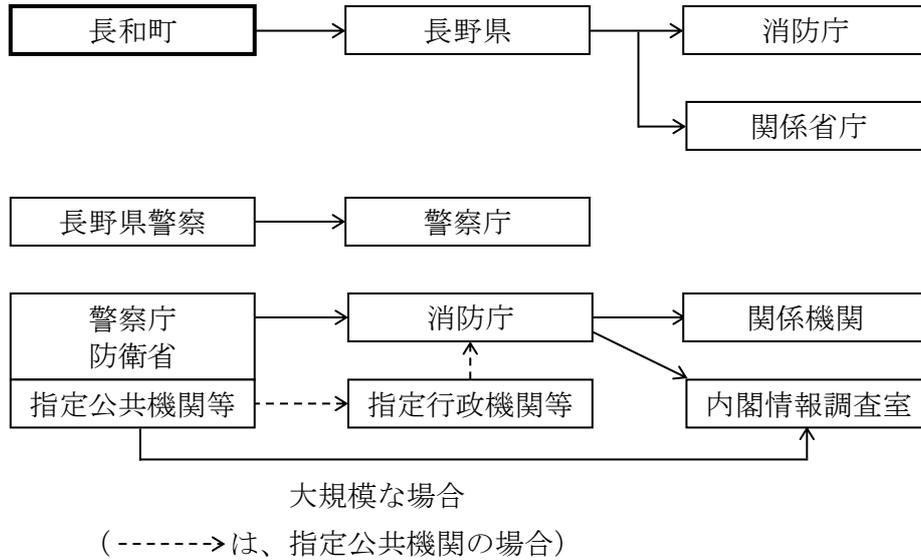
また、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図る。

イ 実施計画

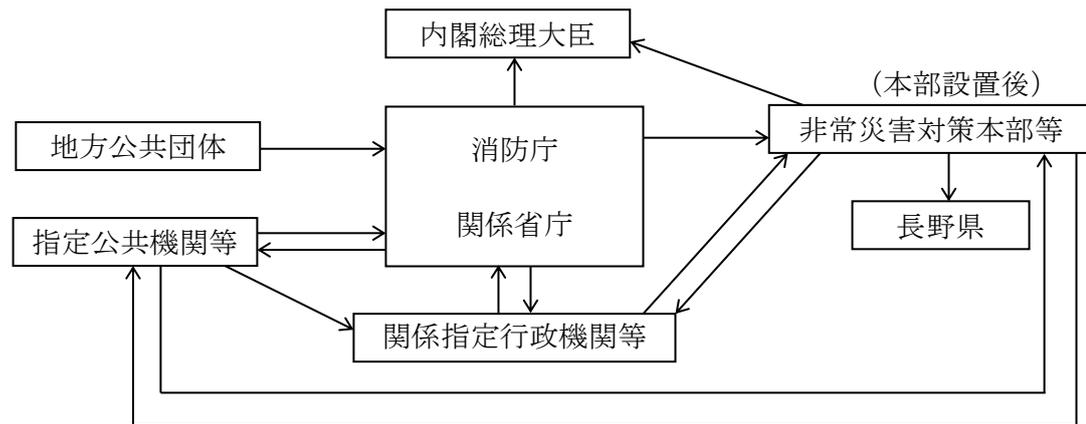
関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

■ 大規模な火事災害における連絡体制

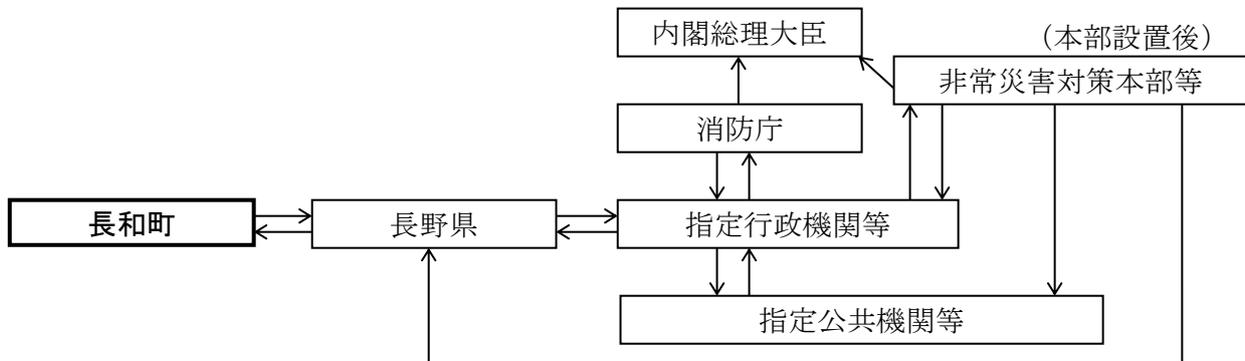
(1) 大規模な火事災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



第5章 林野火災対策

第1節 災害予防計画

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件の下において発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第1 林野火災に強い地域づくり

1 基本方針

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

2 主な取組み

- (1) 関係機関と連携を図り、林野火災対策計画を確立する。
- (2) 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。

3 計画の内容

(1) 林野火災消防計画の確立

ア 基本方針

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、林野火災対策計画を作成し、林野火災の発生防止及び発生時における活動体制の確立を図る。

イ 実施計画

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

(ア) 特別警戒実施計画

- a 特別警戒区域
- b 特別警戒時期
- c 特別警戒実施要領

(イ) 消防計画

- a 消防分担区域
- b 出動計画
- c 防ぎよ鎮圧要領

(ウ) 資機材整備計画

(エ) 防災訓練の実施計画

(オ) 啓発運動の推進計画

(2) 予防対策の実施

ア 基本方針

林野火災対策計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及・啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

イ 実施計画

町は、上田地域広域連合消防本部と連携し、林野火災予防のため、次の事業を行う。

(ア) 防災思想の普及

- a 防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。
- b 林野火災予防協議会の設置等の推進を図る。
- c 自主防災組織の育成を図る。

(イ) 予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

- a 林野火災発生の危険性の高い地域を林野火災特別地区として指定し、その地域の実情に即した対策事業を促進する。
- b 林野火災予防マップ作成の推進を図る。
- c 防火管理道の作設、防火線・防火帯の設置、防火用水・防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。
- d 自動音声警報機等の予防資機材、水のう付き手動ポンプ等の初期消火機材の整備を推進する。

(ウ) 林業専門委員、山地防災ヘルパー、災害時等における協定締結者及び現地出張した職員等による巡視

(エ) 林野所有（管理）者に対する指導

- a 火の後始末の徹底
- b 防火線・防火帯の設置
- c 自然水利の活用による防火用水の確保
- d 火入れ、地ごしらえに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立
- e 火災多発期における見回りの強化
- f 消火のための水の確保

(オ) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、林野火災時における消防応援体制の整備を図る。

第2 林野火災防止のための情報の充実

1 基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

2 主な取組み

- (1) 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- (2) 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

3 計画の内容

- (1) 気象情報の収集体制の整備
 - ア 基本方針
気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。
 - イ 実施計画
長野地方気象台からの気象警報・注意報等を正確かつ迅速に収集できる体制の整備に努める。
- (2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備
 - ア 基本方針
防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。
 - イ 実施計画
林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

2 主な取組み

- (1) 情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。
- (2) 関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。
- (3) 消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。
- (4) 防災関係機関等と防災訓練を実施する。

3 計画の内容

- (1) 情報の収集・連絡関係
 - ア 基本方針
災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。
また、必要に応じ車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。
 - イ 実施計画
防災行政無線、携帯電話等を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応し

た通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じて車両による現地情報の収集体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 実施計画

(ア) 職員の参集等活動体制の確認を行う。

(イ) 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動計画

ア 基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

イ 実施計画

(ア) 上田地域広域連合消防本部、消防団、地区防災会議及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(イ) 空中消火基地及び取水用河川、ため池等の利用可能状況を把握する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

イ 実施計画

(ア) 防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

(イ) 消防職員、消防団員等を対象とした消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2節 災害応急対策計画

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第1 林野火災の警戒活動

1 基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

2 主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

(2) 実施計画

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に上田地域広域連合消防本部と十分協議する。
また、火入れの場所が近隣市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、上田地域広域連合消防本部の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

(ウ) 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹出し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、音声告知端末等を通じ、周知徹底する。

第2 発災直後の情報の収集、連絡体制

1 基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

2 主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

(2) 実施計画

ア ヘリコプターによる偵察の要請

イ 職員の災害現場への派遣

第3 活動体制の確立

1 基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

2 主な活動

(1) 災害情報の収集・連絡を実施する。

(2) 事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

3 活動の内容

(1) 災害情報の収集・連絡体制

ア 基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

イ 実施計画

(ア) 職員の災害現場への派遣

(イ) 上田地域広域連合消防本部から県への火災速報の送信

(ウ) 場外ヘリポートの設定及び準備と水利の確保

(エ) 状況に応じ、消防防災ヘリコプター等の応援要請の実施

(2) 林野所有（管理）者の活動体制

ア 基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行うものとする。

イ 実施計画

町は、林業関係者に対し、上田地域広域連合消防本部、上田警察署等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

【林野所有（管理）者等】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力をを行うものとする。

第4 消火活動

1 基本方針

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

2 主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を要請する。

3 活動の内容

(1) 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

(2) 実施計画

町は、林野火災の発生場所、風向き及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるため、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請

第5 二次災害の防止活動

1 基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

2 主な活動

二次災害発生を防止する措置をとるとともに、関係機関への情報提供を行う。

3 活動の内容

(1) 基本方針

危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

(2) 実施計画

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 災害復旧計画

第1 基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第2 主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第3 活動の内容

1 基本方針

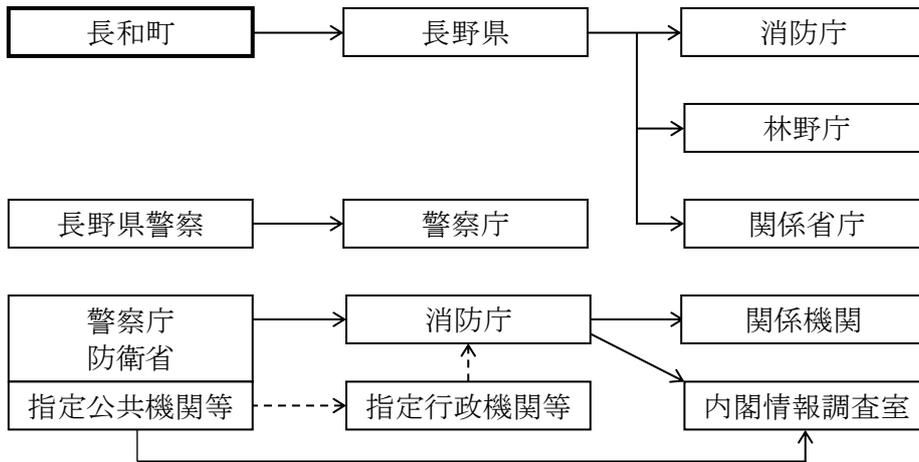
事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

2 実施計画

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及・啓発を行う。

■ 林野火災における連絡体制

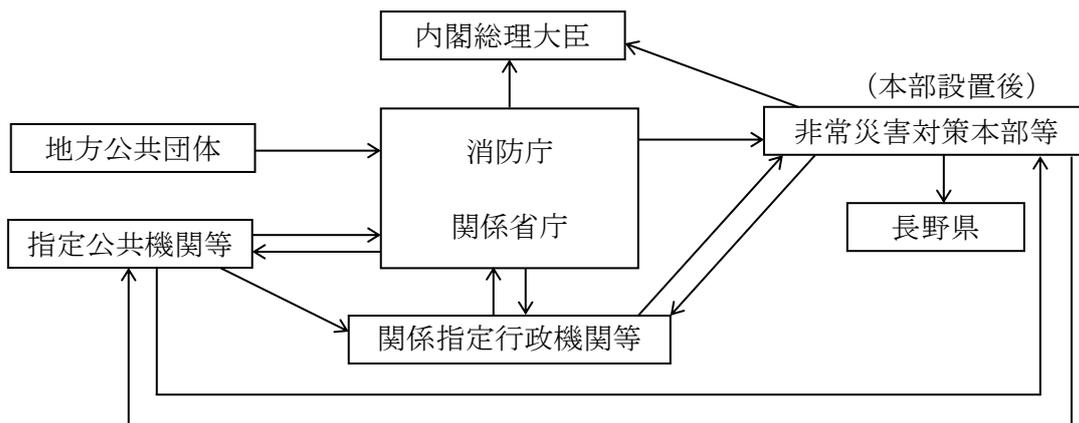
(1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



大規模な場合

(----->は、指定公共機関の場合)

(2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡

